

令和4年6月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	4
4、付託事件	4
5、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長予算議案及び報告議案説明	5
予算議案及び報告議案に対する質疑	6
予算議案及び報告議案に対する討論	9
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明	9
議案に対する質疑	10
議案に対する討論	11
決議に基づく提出資料の説明	11
陳情審査	11
議案外所管事項に対する質問	12
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者報告議案説明	27
監査事務局長報告議案説明	27
人事委員会事務局長報告議案説明	27
労働委員会事務局長報告議案説明	28
議会事務局長報告議案説明	28
報告議案に対する質疑	28
報告議案に対する討論	28
委員会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者所管事項説明	29
監査事務局長所管事項説明	29
人事委員会事務局長所管事項説明	29
労働委員会事務局長所管事項説明	30
決議に基づく提出資料の説明	31
議案外所管事項に対する質問	31

(第2日目)

1、開催日時・場所	33
2、出席者	33

3、経 過	
分科会	
企画部長予算議案及び報告議案説明	3 3
決議に基づく提出資料の説明	3 5
予算議案及び報告議案に対する質疑	3 5
予算議案及び報告議案に対する討論	4 4
委員会	
企画部長所管事項説明	4 5
決議に基づく提出資料の説明	4 6
陳情審査	4 7
議案外所管事項に対する質問	4 7

(第3日目)

1、開催日時・場所	5 5
2、出席者	5 5
3、経 過	
分科会	
地域振興部長予算議案及び報告議案説明	5 5
地域づくり推進課長補足説明	5 7
次長兼交通政策課長補足説明	5 8
県庁舎跡地活用室長補足説明	6 0
決議に基づく提出資料の説明	6 2
予算議案及び報告議案に対する質疑	6 3
予算議案及び報告議案に対する討論	7 4
委員会	
地域振興部長総括説明	7 5
議案に対する質疑	7 9
議案に対する討論	8 0
決議に基づく提出資料の説明	8 0
地域振興部次長補足説明	8 1
新幹線対策課長補足説明	8 2
陳情審査	8 2
議案外所管事項に対する質問	8 3

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 0 1
2、出席者	1 0 1
3、経 過	
分科会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監予算議案及び報告議案説明	1 0 2
総務部長予算議案及び報告議案説明	1 0 2
予算議案及び報告議案に対する質疑	1 0 3
予算議案及び報告議案に対する討論	1 0 8
委員会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監所管事項説明	1 0 8
総務部長総括説明	1 1 0

管財課長補足説明	1 1 2
税務課長補足説明	1 1 2
議案に対する質疑	1 1 3
議案に対する討論	1 1 6
決議に基づく提出資料の説明（危機管理監）	1 1 6
決議に基づく提出資料の説明（総務部）	1 1 7
陳情審査	1 1 7
議案外所管事項に対する質問	1 1 8
意見書審査	1 3 3
委員間討議	1 3 4
・ 審査結果報告書	1 3 5

（配付資料）

- ・ 分科会関係議案説明資料
- ・ 分科会関係議案説明資料（追加１）
- ・ 委員会関係議案説明資料
- ・ 委員会関係議案説明資料（追加１）

6月6日

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月6日

自 午前11時19分
至 午前11時23分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員	長	北村 貴寿 君
副委員	長	赤木 幸仁 君
委員		田中 愛国 君
		中島 廣義 君
		山田 朋子 君
		川崎 祥司 君
		中島 浩介 君
		ごうまなみ 君
		吉村 洋 君
		宅島 寿一 君
		中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時19分 開会

【北村委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中島浩介委員、吉村洋委員の、ご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和4年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時23分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月20日

自 午前10時00分
至 午後 1時47分
於 委員会室1

厚生課長 林田 哲朗 君
留置管理課長 久田 庄蔵 君
生活安全部長 川口 利也 君
生活安全企画課長 宮下 直樹 君
人身安全対策課長 松尾 文則 君
少年課長 奥野 勝 君
生活環境課長 井上 信男 君
サイバー犯罪対策課長 朝末 英一 君
地域部長 鷺池 満治 君
地域課長 黒崎 誠 君
刑事部長 山口 善之 君
刑事総務課長 宮崎 和久 君
捜査第一課長 松本 武敏 君
捜査第二課長 中道 宣信 君
組織犯罪対策課長 下田 健一 君
交通部長 植木 保 君
交通企画課長 式場 龍明 君
交通指導課長 林田 晋 君
交通規制課長 永尾 俊之 君
運転免許管理課長 松尾 邦仁 君
警備部長 池園 直隆 君
公安課長 船場 幸夫 君
警備課長 一瀬 永充 君
外事課長 林田 智治 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 北村 貴寿 君
副委員長(副会長) 赤木 幸仁 君
委 員 田中 愛国 君
" 中島 廣義 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 中島 浩介 君
" ごうまなみ 君
" 吉村 洋 君
" 宅島 寿一 君
" 中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長 橋本 真和 君
首席監察官 平戸 雄一 君
首席参事官兼警務課長 川本 浩二 君
総務課長 車 康之 君
広報相談課長 野口 一範 君
会計課長 沢田石 徹 君
装備施設課長 松尾 和人 君
監察課長 山崎 博之 君

会計管理者 吉野ゆき子 君
会計課長 岩村 政子 君
物品管理室長 高橋寿美子 君

監査事務局長 上田 彰二 君
監査課長(参事監) 太田 勝也 君

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君

職員課長 田中 京 君

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君

調整審査課長 山田 譲二 君

議会事務局長 黒崎 勇 君

次長兼総務課長 藤田 昌三 君

議事課長 川原 孝行 君

政務調査課長 濱口 孝 君

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第73号議案

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

第76号議案

財産の処分について

第77号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第86号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

報告第20号

長崎県税条例の一部を改正する条例

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・対外的情報省の設立の意見書を内閣官房長官に提出に関する陳情
- ・要望書
- ・沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- ・令和5年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・要望書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第69号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

（関係分）

第85号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）

（関係分）

報告第4号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）

（関係分）

報告第12号

令和3年度長崎県庁用管理特別会計補正予算

（第2号）

報告第15号

令和3年度長崎県公債管理特別会計補正予算

（第2号）

報告第19号

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第2号）

（関係分）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第72号議案

8、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開会

【北村委員長】皆様、おはようございます。
ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。
それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第72号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」ほか5件であります。そのほか、陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第3号)」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に理事者側から、人事異動後、これまでの委員会席に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることといたします。

【橋本警務部長】警察本部警務部長の橋本でございます。

本日、出席しております警察本部の幹部職員の中で、令和4年5月10日の総務委員会で紹介しておりませんでした幹部職員をご紹介します。

す。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【北村委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【北村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【橋本警務部長】それでは、警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第3号)」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第23号)」のうち関係部分であります。

はじめに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第3号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算3億9,807万8,000円の増を計上いたしております。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

一般施設整備費につきましては、庁舎等建築物定期点検委託、対馬南警察署庁舎エレベーター改修等1億4,607万9,000円の増であり、その他は記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第23号)」のう

ち関係部分についてであります。

これは、さきの3月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。令和3年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

補正予算額は、歳入予算5,155万1,000円の減、歳出予算5億5,811万1,000円の減であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

使用料及び手数料につきまして、自動車保管場所証明申請手数料等1,703万9,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

一般管理費につきましては、庁舎その他一般経費9,164万7,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

5ページをお開きください。

次に、令和3年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、警察施設費3,785万1,000円、交通指導取締費1億3,583万1,000円であります。

警察施設費は、佐世保警察署木風待機舎の改修工事につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う世界的な半導体の供給不足により、令和3年度内に工事を完了することが困難となったことによるものであり、交通指導取締費についても記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【ごう委員】1点だけ質問させていただきます。

1ページにあります一般施設整備費について、庁舎の建物等の点検やエレベーターの改修等で1億4,607万9,000円の増となっておりますが、この詳細について、中身を具体的にご説明いただけませんかでしょうか。

【沢田石会計課長】一般施設整備費の内訳につきましては、庁舎等建築物定期点検委託など9件となっております。

中身としましては、庁舎等建築物定期点検委託のほか、稲佐署売却に伴う補助金の返還、対馬南警察署庁舎のエレベーターの改修、交通機動隊会議室倉庫の購入、南島原署増築庁舎の購入、対馬北署高圧受変電設備の改修、運転免許試験場高架タンクの改修、時津警察署庁舎の車庫電動シャッター改修、浦上警察署の女性用トイレ改修工事に係る経費を計上しております。

【ごう委員】ありがとうございます。今、ご説明いただいた9件の中に、稲佐署の売却に伴う補助金の返還があるということですが、この返還の金額を教えてください。

【沢田石会計課長】稲佐署売却に伴う補助金の返還といたしましては、約4,400万円を計上しております。

【ごう委員】売却は1億3,000万円でしたっけ。売却する中から返還するのではなく、先にこちらの整備費の中に返却金の予算が組み込まれる仕組みということですね。

【沢田石会計課長】稲佐警察署につきましては、未利用の県有財産として管理しておりましたが、先日、入札が行われまして、約4億円で落札さ

れております。この4億円の中からの返還という形になります。国から補助金の交付を受けて建築した建物について、一部を国庫に返還することとされておりまして、その金額として4,400万円を計上しております。

【ごう委員】わかりました。稲佐署を4億円での売却のうち、返還分の4,400万円がこちらの予算に入っているということですね。ありがとうございます。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】交通安全施設整備費について、佐世保管センターの無停電電源装置の更新や交通信号機の新設・改良とかありますが、それぞれ、どの地域でこういった数を予定しているかを教えてください。

【永尾交通規制課長】今回の交通安全施設整備費につきましては、まず、文面にあります佐世保管センターの無停電電源装置の更新に関しては、県内に管制センターは5施設あるんですが、そのうち佐世保管センターの蓄電池に内蔵されたバッテリーの更新一つになります。この更新の分が1,298万円。

信号機の新設・更新に関しては、先般の骨格で1か所、今回7か所をプラスして、本年度は8か所で予定をしております。

次に、標識標示新設・更新に関しましては、大型の標識とか路側の標識を5,500万円相当、予算計上をしております。

最後に、これは合理化事業ということで、新設・更新に合わせて不要になった部分、若しくは古くなって撤去をする分の事業費で2,600万円ほど予算計上をしております。

【山田委員】信号機を合計で8か所新設していただくようです。各地から様々、数多く要望が上がっている中、優先度が高いところにされる

と思いますが、エリア的なことのご答弁をいただいていたと思うので、お願いします。

【永尾交通規制課長】信号機に関しましては、今回8か所ということで、予定として考えているエリアは、長崎地区を1か所、時津署管内に3か所、さらに大村に2か所、あとは佐世保方面になるんですけど、早岐地区で1か所、以上です。

【山田委員】信号機の新設とかは、地域からも要望が強くあるかと思うんです。その中で、県警の中で優先度の高いところ、事故率だったり様々なことでご判断いただいていると思うんですが、その判断基準とか、そういうのがあるならば教えていただきたいんですけど。

【永尾交通規制課長】信号機の設置要望に関しましては、数多くいただいております。警察署に来た分に関しても、ある程度、現場を見て判断をしております。

その中で、先ほどお話がありました基準に関しましては、基本的には、警察庁から示されております信号機設置の指針というものがございます。これに基づくものですが、具体的に言えば、例えば信号によらなければ交通流の交錯を避けられない、言い換えれば、このほかの対策では交通事故防止がとれないというものが1つ。これは、条件の中で、主道路の交通量、この台数が何台以上とか具体的な数字が示されております。

それと、この信号をつける、つけないことで渋滞を発生させたり、円滑な流れのバランスを崩すことがないか。要は、交通量がないところにつけた場合に急に渋滞を生じさせることも当然あります。隣接する信号機が近ければ、当然渋滞も発生します。そういったところの基準もでございます。

また、信号機をつける場所、信号柱なり横断歩道も含めて、そういう環境が整っているか、そういったところの条件がございます。

あとは、択一的な条件にはなるんですけども、例えば小・中学校、幼稚園、若しくは病院といったことで、高齢者や小さな子どもたちが特に守られなければいけない場所、そういったところなのかどうか。これは絶対条件ではありません。あくまでも、そういった場所があれば当然優先的に考えていくという基準がございます。

【山田委員】複合的に様々な状況の中、優先度の高いところに整備いただいていることは理解しております。引き続きお願いをしたいと思います。ちなみに、現時点で長崎県警で把握している新設・改良の要望の件数が分かれば教えてください。

【永尾交通規制課長】要望に関しましては、年間で、信号の設置に関して県下で40件ほどあります。また、設置だけではなくて、こういう改良をしてほしい、秒数を変えてほしいとか、それを足していけば全てで100件ほど要望がっております。

先ほどお話しした設置に関しての要望は、5年間の数字を拾いましたら、本部に警察署から上がってきたのが16件ほどありました。そのうち10件を各年度で対応して、実質的に今、6件残っております。この6件のうち、本年度に2件を設置予定ということで計画しております。ですから、あと4か所につきましては、交通の流れや道路改良の必要な場所、そういったところを検討して保留されているというような状況でございます。

【北村分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【吉村委員】まず1点目が、田中町の庁舎を1,500万円ぐらいかけて解体するようになっているんだけど、今度の6月補正全体の中で新たな動きとして、県の空き庁舎を改造、リフォームして、UターンとかIターンとか、県内に住んでいただくようにやるんだというのが出てるんだけど、そういう中にこの庁舎は入りきらなかったのかなと思うけど、年数とか、その状況によってね。そこら辺はどうですか。

【松尾装備施設課長】ただいま委員からご指摘がありました件ですけれども、田中町職員公舎は入っておりません。現時点で県がそのような施策をしていることは承知しておりますが、県警の公舎の中で、現在、その対象になっているものはございません。

【吉村委員】それは、その建物の状況が悪いから入らなかったのか、承知はしているけど使われないのか、そこら辺をもうちょっと詳しく教えてくださいませんか。

【松尾装備施設課長】田中町職員公舎に関しましては、老朽化ということで取り壊し予定になっておりますので、対象にはなっておりません。

【吉村委員】了解しました。

それから、繰越の交通指導取締費の1億3,500万円、これは現時点において工事は完了しているのか、確認です。

【永尾交通規制課長】この分につきましては、一応6月末をもって完成予定ということで、ほぼ終わりの状態です。

【吉村委員】了解しました。

あと、先ほどから質問があっていた信号やら何やらというのは、今、説明を聞いてある程度の概要は分かるんですけど、後で資料を出してほしいんですけど。ぱっと聞いても覚えきらないもので。委員長、お願いします。いかがです

か。

【北村分科会長】資料は出せますか。（発言する者あり）では、後ほど配付をお願いいたします。

【吉村委員】以上です。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分及び報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明を求めます。

【橋本警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件、事件議案1件であります。

総務委員会関係議案資料、警察本部追加1の1ページをお開きください。

第86号議案「職員の育児休業等に関する条例

の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置、非常勤職員（会計年度任用職員）の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び非常勤職員（会計年度任用職員）の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を行うものであります。

次に、横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページをお開きください。

第77号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

この議案は、令和3年2月21日、諫早市宇都町の国道において、諫早警察署の職員が捜査用車で片側3車線道路の第2通行帯を進行中に転回する際、同道路を片側2車線道路と誤信して右後方安全不確認のまま転回したため、第3通行帯を進行中の軽自動車に衝突したものであり、賠償金139万6,648円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。なお、この損害賠償金は、全額保険から支払われることとなります。

続けて、議案外の報告事項についてご説明いたします。横長の総務委員会資料、警察本部の2ページをお開きください。

これは、損害賠償事案1件及び、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件について、5月13日付で専決処分をさせていただいたものであります。

このうち損害賠償事案は、川棚警察署の職員が、民家で捜査中、鴨居に設置している壁掛け時計を落下させて損害を与えた事案であり、1,738円を支払うものであります。この賠償金は、

全額県費から支払われることとなります。

また、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました2件の合計2万899円の損害賠償金は、全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故につきましては、事故を抑止するため、全所属に対する公用車事故の発生状況や事故防止の教養資料等の配信のほか、異動後の対策として、各所属指定の安全運転指導員による転勤者に対する不慣れな車種や道路環境に応じた運転、事故例に基づいた運転の訓練を実施するとともに、警察無線を活用して事故防止の注意喚起を行う「スポット一斉指令」により安全意識の向上を図るなど、全職員が一丸となって事故防止対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいります。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、ニセ電話詐欺（特殊詐欺）の被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料記載のとおりであります。

最後に、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組についてご説明いたします。

この取組の主な内容は、行政手続のオンライン化を促進するため、県下全22警察署にセキュリティを強化したインターネット回線を敷設の上、専用端末を設置し、令和3年6月から警察庁がウェブサイト開設している「警察行政手続

サイト」を通じて、道路使用許可の申請など6手続について、オンラインによる申請等の受付を開始いたしました。令和4年1月からは、安全運転管理者の選任の届出など、さらに14手続が追加され、対象が計20手続に拡大されています。

今年度も、さらなる利便性の向上を目指し、県民への周知を図るための広報活動の実施など継続的な取組を実施してまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村(一)委員】第77号議案、こういった事故等があった時には、事故を起こした職員は、事故としてカウントされるんですか。事故を起こした職員の処遇等は、どのようになっているのかなと素朴に思ったものですから、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

【山崎監察課長】今回の事故につきましては、当該職員については懲戒処分等の処分は行っていません。

ただし、当該所属において公用車の運転禁止期間を設定したり、あるいは、公用車を運転するためには内部規定で公用免許というのがあるんですけども、この公用免許の再検定、あるいは監察課への招致教養等を実施するなどしております。

【中村(一)委員】わかりました。そうしたら、

事故としてはカウントされるんですか。

【山崎監察課長】本件事故については、過失運転致傷罪において任意送致をしておりますので、事故として取り扱っております。

【中村(一)委員】今回の案件は、小型の軽自動車ですら賠償金約139万円と非常に高いんですけども、これは人身の病院とか、そういったものも入っているんですか。そういう内訳をお願いします。

【山崎監察課長】本件事故は、警察側の過失割合90%というような事故であります。

相手側の車両修理費は、フロントバンパー等の取り換え、塗装等、いわゆる物的賠償額は約15万6,000円となります。また、相手方のけがは、頸椎、椎間板ヘルニア、頸椎捻挫等により、事故の翌日から通院治療を受けておられまして、総治療期間が195日となっております。相手側のけがの治療に期間を要したことで、治療費あるいは慰謝料等の人的補償額が124万円ほどになって、賠償額の総額が139万円余りになったということでございます。

【中村(一)委員】わかりました。治療費にかなりの額を要したということでした。

最後に、今回の事故等、同一の人間が2回、3回と事故を起こすこともあるわけですか。

【山崎監察課長】詳細な統計は持ち合わせておりませんが、過去に事故を起こした人間がさらに事故を起こした事案は把握しております。

【北村委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第86号議案のうち関係部分及び第77号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【橋本警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきまして、本年3月から本年5月までの実績は、資料に記載のとおり7件となっております。

また、今回陳情・要望で回答するものは、令和5年度県の施策等に関する重点要望事項のうち、佐世保警察署の早期建替えについてであり、ご要望に対する回答につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の

とおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご確認願います。審査対象の陳情番号は19番であります。

陳情について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

いつもお尋ねしています二セ電話詐欺でございますが、前回の委員会の折に、対策の3本柱、電話がつながりにくい対策、2点目が注意喚起、3点目が声掛けと、この3本柱で対策を強化していますという説明がございました。

こういった中に、今、県警で進めておられる貸出しの撃退機というんですか録音機、これは非常に効果があって、いまだ被害はゼロと。マスコミもよく報道していただいております、本当にこれだけ継続して効果があるんだなと実感をしているところでございます。

今現在、この貸出し状況、そして効果のほど、いま一度ご説明をお願いいたします。

【宮下生活安全企画課長】委員お尋ねの自動通話録音機、これを私どもは撃退機と呼んでおります。犯人からの電話を遮断するための電話機でございます。県警では平成27年6月から機器を導入しており、現在、936台を各警察署に配分しております。被害に遭われた方、被害に

遭いそうな方、また設置を希望する方、主に高齢者を中心に各署、貸出しを行っているところでございます。

委員お尋ねの設置の効果につきましては、毎年4月に設置世帯140世帯を抽出してアンケートを実施しております。その撃退機の機能の中に、着信した件数が統計として残るようになっておりまして、警告メッセージの途中で相手が切断した件数につきましては、調査の結果27%、約3割が途中で断電しています。二セ電話詐欺に限らず、不審電話や悪質商法などの迷惑電話にも有効ではないかと確認されております。

その他、調査の結果、設置者の約98%の方が、「不審電話や迷惑電話がなくなった」、または「減少した」と回答しております。また、97%の方が「非常に満足」、「おおむね満足」ということで、かなりの抑止というか設置効果はあるものでございます。

なお、平成29年からアンケート調査を実施しております。平成29年から設置している家庭では、現在のところ二セ電話詐欺の被害は認知していない状況でございます。そういうことからしても、この撃退機の設置効果は、かなり高いのではないかと判断しているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございました。毎度確認をさせていただいておりますけど、本当に効果があることは明らかですね。

そうすると、先ほどの3本柱、電話がつながりにくいということでこの対策でしょうけど、あとの2点、頑張っておられますけれども、もっともっとここに力を入れていくことによって、この被害が限りなくゼロになっていくんだろうと容易に推測がつくわけです。

当然貸出しのためには購入をするわけですか

ら、経費もかかるわけでありますが、この936台、もっと台数を増やして、こういった効果があることを皆さんに知っていただく、そういった意味でも、この増設は必要なんだろうと思います。

その増設について検討いただけないか、お尋ねいたします。

【宮下生活安全企画課長】高齢者を中心に936台の貸出しを行っておりまして、この電話撃退機の普及・啓発につきまして、いろんなところでイベントやキャンペーン、また防犯講話などでも各警察官が周知、広報を図って、設置に向けて進めているところでございます。

委員ご指摘の撃退機の台数を増やして対策強化はできないかということでございますが、現在の数は、平成27年に450台、平成28年に500台、合わせて950台を購入したところでございます。貸出しにつきましては原則1年間としておりまして、もう少し継続して設置していただきたいという要望があれば、1年間延長して2年間期限を設けております。

この期限を設けているのは、いろんな撃退機、または録音機能のある迷惑電話防止機能付きの電話を購入していただきたいと、自費で購入を薦める意味合いもございまして期限を設けている状況でございます。

確かに貸出しに当たりまして数に限りがございますが、警察では足りない場合には、市町自治体でも一部、貸出事業を行っているところがございますが、警察と市町とで連携しながら貸出しを進めていくというところで対応しております。

今後、委員ご指摘のとおり機器を増やすという点につきましては、各自治体の貸出し状況も含めて詳細に把握し、各県の撃退機の運用状況

等も確認しながら、あとは電話事業者等の各種サービスの提供状況等を把握しながら、検討を重ねてまいりたいと思っております。

【川崎委員】検討いただくということでしたので、ありがとうございます。

知事部局ともよく相談をし、市町とも相談をして進めていただきたいと思います。何にしろ皆さんに効果があることを知っていただく、ある程度それが広まっていくと一気にがんと広がっていく、一定の割合というか法則があるはずなんですよ。そこまで皆さん頑張っていたければ、おのずとこれが広がってこようかと思っておりますので、そこはぜひ研究をしていただいて、ここまで増やせば一気に、皆様のご負担でも進んでいくことになろうかと思っておりますので、お進めいただきたいと思っております。

自分たちが大事に、頑張ってお蓄えされたものが、もう本当に悔しいけれども、その電話一つで失ってしまうことのないように、よろしくお願いをいたします。

次に、交通事故防止の件でお尋ねをいたします。

横断歩道で人が待っていた場合、ドライバーは一時停止をする、これはもう法令上そうなんだろうと思っておりますが、横断歩道での停止率について長崎県がどのような状況なのか、お尋ねいたします。

【式場交通企画課長】まず停止率でございますが、昨年、JAFが実施しました調査によりまして、令和3年における本県の信号機のない横断歩道での停止率は32.9%でありまして、全国平均の30.6%をやや上回っております。

次に、信号機のない横断歩道での対策についてお尋ねだと思っております。

信号機のない横断歩道での安全確保でございますが、まず歩行者に対しましては、安全横断「手のひら運動」というのを現在推進しております。横断歩道を渡る際には手のひらを運転者に示す、横断する意思を運転者に示し、車が停止してから、安全を確認してから横断する、安全横断「手のひら運動」というのをやっております。

次に運転者に対してでございますが、これも安全横断「手のひら運動」の一環として、横断歩道を通過する時に歩行者の手のひらを見た時は必ず停車するという事です。横断する歩行者がいない場合を除いては、直前で停止できるような速度で進行することも道路交通法で規定されております。

また、横断中や横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず横断歩道の直前で停止するという事です。横断歩道は歩行者が優先であるということ、安全講習や広報・啓発活動を通じて徹底しております。

【川崎委員】手のひらを見せて意思を表示するという皆様への県民運動、こういったことがドライバーにも徹底をされ、停止率が全国を上回ってはいるものの32.9%、3分の1ぐらいの方しか、まだ止まっていない、停止していないという状況でありますので、安全性を高めるための運動は取り組んでいただきたいと思います。

新聞記事で見かけたんですが、長野県では、この停止率が85.2%、飛び抜けているんですね。85%というと、もうほとんど停止をされているということ。

これはなぜかなと思ったら、渡り終えた歩行者がドライバーに感謝の意を表することが習慣になっているそうです。ドライバーも、譲って停止して、そして渡り終えてお礼をされ

ると、「ちゃんと次もせんといかな」という思いも当然のことながら出てくるんだろうと、この循環がいい形になっているんだろうと思っております。

手のひらを見せるという取組は非常に簡単であります。最後にお互い、感謝といたしますか、一礼といたしますか、そういったものが通じ合うと、もっともっと高まっていくんだろうなと思っております。

こういった県民運動をどう受け止めをされているか、お尋ねいたします。

【式場交通企画課長】長野県の取組について、そのような習慣があるということは承知いたしております。

本県におきましても、子どもたちが横断歩道を渡る際、渡り終えた後にドライバーに向かってお辞儀をすると、こういった光景がよく見受けられるところであります。

この長野県の習慣について、長野県警にお尋ねしたんですが、歩行者がドライバーに対する感謝の意を表明する、これは、特に警察とか自治体が指導してやったものではなくて、以前から県民の習慣として定着していたと考えられるということでございます。

警察から住民に対して、停車してくれたドライバーに感謝の意を表しましょうということは、法律上規定はないので指導をすることは難しいんですけども、これは各家庭とか学校とかでやっていただけるかなということで話をしていきたいと思っております。

警察としては今後、安全横断「手のひら運動」を通じまして、歩行者が運転者に手のひらを示す、手のひらを見た運転者が横断歩道の手前で停車する、停車を確認した歩行者が渡る、歩行者と運転者が交通安全のためにお互いを尊重す

るような機運、思いやりの心をもって行動する、このことが交通事故の抑止につながっていくと考えておりますので、今後の交通安全講習や広報、啓発に努めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】法律だったら、とうの昔にやっているはずですから、そうじゃないので、どうすればいいのかということは、ぜひ関係の皆様と意見交換をしていただいて、最後におっしゃったように、いろんな場面を通じて、「ドライバーに対してお礼を言いなさい」なんて言っているわけじゃなくて、お互いに安全のために気持ちを通じ合わせると、ドライバーも停止して「どうぞ」とすると安全に渡れるでしょうし、そんな機運を高めていくようなお取組をぜひお願いしたいと思います。

次に、免許制度についてお尋ねいたします。

先の話なんだろうと思いますが、情報として耳にするのでお尋ねいたしますが、マイナンバーカードの取得が、まだ半分いつているか、いつていないかぐらいのところ、国も一生懸命、取得を促している状況かと思えます。健康保険証については既に今月末ぐらいからですか、積極的に登録をとということで進んでいるわけですが、免許証も一体化させる、その中に組み込むと、このような話も伺っています。

この一体化に向けての進捗状況についてお尋ねいたします。

【松尾運転免許管理課長】マイナンバーカードと運転免許証の一体化についてでございます。同内容を含む道路交通法の改正案が国会で可決されまして、令和4年4月27日に公布をされております。

同内容については公布から3年以内の施行ということになっておりますので、マイナンバーカードと運転免許証の一体化について、現在、

警察庁において、令和6年度末からの運用を目指して検討されているところでございます。

一体化に至る手続について、まだ詳細が示されていないところではございますが、県警といたしましては、警察庁からの指示、指導を受けながら、県民の皆様のご期待に沿えるよう適切に対応するというところで考えております。

【川崎委員】国の制度ですので注視をしていきたいと思いますが、一体化することによって、常に所持をしておかないといけない免許証が1枚、物理的に所持をしなくてもいいという利便性もあろうかと思えます。そういったところの利便性も一つ訴求をしていただきたいということが1点。

当然発行するという物理的なもの、そして手間、こういったものが削減をされるわけですから、どうぞ、免許の更新費用についてはしっかりと見直しをしていただきたい。これは県なのか、あるいは国なのかわかりませんが、ぜひそのところまで踏み込んで検討いただき、マイナンバーカードに一体化を促進するための取組をお願いしたいと思います。

将来ですけど、今はもう皆さんスマートフォンも持っているような状況になって、ワクチンの接種は今、スマートフォンで証明するところまでできていますね。国のシステムとして、スマートフォンで証明といったこともありますので、将来であります、マイナンバーカードに加えてデジタル化というかDX化、そういったところについても、ぜひ地方から声を挙げていただきたいと思っております。ご検討をよろしくお願いいたします。以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島(浩)委員】県下におきまして、長崎警察署が建てられ、今回、新佐世保警察署の地質調

査業務が委託業務として出されて、今後、工事に向けて、工事契約とかで毎年大きなお金がかかるんでしょう。

県下見渡すと、かなり古い警察署もまだあるようですが、現時点で建替えが必要と考えられる警察署はあるんでしょうか、まずお伺いいたします。

【松尾装備施設課長】佐世保警察署が今、建替えの準備中でございます。佐世保警察署が築50年、その次に古いのが諫早警察署、新上五島警察署、南島原警察署、大浦警察署の順番になっております。現時点では、すぐに建替えが必要ということではございませんが、警察署の建替えが重ならないように、計画的に進めていこうと考えているところでございます。

【中島(浩)委員】ちなみに諫早警察署も、かなり見た目に古いですが、これから例えば5年後なのか、10年後なのかという大体のスケジュール的なものは、もうできているんでしょうか。

【松尾装備施設課長】具体的な何年度から建替え開始ということは、まだできておりません。

【中島(浩)委員】諫早警察署が築何年になるんですか。

【松尾装備施設課長】諫早警察署は築48年になります。

【中島(浩)委員】先ほど聞きましたら、築50年でそういった対象になってくるということなので、年数からいけば、状態にもよるでしょうけれども、そろそろ建替えが必要じゃないかという思いがあるんです。

そしてまた、今回、警察施設費で南島原署の増築庁舎の購入とありまして、これはお聞きしましたら、プレハブの分がリースアップで購入したということです。

私もそこにお伺いしたことがあるんですが、やはりプレハブなので、例えば災害の時ですね、台風とか浸水があった時など非常に心配されるわけなんです。そういうのを含めた上で、やはりこの南島原署においても、そういう部分も吸収した形での建替えが近い将来必要じゃないのかという思いがありましたので、予算面もあるんでしょうけれども、諫早警察署をはじめとして、築48年であれば、耐震は一定されているかなと思うんですけども、限られた予算でしょうけれども、やはり地域の拠点の警察署で、災害とか地震も心配されますし、そういうのを含めた形で、将来的になるべく早目に計画していく必要があるんじゃないかという思いがあるんですけれども、どうお考えでしょうか。

【松尾装備施設課長】ただいま委員にご指摘いただきましたとおりでございます。佐世保署以外は全て耐震の工事は済んでおります。それによりまして耐用年数が延長して、現時点では特に使用に支障はないのですけれども、おっしゃったとおり、諫早署をはじめ、かなり古い庁舎もございますので、早目早目に、例えば移転する場合は移転の土地、現地建替えの場合は現地建替えの方法、工事方法を含めまして早目早目に検討をしていって、建替え等を進めていきたいと思っております。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】お尋ねいたします。

先日、宮崎大学と宮崎県警察本部との間で、特定サイバー犯罪ボランティアということで、学生に偽サイトパトロール等を行っていただいているというニュース報道を見ました。

長崎県警も、県立大学と協定等を結ばれて様々な取組をいただいていると思いますが、取組状況等を教えていただければと思います。

【朝末サイバー犯罪対策課長】本県では、平成30年からサイバーセキュリティボランティア事業を実施しております。インターネットの利用者が低年齢化する中で、小中学生のうちからマナーや情報モラルを理解させておく必要があるため、専門的な知識を有する高校生等が、小中学生等に対して教養を行う事業です。本事業は、県内の高校及び高等専門学校と同校生徒らに対して、サイバーセキュリティボランティアとして委嘱状を交付した上で、ボランティア事業を行っております。

高校生らによる教養を行うメリットといたしましては、小中学生において、大人から話を聞くよりも、年齢がより近い高校生らから教養を受けた方が、親近感がわいて教養効果が高まる事が挙げられます。

また、教養を実施する高校生ら自身においても、同活動を通じて、おのずと情報モラルについて学習することができますので、意識向上が期待できます。

令和3年度に9校を委嘱しております。令和4年度は、新たに2校を追加して11校に委嘱する予定であります。また、令和3年中に26校、2,712人に教養を実施しております。

【山田委員】サイバーセキュリティボランティア事業ということで高校生に。学校の数を教えていただいたんですけども、人数とか。26校2,712人の小中学生に、そういう指導をしていただいているということですが、今、委嘱されている高校生の数はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

【朝末サイバー犯罪対策課長】9校に対して委嘱しておりまして、人数については約70人の子どもたちに委嘱しております。

【山田委員】令和3年に9校、70人ということ

で、令和4年は11校だから、もうちょっと人数が多いんでしょうけれども、そちらの数字は結構です。

限られた学校のカリキュラムの中で、それぞれ高校も小学校も中学校も、かなりきついつのスケジュールの中で行われていると思います。今、子どもたちがインターネットに絡む犯罪に巻き込まれるリスクが高くなっているから、これからも、この学校数を増やしていただいて、しっかりと子どもたちを守っていただきたいと強く思います。

そして、先ほどお尋ねした県立大学情報セキュリティ学科との連携についての答弁をいただきたいと思います。

【川口生活安全部長】県立大学情報セキュリティ学科が4年ほど前に開設して、今、教授の方に、テクニカルアドバイザーということで、事件などがあつた時にいろいろなアドバイスを受けております。

学生についても今、警察のサイバー犯罪対策課の課員と連携をして、サークル活動あたりをやっているものですから、そこに情報提供をして、今からボランティア事業をするのか、いろいろな活動を広げていけるよう連携を図っていきたくて考えております。

【山田委員】県立大学と協定を結んでいるという理解でよかったですよね。協定は結んでいるけど、学術的な部分での連携にとどまっていて、まだ具体的に、例えば宮崎大学が行っているような県警と一緒に偽サイトのパトロールを行ったりといったことは、今からどう取り組むかという状況にあるということですか。

【川口生活安全部長】委員のご指摘のとおりです。今から、学生の活動も踏まえて、宮崎大学の関係も含めて、連携をしていきたいと考えて

おります。

【山田委員】多分、日本でもいち早くサイバーセキュリティの学部ができた長崎県立大学と理解をしています。その中で、先に学術的な取組から始められたようではありますが、ぜひですね、かなりレベルの高い学生も多くいるでしょうし。

宮崎大学は、1時間で77件の詐欺サイトを見つけることができた。それだけできるということは、恐らく長崎県においても、多くの方が犯罪に巻き込まれずに済むし、彼らの技術は今後、大学を卒業して就職をする際にも生きてくると思いますので、しっかりと早急に学生を特定サイバー犯罪ボランティアに委嘱をし、そういった実績を共に積んでいくような形で取組をしていただくことを要望したいと思います。

もう1点、児童相談所と県警の連携についてであります。

目黒の事件の後に、やはり情報共有のあり方が重要であるということで、児童相談所と県警で連携を行っていただき人事交流、長崎の児童相談所には警部の方が行っていただいていたかと思えます。佐世保は県警OBの方がおいでいただいておりますが、それぞれの取組状況というか成果、そのあたりを教えていただきたいと思います。

【奥野少年課長】県警では、平成23年度から、佐世保、長崎の児童相談所に警察官OBをそれぞれ1名配置してまいりました。令和2年からは、長崎の児童相談所には現職警察官の警部1名を派遣しているところであります。

その派遣している警察OBや警察官の業務内容、取組状況ですが、警察OBについては、受付等で来訪者に対する対応、押し掛け等あった場合の対応、児童虐待の通報等があった場合の初期対応、このようなものが中心となっております。

ます。

一方、警察官につきましては、それに加えて児童相談所と警察、検察庁との連絡調整、通告を受けた後の受理会議、判定会議、援助方針会議、このようなものに参加して、助言、指導を実施しているところです。

【山田委員】今、OBの方と現職の方の、それぞれできる範囲の違いがちょっと明らかになったと言ったらあれですけども、その中で現職の方は、緊急時に子どもを保護する際とかに、警察官ということで権限たるものもあるのかなと思っております。緊急時の対応の即応性があると思っております。

平成23年から、それぞれの児童相談所にOBの方を配置いただき、もちろんOBの方がいらっしゃるがゆえに、押し掛けて来た保護者への対応とか、さまざまいただいていることは理解をしておりますが、できれば現場は、佐世保児童相談所にも現職の方を置いてほしいという話をちょっと聞いております。

警察も人員が充足していない中で、なかなか厳しいとは思いますが、児童虐待が増えている中、長崎にプラス佐世保の方も検討いただけないものかどうか、そのあたりの考え方をちょっとお聞きできればと思っております。

【奥野少年課長】佐世保児童相談所への現職警察官の派遣につきましては、委員ご指摘のとおり、警察と児童相談所の連絡調整という部分においては、やはり現職警察官の方がスムーズになされているという印象はございます。

ただ、実際に派遣できるかどうかというところについては、知事部局や児童相談所の関係機関と、必要性を含めて協議をしていく案件と考えております。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【宅島委員】総務委員会補足説明資料に沿って質問させていただきます。

刑法犯総数が、令和3年度ということは令和4年3月末で732件、検挙件数が468件、検挙率が63.9%、令和元年度、令和2年度、令和3年度と3か年の検挙件数、また検挙率の資料があるんです。

令和3年度の検挙率の63.9%は、前年度と比較して13%落ちているんですが、その理由はどこにあるのか、教えてください。

【北村委員長】 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

【北村委員長】 再開します。

【宮崎刑事総務課長】 委員のご指摘の検挙率が下がった原因につきましては、特にありませんが、認知件数が若干増えているところで、検挙件数が減ったんじゃないかと考えております。

【宅島委員】 今の答弁は、認知件数が増えたので検挙率が下がったというのは、ちょっと通らないと思うんですよね。令和2年3月末、令和元年度は752の認知件数があって、検挙率が70.5%でしょう。今の答弁とは全然合致しない。

私が資料を見た時に、窃盗犯がかなり多くなっているんです。433の認知件数で、検挙率が65.4%、ここがかなり検挙できていないということが資料から見えるんですが、それで合っているでしょうか。

【宮崎刑事総務課長】 確かに窃盗犯も増えておりますけれども、知能犯というところも増えておりまして、その部分の増加で検挙率が低下している可能性があると思います。

【宅島委員】 私が窃盗犯と言ったのは、知能犯のところは検挙率が上がっているんです、前年

度からしたら。窃盗犯のところは大幅に、前年度比で検挙率が19.1%下がっているということは、窃盗犯による窃盗の仕方が、今までよりも何か高度になって見つけにくいとか、そういった理由があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【宮崎刑事総務課長】 連続発生する窃盗犯は減っているんですけども、単発によるいわゆる屋外窃盗、その辺が増加している関係もありまして、なかなか検挙に結びつかないところがあると思います。

【宅島委員】 そうしたら、732件の認知件数で検挙率が63.9%、検挙人員350人とあるんですが、この350名のうち、日本人、外国人の比率はどうなっているでしょうか。（発言する者あり）

【北村委員長】 暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

【北村委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

サイバー犯罪対策課長から、先ほどの答弁の修正の申し出がっておりますので、発言を許します。

【朝末サイバー犯罪対策課長】 先ほど山田委員からの質問に対して、サイバーセキュリティボランティア事業の生徒数を70人と発言しておりましたけれども、正式には116人に委嘱しておりますので、訂正いたします。

【北村委員長】 それでは、先ほどの宅島委員の質問の答弁からお願いいたします。

【宮崎刑事総務課長】 先ほど、検挙人員で外国人の数というご質問がありましたけど、統計上、今のところは出ておりませんので、後ほど調査

の上、ご報告させていただきます。

【宅島委員】では、後ほどお願いいたします。

件数を見ていると、窃盗犯が前年度と比べて58件増えていると、知能犯も24件増えて102件ということですね。この知能犯というのは、こういった犯罪なのか、教えてください。

【宮崎刑事総務課長】知能犯罪というのは、大まかに言うと詐欺、横領などです。この増加しているもののうち大半が詐欺で、4月末現在で前年同期比49件の増加になっております。

【宅島委員】わかりました。

県民に対する県警あたりからの犯罪のお知らせとか、二セ電話詐欺の啓蒙とかあっていますが、ぜひ、窃盗も増えていますよと、戸締りとか、そういったことをきちっとやってくださいというような啓蒙活動も併せてやっていただければと思います。

あと、二セ電話詐欺の被害総数が増えてきて、特に高齢者の方が被害に遭っているんですが、それぞれ案件は違うんでしょうけど、こういった案件が多いのか。二セ電話詐欺の種類とか、被害に遭われた方々の事件内容はどうなっているのでしょうか。

【宮下生活安全企画課長】二セ電話詐欺の情勢につきましては、委員ご承知と思いますが、昨年より還付金詐欺の発生で非常に急増している状況でございます。

今年の5月に至りましても、比較的落ち着くかなと予想していましたが、5月末で49件発生しておりまして、昨年と同じ月と比べてプラス30件、被害総額も1億4,000万円ということで、昨年と同じ月と比べてプラス9,900万円と1億円近く増加している状況でございます。

この手口というか、どのような被害が多いかということですが、架空料金請求詐欺が49件の

うち33件発生しております。これについては、NTT事業者等をかたって「料金の未納があります」や、「サイトを開いたでしょう、サイト料金が未納です」、「高額当選宝くじが5億円当たりました、その手続きをしますので、電子マネーをコンビニで買ってください」ということで。

今、一番多いのは、サポート詐欺といいまして、ネットにつながったパソコンに、「あなたのパソコンはウィルス感染しております」と、「これを解除するためには手数料をいただきたい」、「コンビニに行って電子マネーを買ってください」と、この架空料金詐欺が非常に多くなっております。

一方、還付金詐欺、去年から急増していますが、これについては5月末で10件認知しております。これも昨年と比べてプラス6件と増加です。

いずれにしても、全国的にも二セ電話詐欺は増加傾向にあるということで、予断を許さない情勢でございます。

【宅島委員】今後、県民の皆様方が被害に遭わないような対策を、ぜひとっていただきたいと思います。

最近ではテレビ報道各社、QRコードがあって、「何かございましたら画像を送ってください」といったことがあるんです。先ほど言われた架空請求の件にしても、それぞれ送ってきたものを、例えば県警に送ってくださいとかですね。

今後、特に携帯電話を使った犯罪が増えてくると思うので、ぜひ、そういった対策を県警としても情報収集というか、そういったところを取り組んでいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【宮下生活安全企画課長】委員、ご指摘本当にありがとうございます。そういうことで県警でも1番、2番の懸案でございまして、この根絶に向けてどう取り組んでいくかということがテーマでございます。

先般、6月7日に、官民合同会議ということで副知事以下、事業者の方50事業者に集まっていたいて、対策会議を開催し、根絶宣言も含めて会議を行ったところです。

併せて、その後、6月7日から10日間、ニセ電話詐欺の根絶旬間を設けまして、そこで知事の緊急メッセージも発出していただいて、見守りから絆対策、環境をつくっていこうというメッセージを発出していただいて、今、県下各署で取り組んでいるところです。特に、自治体の皆さんの協力も得まして実施しているところです。

ここは一過性にならないように、旬間は終わりましたが、今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【宅島委員】なかなか、110番に電話をして、いろんな情報というか、言うのはためらいがちなどころもあるので、ぜひ、アプリ等々を使いながら、県民の皆さんからの情報収集のやり方についても検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】今、宅島委員からあったことの繰り返しとか、山田委員からの繰り返しとかになるんですけど、今のニセ電話詐欺のほうからいくと、先ほど、メッセージとか録音ができる電話を貸し出して、かなり効果があるんですよという話を聞いて、そうかと思ったけど、これを見ると金額も増えているのよね。令和2年3月末から令和3年3月末を比較すると4.65倍よ。令和3年から令和4年を比較すると2.8倍に金額は増

えている。そして全体で18件、対前年で増えているわけよね。果たして、これを見て効果があると言えるのかどうか。

これは認知件数たい。実際に発生した件数は何件なのかというのは当然わからないけど、そこら辺を考える時に、この電話を設置するだけでは足らんだろうなというのが、当然その先に想定できるわけだけど。あと、具体的にどういことを対策としてやろうかと考えんといけないわけよね。で、どうですかと聞きよると答弁が長くなるから。

やっぱり金融機関と。先ほど話が出なかったものだから、金融機関との協力体制を、なお一層構築せんといかんと思うんだけど、そういうことについて具体的な取組があるのか、お願いします。

【宮下生活安全企画課長】金融機関との連携につきましては、昨年11月も、福岡財務支局、金融庁関係者も出席し、金融機関連携会議を行ったところでございます。

そこで、要は物理的に被害を止める手法ということで、ATMの振込み制限を依頼しました。還付金詐欺につきましては、だまされてATMで指示に従って振り込みますので、これをどうしても止めたいということで、ATMで振込みするお金の金額の制限をかけてくださいと。

現在、70歳以上は、過去3年間使っていない場合は、多くてもゼロ円か1,000円までの振り込みしかできないわけです。これを、せめて65歳、70歳以下に引き下げただけないかという要請を行っておりまして、今年4月1日から、市内のある金融機関に取り組んでいただきました。同じ取組を、また別の金融機関にも、取り組んでいただいております。あと、大手の銀行にも、いろんな形で要請はしているところでございま

して、このシステムができ上がれば、ある程度止めることができるのではないかと考えているところです。

あとは声掛けです。声掛けも積極的に、通報をお願いしますと、コンビニでも同じであります。最後の水際対策ということで、金融機関の対策が非常に大事なところでございまして、鋭意取り組んでいるところでございます。

【吉村委員】 今、対策がだんだん、令和4年4月1日からという話もあったんだけど、全金融機関ね、なるべく早急にそういう対応がとれるようなことをやらないと。

さっき話していたら、もう5月末で1億円になるなんていう話になりよると、来年の6月委員会では、ここの委員は代わって、いなくなったりするわけね。そうすると、また委員がわからんようになる。どうしよるとね、となる。もう来年の答弁は考えておかないといけない。すぐわかるものさ、そういうことで対応をお願いします。

これも被害総額だからね、わかっているのが。もうこれは被害に遭っているわけよ。それだけでも8,700万円も3月末であるんですよと、こうなっておるわけだから、これは県民の財産がなくなったわけよ。だから、県民の所得向上なんてないわけよ、こんな減りよったらね。非常に大事なところなので、よろしくお願いします。その早急な確立をね。

次に、1ページ目の刑法犯総数が732で、こうこうという話が先ほどありよったけど、やっぱり検証をきちっとやっておかんといかんね、どこが増えてと。窃盗犯、知能犯、風俗犯というところが増えて、検挙率がこうなんですと、下がっておりますと、全体。

なんでここら辺が増えるのかといったら、私

らは、やっぱりコロナの影響があるのかなと、窃盗犯とかが増えるのは。

外国人と日本人の比率はとか質問があって、そこは答えがなかったけど、コロナの間は外国人はあまりおらんわけだから、地元にもともとある人はあるかもしれんけど、ほとんど日本人の比率が高いんじゃないかと思う。

やっぱりそこら辺の検証をやって、対策を打っていないといけないと思うんですけど、そこら辺についてはどのように判断されておりますか。

【宮崎刑事総務課長】 委員ご指摘のとおり、そういう対策を今後やっていこうと思っております。

【吉村委員】 よろしくをお願いします。

【山口刑事部長】 このように今年になって、3月末現在で刑法犯の認知件数が増えていまして、検挙のほうは、先ほど宅島委員からご指摘がありましたように低下しております。

ただ、これは総数としてそういう状況が見られるんですけど、県下には22警察署がありまして、一部の警察署で3件増えたとか、そういう状況でして、どこかで連続的に、何か悪いやつがいて、ぼっと増えているとかという状況ではございませんので、県民の方にご心配を受けるような発生状況は今のところはありません。

泥棒でいいますと、増えている事件のうちで、パチンコ店あたりで置き忘れたものを盗むとか、そういう事案が多く発生してきているところがございます。

検挙につきましては、これも宅島委員の指摘がありましたけど、人員で50人減少しております。

これについて、特に粗暴犯の23というのはですね。粗暴犯というのは大体、面識がある暴行

とか傷害ですので、被疑者は大体わかっているんですけど、細かく各警察署の捜査状況を一つひとつ、私も確認しているわけじゃないんですけど、捜査というか調べとかができずにいる状況なんだろうとかがえる状況です。

【吉村委員】部長、そのように言い出すと長くなるわけよ。なるべく短く答弁しないと。

僕らが聞きよるのは、中を小さく細部にわたって言うのと今の話のようなことになるのかもしれんけど、この資料の数字だけ見ると、ずっと減ってきてきたのが増えた、検挙率も上がってきよったのが下がった、なんでかなというざっくりした疑問なのさね。

それで考えるのが、犯罪数が増えるのは、やっぱりコロナで生活が苦しくなったとか、そういうことがあるのかな。今度はウクライナとか為替の相場とかいろいろなので、原材料が高くなる、燃料が高くなる、そういうことによってまた経営が厳しくなる、そうするとそういう方たちが増えてくると、またそれが犯罪につながっていくのかもしれないと、だから、そこに対策を打たないといかんね、という話になるわけよね。

だから、そういった意味での大枠での考え方をしっかり構築しておってほしいということですよ。何かありますか、どうぞ。

【山口刑事部長】刑法犯の認知件数は、長崎では、たしか平成15年ぐらいから、その頃を頂点に右肩下がりで減少してきておりました。

これについては、私自身、そのころから、10年ぐらい前から問題意識を持ちまして、人口減少の幅とか、あるいは子どもの減少幅とかに比べまして犯罪の減少は、1万5,000件ぐらいだったのが、たしか今はもう年間3,000件とか、そういう状況です。それは人口統計などに比べて極端でありますので。

私が刑事部長に昨年着任してから、県民が警察に届出に来たら、「被害届を出しますか」とかではなくて、なるだけ捕まえた方がほかの人が被害に遭わないので、正しく受理してくれというようなことを昨年から言いました。刑法犯認知件数が増加している一因には、そういうことが含まれていると認識しております。コロナ云々でということについては、把握はしておりません。

【吉村委員】去年から来たとは知らないものだから、なかなかいい話で、刑事部長の犯罪に対する現状の考察を、1ページか2ページにまとめて後で出していただければ、参考にさせていただきたいと思います。

それから、もう一つサイバー犯罪。これも先ほど山田委員からあったんだけど、聞いておって、どうもしっくりこない。

県立大学と協定を結んでいるよね。さっきの話では何となく、まだ具体的に動いていないような話なんだけど、すぐ動かさんといかんじゃない。何のために協定を結んだか、わからんじやないの。

それだけの知識とか見識がある県立大学の情報セキュリティ学科の方々を活用して、その人たちがそういうのが上手だから協定を結んだんだから、いつからどういうことをやると具体的に、行程表というか、そういうのを見せてもらいたいんだけど、いかがですか。

【朝末サイバー犯罪対策課長】本県では、国内初の情報セキュリティ学科を有する長崎県立大学と、サイバーセキュリティに関する相互協力協定を締結しております。

この協力関係の一環として、情報セキュリティ学科の学生と連携したサイバーセキュリティ活動を行っております。具体的には、長崎県立

大学の公認サークルでありますサイバー研究会が主催するサイバーセキュリティセミナーと本県警察が共同で開催しまして、県民の皆様を対象にサイバーセキュリティ講話や、あるいはサイバーセキュリティ協議会等を行っております。

【吉村委員】 それはさっき聞いた。

実際に、ここに検挙件数は載っているけど、発生件数はどれだけ発生しよるかというのも、これもわからんのだらうけど。

で、実際に大学生とかが見つけた件数、さっき何10件とか言葉が出よったけど、そういうのがあるわけよ。だから、講習会とかじゃなくて、実際に実働でそういうところに協力体制を組んでやっていったらどうかという話になるわけだけど、そこに向けての取組、方向性というのはどのように考えておられるんですか、お伺いします。

【川口生活安全部長】 委員がおっしゃるのは、サイバーパトロールの関係だと思えますけど、確かに他県を見れば、民間の方々に委嘱等をして、そういった活動もされていますので、その辺を参考にしながら、本県でも対応してまいりたいと考えております。

【吉村委員】 そうなのよ、やっぱりさすが部長の答弁やね。

そういうことで、もう既にやっているところがあるわけですから、それについて聞き取りをしたり見に行ったりして、参考にして長崎県にも取れ入れると、早急にですね。お願いしておきます。

最後に交通事故の発生状況なんだけど、道交法改正で、6月から75歳以上は実地試験、技術試験を受けないと免許の更新ができんようになると。もう6月に入っておるんですが、状況がわかっておればお尋ねしたいんですが、わかり

ますか。

【松尾運転免許管理課長】 本年5月13日から施行されました運転技能検査の関係だと把握します。

運転技能検査につきましては、5月末現在で4件、実施がっております。対象者につきましては、5月末現在で101件ありまして、そのうち4件実施があったと把握しております。

【吉村委員】 101件の対象があつて4件ということは、受けんでもいいということか。義務化されたような話だったけど。

【松尾運転免許管理課長】 こちらの運転技能検査につきましては、更新前の6か月以内に受検することとなっております。5月13日から施行でございますので、5月末現在で、実際に自動車学校で受けた方が4件ということでございます。

【吉村委員】 ということは、あとの90数件の方も、あともって6か月以内に受けるということですね。わかりました。

それで、ちょっと危惧することが、これは1回目の検査料が幾らだったですかね。私も金を持たないものだから心配になるんだけど、1回目が上がらんやったら、2回目で幾ら、3回目も幾らと試験料を払わんといかんようになる。例えば75歳以上という年金生活者となる。そういう方々が、どうしても車が要るんだという人が、その試験に受からんならだめなんですよと。

これまでは返納制度やった。返してください、お願いします、やった。でも、今度は受からんならだめです。義務なんですよね、強制なんです。どうしても受からん人は、必要なのに運転できなくなる。その点について、県警としてのお考えをお尋ねしたいわけですが、いかがでしょうか。

【式場交通企画課長】自主返納と、試験に受けることができなくて更新できない人に対しまして、県警で以前から、自主返納に対する支援というのをやっております、自治体や公共交通機関が行っています、自治体による公共交通機関の利用料金の一部助成、タクシー業者による運賃の割引、県営バスの定額パス、商品券の交付、こういったものを行っていることを把握していますので、自主返納と併せまして、試験に合格できなかった人の支援ということで、自主返納の支援を、試験に合格できなかった方への支援ということで、今後やっていきたいと思っております。

【吉村委員】最終的に何を言ったか、ようわからんけど。

自主返納については、そういうインセンティブを自治体がやりよったということね。県警としてはやっていないわけよね、多分、そういう作業をするところじゃないからね、県警は。でも、だめというところは警察なのか、公安委員会になるのかな、どうかわからんけど、免許の許可を出すところね。

だから、山の上とかの交通不便地域におられる方々の高齢者の日常の足の確保ということについて、どのようになるのかなというのがちょっと心配で。

もう少し、そこら辺もね。これは県警ばかりじゃなくて、地域振興部とか、いろんなところと一緒にできないといけないけど、意見交換しながら連携して、交通不便地域に住む人たちが、なるべく困らないような措置について腐心をしていただきたいと思っておりますので、要望をしておきます。

【植木交通部長】先ほどの件につきましては、確かに自主返納、そして技能検査に加えて認知

検査で不合格になる人もいまして、この辺の交通機関につきましては、今、コミュニティバスとか、各自治体で、バスが通らないところとか、そういう整備をされているような状況です。

これも、県と連携を図りながら、自治体とか各公共機関、これらと協力、依頼を今後も実施していきたいと思っております。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木副委員長】1点だけ質問させていただきます。一般質問でも取り上げられて、私の周りでも多くの方から問い合わせがあったので、あまり言いたくはないんですけど、質問させていただきます。

参議院選挙が差し迫ってまいりまして、皆さんにおかれましては、いろいろ目を光らせていただいていることかと思えます。

その中で、さきに行われた知事選挙に対して、一般質問でも取り上げられましたし、今、告発があっているかと思えます。その受け止めを、県警としてお話しいただければと思えます。

【中道捜査第二課長】今、委員からお尋ねがありましたけれども、政治団体によって記者会見が開かれたということは承知しております。

そういった中で、個別の案件について、告発を受理したかどうかについては、答弁を控えさせていただきます。

【赤木副委員長】しっかり認識をしていただいていることを理解いたしましたので、適切に県警の中で判断していただければと思えます。以上です。

【北村委員長】委員長を交代します。

【赤木副委員長】北村委員長、発言をどうぞ。

【北村委員長】先ほど吉村委員から、高齢者の運転免許返納の状況等について質問がありました。私も、それについて少々お聞きしたいこと

がございますので、質問させていただきます。

先ほど、いろんな支援がありますよというふうなお話だったと思います。確認ですが、これは支援の基本は自治体であって、県警としては特段、主体とはなり得ないという考え方でよろしいでしょうか。

【式場交通企画課長】基本的に支援は市町と各公共交通機関、会社や商店になります。

県警から、そういった自治体や公共交通機関や商店に対する働き掛けをやっておりまして、高齢者の足の確保、タクシー、バスの代わりなど、こういったものに対する働き掛けは行っております。

【北村委員長】わかりました。ぜひ、連携を強めていって、やっていただければと思います。

先日も県民の方から、こちらは「父親に自主返納をさせました」とご相談がありまして、非常に日頃の足としての不安をお持ちの方からのお声でしたので、そういった声に対応していただければと思います。

そして、免許の自主返納について、お手元に数があれば、ここ数年の返納数等々の推移をお示し願えますか。

【松尾運転免許管理課長】自主返納の数についてお答えします。

令和3年中は合計で5,166件っております。これは全ての年代を含む数になります。そして令和2年が5,529件、令和元年が6,111件となっております。

そして今年、令和4年4月末現在で1,832件ということでございます。

【北村委員長】先ほどの答弁の中で、これは高齢者も含めた数ということで、高齢者のみの返納数は何パーセントぐらいなのかというのはわかりですか。

【松尾運転免許管理課長】高齢者、65歳以上の高齢運転者の数でございますが、令和3年中の数でお答えしますと、全体で5,166件ありまして、そのうちの4,931件が65歳以上の高齢者となっております。前年と比較してマイナス324件となっております。

【北村委員長】わかりました。高齢者以外の方も自主返納されるケースがあると理解をさせていただきます。

ますます高齢化が進んで、大変な高齢者の事故というのも増えております。長崎県は、かなり自家用車の所有率が高く、車がなければ生活ができないというような地域がかなり広がっておりますので、ぜひ、そういった免許の自主返納の支援も積極的に行っていただければと思います。要望して質問を終わります。

【赤木副委員長】委員長を交代いたします。

【北村委員長】それでは、よろしいですか、議案外の質問はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から審査を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

【北村委員長】それでは定刻となりましたので、委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けるといたします。

【上田監査事務局長】このたび、4月1日付で監査事務局長を拝命いたしました上田彰二でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【黒崎議会事務局長】このたび、4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました黒崎 勇でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【北村委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【北村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

会計管理者より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【吉野会計管理者】出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付で専決処分をさせていただきました、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算

（第23号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算で、（目）証紙収入を2,619万1,000円増額いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算で、（目）会計管理費674万3,000円を減額いたしておりますが、これは会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】次に、監査事務局長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【上田監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料、2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

歳出予算の主な内容は、歳出予算の（目）事務局費で69万6,000円を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】次に、人事委員会事務局長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

同じ資料の3ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算の（目）雑入で16万6,000円を減額いたしておりますが、これは、公平委員会事務受託に伴う収入見込み額の減等によるものであります。

歳出予算の（目）事務局費で106万3,000円を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】次に、労働委員会事務局長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

同じ資料の4ページであります。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容は、歳出予算の（目）委員会費で119万4,000円を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】次に、議会事務局長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【黒崎議会事務局長】同じく資料5ページをご

覧ください。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

補正予算の内容ですが、歳出予算の（目）議会費で3,892万3,000円を減額いたしておりますが、これは、議員費用弁償等の減によるものであります。

また、（目）事務局費で989万2,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

会計管理者より、所管事項の説明を求めます。

【吉野会計管理者】出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「会計事務の更なるシステム化」について、現在は個々に作成している契約事務に係る施行伺いの作成を支援するための機能をシステムに追加するよう、財務会計システムの改修を行いました。

引き続き、様式の改善・追加等に取り組み、会計事務に係る業務の標準化やデータ管理の効率化等を図ってまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【北村委員長】次に、監査事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【上田監査事務局長】監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同資料の2ページをご覧ください。

（監査計画の策定について）

今年度の監査の実施に当たりましては、令和2年4月に施行された長崎県監査基準に基づき、効率的かつ効果的に行えるよう、年度初めの監査委員会議において、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定める「令和4年度監査計画」を策定しております。

今年度の監査につきましても、県の事務や事業について、合规性、正確性、経済性などの観点から検証に努め、監査の結果が事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取り組み状況を継続的にフォローアップすることにより、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等については、監査事務局のホームページに掲載するなど、県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【北村委員長】次に、人事委員会事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告をいたします。

議案説明資料につきましては、3ページ、併せて議案説明資料の（追加1）と記載されているものの1ページであります。

まず、「追加1」をご覧ください。

令和4年度長崎県採用試験についてであります。

今年度の大学卒業程度試験につきましては、「行政B」、「農業B」、「土木B」の試験を実施し、先週6月13日に最終合格者を発表いたしました。

また、「行政B」、「農業B」、「土木B」を除く大学卒業程度試験につきましては、「行政A」をはじめとした13の試験職種の1次試験を、昨日、6月19日に実施、民間企業等職務経験者及び海外活動等経験者の選考試験についても、1次試験を同日に実施いたしました。

さらに、警察官 類（男性・女性）Bについては、6月5日に1次試験を実施いたしました。2次試験の実施予定及びその他の職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、「追加1」と書かれていない方の議案説明資料をご覧ください。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）であります。同プランに掲げる人事委員会事務局関係の主な取組内容をご説明いたします。

人事委員会事務局では、多様で優秀な人材の確保に向けて、職員採用試験の見直し、改革を実施しているところであります。

令和3年度は、大学卒業程度試験において、従来の「行政（特別枠）」を「行政B」に変更し、民間企業で広く利用されているSPI試験を導入するとともに、試験日程を2か月程度前倒しして実施いたしました。

その結果、前年度の「行政(特別枠)」と比べて、応募者が59名から444名へと大幅に増加するなど、多様で優秀な人材を確保していく上で大きな効果があったものと考えております。

また、受験者にとって、より受験しやすい試

験とするため、民間企業等職務経験者及び海外活動等経験者を対象とした採用試験や、新たに設けた「土木B」の試験にもSPI試験を導入いたしました。

さらに今年度は、「農業B」を新たに設けSPI試験を導入するとともに、試験日程についても、「土木B」と併せて2か月程度前倒しして実施いたしております。

また、警察官採用試験においても、「警察官類（男性・女性）B」を新たに設けSPI試験及び意欲や経験等を評価する記述試験を導入し、試験日程についても1か月程度前倒しして実施いたしております。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の報告を終わります。

【北村委員長】次に、労働委員会事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

議案説明資料の5ページであります。

（調整事件について）

これは、労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。今年度において、現在までに取り扱いました調整事件は2件で、現在、調整中であります。

（審査事件について）

これは、不当労働行為に関する事件であります。審査事件は1件で、現在、審査中であります。

（個別的労使紛争について）

これは、労働者個人と使用者との間で生じた

紛争に関する事件であります。今年度において、現在までに取り扱いましたあっせん事件は1件で、現在、調整中であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【北村委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【岩村会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局、各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年3月から5月までの実績は、記載のとおり2件となっております。

また、入札結果につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【北村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時47分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月21日

自 午前10時00分
至 午前11時48分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	北村 貴寿 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委 員	田中 愛国 君
”	中島 廣義 君
”	山田 朋子 君
”	川崎 祥司 君
”	中島 浩介 君
”	ごうまなみ 君
”	吉村 洋 君
”	宅島 寿一 君
”	中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	浦 真樹 君
企画部政策監 (IR推進担当)	吉田 慎一 君
企画部政策監 (デジタル戦略担当)	三上 建治 君
政策調整課長	黒島 孝子 君
政策企画課長	浦 亮治 君
IR推進課長	小宮 健志 君
デジタル戦略課長	小川 昭博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【北村委員長】 おはようございます。
委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【北村分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【浦企画部長】 おはようございます。

それでは、企画部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料それから議案説明資料の追加1を併せてお開きを願います。

また、大変恐縮です、一部記載に誤りがありましたので、正誤表を机の上にも配付させていただいております。デジタル田園都市交付金の名称に漏れがありましたので、修正をさせていただいております。よろしく願います。

それでは、今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和4年度当初予算は、知事選挙の関係によ

り、いわゆる骨格予算であったため、今回の補正において、「新しい長崎県づくり」の実現に向け、必要な経費を計上いたしております。

補正予算は、歳入予算で10億3,616万6,000円の増、歳出予算で2,804万円の増を計上いたしております。

歳入予算の内容については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億3,119万3,000円の増、地方創生推進交付金3億8,724万3,000円の増、デジタル田園都市国家構想推進交付金2億1,773万円の増であります。

これらは、主に他部局で歳出予算を計上しております当交付金を活用した事業に対応するものであり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地方創生推進交付金については、政策企画課、デジタル田園都市国家構想推進交付金については、デジタル戦略課において歳入予算を計上するものであります。

歳出予算については、本県の現状・課題を把握し今後の県政運営や諸課題の解決へ繋げるため、知事と県民が直接対話する場の設置・開催に要する経費や、新しい長崎のまちの魅力について、SNSや動画等を活用し、戦略的・効果的に発信するための経費のほか、デジタル関連施策の充実や県民サービスの向上、庁内業務の効率化を図るため、民間人材の登用により、本県のデジタル化・DXを加速するための経費を計上いたしております。

続きまして、議案説明資料（追加1）の1ページの9行目をご覧ください。

次に、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で49億8,361万2,000円の増を計上いたしております。

これは、国において決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

続きまして、元の議案説明資料にお戻りいただきまして、2ページの一冊下をご覧ください。

次に、報告第4号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）』」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和3年度予算の補正を、令和4年3月31日付けで専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

企画部所管の補正予算額は、歳入予算で、57億929万4,000円の減、歳出予算で、2,884万6,000円の減であります。

歳入予算の減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金56億19万6,000円の減、地方創生推進交付金1億7,749万8,000円の減であります。

歳出予算の減額の主なものは、総務管理費では、一般管理費の78万8,000円の減であります。

企画費では、政策調整事業費の1,000万円の減、特定複合観光施設導入推進事業費の672万4,000円の減であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【黒島政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況につきまして、ご説明いたします。

資料は、表紙に「企画部・地域振興部」と記載のあるものでございます。

1ページをお開きください。

この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に係る令和4年度6月補正予算要求の内容について査定結果を提出するもので、企画部の事業につきましては、企画開発推進事業費（「こんな長崎どがんです会」開催経費）から、ながさきSociety5.0推進費までの3事業を記載しております。

各事業の計上額につきましては、予算編成過程において事業内容等を精査した上で、予算案として計上した額を記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。お尋ねいたします。

今、説明がございました、こんな長崎どがんです会について、お尋ねをいたします。非常にユニークな名称で、インパクトもあって、印象に残るものでありますが、これは知事もしっかりと県民に向き合っていくという姿勢の表れと

と思いますが、今ご説明がありました新規事業の計上に当たりまして、皆様は650万9,000円の要求をされている中、査定をされ、135万1,000円という計上になっております。こういった経緯を含めて、少しこの組立てまでの説明をお願いいたします。

【浦政策企画課長】お答えいたします。

こんな長崎どがんです会につきましては、知事が直接県民と対話する場を設けまして、現状、課題を把握し、今後の県政運営や諸課題の解決へつなげることを目的とするものでございます。こちらの方は大石知事の公約の一部として、県民との対話と行動力の発揮と、そのさらに一部に県民車座集会の実施というものがありまして、これを実現するために、今回、予算としても計上させていただいております。

名称につきましては、ただいま委員の方からも、ユニークというお話がありました。この名称につきましては、県民の皆様の生の声を聞きまして現状を教えていただいたり、これから長崎について、ぜひ前向きにアイデアを出し合う場にしたいという思いで名づけさせていただきました。また、第1回目として開催した若者との会議の中で、県政を身近に感じてもらうように、方言を入れてはどうかという意見もございました。そういったことを取り入れて、今回、「こんな長崎どがんです会」という名称で開催させていただくようにしております。

なお、ご質問のありました要求額と計上額の差についてでございます。要求額650万9,000円に対して、今回予算計上額135万1,000円としておりまして、差額として約500万円の減額となっております。この内訳を申し上げますと、当初、要求の段階では、こんな長崎どがんです会のまとめの記事を新聞広告として2回分行う予

定にしておりました。この分が約450万円ございます。この分が予算編成の中で、既存の広報課等の広報媒体を通じて発信していくこととしておまして、例えば、全世帯広報誌であるとか、広報課が有している長崎がんばらんばチャンネル、こういったものを活用して発信することとした関係で、この分について減額となっております。経過は以上でございます。

【川崎委員】わかりました。じゃ、主には、新聞広告の分を既存の媒体でもって賄っていくというところと言えば135万1,000円は、まさに県民と向き合っていく、そういった知事の行動に関する経費という理解でよろしいですね。

向き合うのは非常にいい、話を聞くのも非常にいい。じゃ、それをどうするかというところが次のステップとしてあるわけで、皆様方は、ここをどのように捉えて次の施策立案に活かしていこうとされているのか、お尋ねいたします。

【浦政策企画課長】お答えします。

これまで、既存の予算等を活用しまして2回開催させていただきました。1回目は、本県の魅力の情報発信につきまして意見交換を行いました。例えば、ターゲットを絞り、目的を明確にした上で情報発信を打っていくことが大事ではないか、あるいは海外に向けて、これから長崎の魅力を多く多言語化するような視点が大事ではないかという点を意見としていただいております。

また、2回目につきましては、子育てをテーマにしておまして、その中で、子どもを遊ばせる場所がもっとあればいいと思うでありますとか、コロナになって、さらに孤独、孤立化が進んで、なかなか相談できない人が増えていると感じているので、そういった部分への対応が必要、あるいはシニア世代の力をより活用した

方がいいのではないか、こういった意見をいただいております。

現在、この2回の車座集会の結果につきまして、動画という形で、先ほどご紹介しました広報課のがんばらんばチャンネルというところで公開しております。

さらに、今後、いただいた意見については、各部局において、事業構築につなげたり、事業運営手法の参考にさせていただきたいと考えておまして、まだ現在、公表までは行っておりませんけれども、いただいた意見に対する関係部局の対応方針についても、今後整理した上で、早い段階で公表することもぜひ検討させていただきたいと考えております。

【川崎委員】公表は大変大事ですね。県民の皆様のお声というのをしっかりと受け止めて、それを真摯に検討していますよという姿勢を示すというのは非常に大事なことであります。とりわけ、今おっしゃられた子育て施策について、既にそういった対話を重ねたという報告もいただきましたが、まさに国挙げて今、子育て施策には力を入れていこうとしているわけで、知事も再三、選挙期間中を通じて訴えておられたところで、皆様も共感をされていた部分だと思えます。そこを具現化するためにも、ぜひしっかりとこの事業にお取り組みいただきたいと思います。

次に、予算で、デジタル田園都市国家構想推進交付金、これは歳入の2億1,773万円についてお尋ねいたします。

まず、国が推進するデジタル田園都市構想、これを踏まえて、長崎県はどのようにこの構想を具現化しようとしているのか、お尋ねいたします。

【小川デジタル戦略課長】お答えいたします。

ご質問ございましたデジタル田園都市国家構想、これは国の方で6月7日に閣議決定をされて、デジタルの力を活用した社会課題の解決ですとか、デジタル基盤の整備、さらにはデジタルの人材の育成等々といった柱の中で、国家構想として示されたという状況でございます。

その中で、本県としましては、令和3年3月、ながさきSociety5.0推進プランということで、県の目指す姿ですとか、取組の方向性をお示しさせていただいております、その中で、情報通信基盤の整備ですとか、県民の豊かで質の高い生活の実現、さらにはデジタルを活用しました生産性向上などの産業振興、そして最後に、行政におけるデジタル化によります県民サービスの充実ということで、国家構想と内容的に柱としては沿った形での取組を進めていこうとしているところでございます。

今後とも、この柱に沿いまして、かつ国の方の国家構想の基本方針もしっかりと踏まえつつ、県として、漏れなく取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】方針としては、確かにそうですね。県民の豊かさ、県民サービスとかというところを、どう県民に実感できるように具現化をしていくのかということが今度は大事なポイントだと思いますが、今年度、どういった事業を推進していくのか、お尋ねいたします。

【小川デジタル戦略課長】今年度の取組ですけれども、先ほどお話がありましたデジタル田園都市国家構想推進交付金ということで今回採択をいただいている事業もございますので、まずは医療、福祉の関係でいきますと、5Gを活用しました専門医による遠隔のサポートの事業ですとか、スマート農業ということで、鳥獣被害等々の対策といったところの取組、さらにはこ

の交付金とはまた別になるんですけれども、昨年度、県の方でデータ連携基盤というものを構築いたしました。これは様々なデータを活用しながら、新サービスの創出ですとか、また防災情報等々も入れておりますので、県民の方々にもご覧いただきながら、災害等々の対策に使っていただくということで考えております。

このような形で様々な分野、デジタルの分野といいますが全ての分野に関わってきますので、各分野で県民サービスですとか、生活の質の向上等々につながるような、さらには産業振興につながるような事業をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【北村分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【ごう委員】今の川崎委員の質問に付随するものなんですけれども、こんな長崎どがんです会についてなんですけれども、135万1,000円の今回の予算の中で、現段階で、年間スケジュールがどのように計画をされているのかということをお聞かせください。

【浦政策企画課長】こんな長崎どがんです会の年間スケジュールの件でございます。今回、6月補正予算で計上しております予算の内訳としまして、約8回分の予算を計上させていただいております。今後、テーマや地域別に、来月に降になりますけれども、月1回程度実施することを考えております。

また、テーマに関しましては、先ほど申し上げましたが、これまで2回、もう既に既定予算を活用して行っておりますけれども、今後につきましては、各分野で幅広くテーマを設定していく予定としておまして、今考えておりますのは、例えば、移住者、Uターン者に参加していただくような会でありますとか、あとスマート農業の推進に当たっている農業者の方々、

あるいは医療・福祉・介護分野に従事する方々、こういったものを対象にしたテーマについて考えております。これ以外も、幅広い分野につきまして、月1回程度開催する予定で考えております。

【ごう委員】 わかりました。8回分を予定しているということで、月1回ということですね。

様々なテーマを設けてということですが、このテーマに沿った対象の団体の選定、どうやって選んでいくのかということをお聞かせください。

【浦政策企画課長】 お答えします。

それぞれのテーマに応じて、基本的には、各部局の方で選定あるいは公募含めて進めていただくこととしております。参考までに、これまで行ってきた2回の状況を申し上げますと、1回目につきましては、私ども政策企画課が昨年度から実施しておりますNEXT長崎ミーティングというものを活用しております。こちらの方は基本、全て公募で呼びかけた若い方を対象として実施しております。また、2回目の子ども・子育てについてのテーマの際には、今、ごう委員からもお話がありましたけれども、例えば、仕事と育児に頑張っている子育て中の方に限っては、こども政策局の方で企業を選びまして、その企業の中から従業員を推薦していただくという形を取っております。また、子育て支援者、関係団体として、子ども食堂でありますとか、子育て支援センターということで、それぞれのテーマに応じて、各部局が、ぜひ意見を聞いて今後の県政に反映したいと考えていただくような団体を選定しまして、そこの方から、例えば代表の方でありますとか、メインとなる従業員の方、そういった方に参加していただいているという状況でございます。今後、基

本的には同様の形で開催していきたいと思っています。中で、特に公募というところもしっかり大事にしながら選定ということになるかと考えております。

【ごう委員】 ありがとうございます。

やはり対象者の選定については、偏りがないようにすることが重要だと思うんです。例えば、医療、福祉、介護とかにつきましても、エリアによって課題等が違ってくるのではないかと考えておりますので、例えば一つの地域だけではなく、公募というような形を取って、21市町いるんなところからのご意見が聞けるようなことでやっていただければと思います。

民間の方々、知事と対談ができるということは非常に重要なことだと思っていらっしゃるし、できれば知事と直接お話ししたいという方はたくさんいらっしゃると思うので、そのあたり、選定に偏りがないようにやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【北村分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【宅島委員】 おはようございます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料に沿って質問させていただきます。

デジタル関連施策の充実のところなんですけど、「民間人材の登用により、本県のデジタル化・DXを加速するための経費」とあるのですが、これは具体的に、例えば何人ぐらいを登用する予定ですか。

【小川デジタル戦略課長】 今回、民間人材につきましては、デジタル戦略補佐監とデジタルコーディネーターという方を登用させていただきたいと考えておまして、今、デジタル戦略補佐監が3名、デジタルコーディネーターを6名ということで想定しております。

【宅島委員】 ありがとうございます。

その予算として、今回の補正で1,536万1,000円の増となっているんですけれども、当初と合わせて、人件費はどうなっていますか。

【小川デジタル戦略課長】今回の民間人材の活用の予算につきましては、今回、補正で初めて計上させていただいたものでございます。

【宅島委員】 それでは、先ほど説明のあった5~6名の人件費で、この1,500万円ということですか。

【小川デジタル戦略課長】 合計で約9名になりますけれども、9名の方々の報酬ということで1,500万円計上させていただいております。常勤ではございませんで、月に3回か4回程度、長崎の方で活躍いただくという形での予算計上しております。

【宅島委員】 その民間の方たちは、県外の方ですか、県内の方ですか。

【小川デジタル戦略課長】 これから予算をお認めいただいた後をお願いをするところになると思うのですが、基本的には、県外の方を中心ということなので今、考えております。

【宅島委員】 ありがとうございます。

それは県内には、そういう方がいらっしゃらないということですか。

【小川デジタル戦略課長】 今回、デジタル補佐監ですとか、デジタルコーディネーターにつきましては、どちらかといいますと、世界のデジタルの動きですとか、大きなところからの視点というところも少し求めておまして、県の方で、そういう方がいらっしゃればということはあるんですけれども、そのあたりは幅広く選定を進めていきたいと思っております。

【宅島委員】 わかりました。

あと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4億3,119万3,000円の増とあり

ますが、これの内訳、何にこれを出資していくのかというのを教えてください。

【浦政策企画課長】 お答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、6月通常補正分で、今回4億3,119万3,000円の増としております。この主な内訳としましては、今回、他部局の方で歳出の予算化をした23事業分に充てておまして、額の大きなものを申し上げますと、まず遠隔専門診療支援事業というのが約1億円充当しております。また、デジタル園芸サポート推進事業というのが約7,000万円充当しております。さらに、観光まちづくり推進事業に4,500万円充当しております。これら合わせて23事業分に充当しているという状況でございます。

また、参考までに、追加補正の方で増額した金額が約49億円余りとなっております。こちらの方は18事業分に充当しておまして、主なものとしては、事業復活支援給付金事業として13億6,900万円を充当しております。また、公共交通事業継続緊急対策事業として12億1,600万円充当しておまして、この2つで、約半分超の25億8,500万円を充当しているという状況でございます。

【宅島委員】 ありがとうございます。

特にこのコロナの交付金についても、県内で非常にお困りの方たちもいらっしゃるので、速やかな執行、またいい対策を打っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【北村分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【吉村委員】 さっきから聞きよって、今もあったので重ねてお聞きしますが、ほかの分もあるんだけれども、受入れだけで企画部で使わない、よその部局に回すというものがあって、さっきの田園都市のやつもそうですね。それを、予算

書を見たってつかない。それで、説明資料あたりに、それがどこに行ったというのを備考的に載せていてくれれば大分わかりやすいんだけど。そして、その先は、ここでは聞けないわけよね。私たちは入りの分だけしか聞けないものだから、そこまで載せておってくれると非常に助かると。企画政策だから、資料作りをそのくらい頭を使ってやってくれれば。お願いします。今後、そういうところで、いかがですか。

【浦政策企画課長】県議会あるいは県民にわかりやすく説明するという観点でも、歳入所属と歳出所属が分かれているものについては、少々わかりづらい点がありますので、そこは、よりわかりやすくなるような資料の在り方について、今後考えていきたいと考えております。

【吉村委員】それから、これも今あったばかりだけれども、デジタル戦略補佐監、コーディネーター、補正で新規と今、回答があったようだけれども、これは新規、拡充と書いてあるんだけれども、中身、どんな感じですか。

【小川デジタル戦略課長】このデジタル戦略補佐監ですとか、デジタルコーディネーターという部分につきましては新規という形なんですけれども、実は、県の方で令和2年から、県の情報戦略アドバイザーということで、週に半分なんですけれども、民間の方から県のデジタル戦略課の方に来て、いろいろなサポートをしていただいております。ですので、民間人材の活用という考え方の中では拡充という部分も入るのですが、この補佐監とコーディネーターの予算につきましては、今回新たに予算を計上させていただいているという状況でございます。

【吉村委員】前からやっていたけれども、それをより充実したということよね。決して新規ではないと。名前が新規やろうけれども、やって

おったことはね。

それで、この補佐監3名とコーディネーター6名という、さっきから聞いていると、県内でいないのかと言うけど、本当にいないのか。そこら辺、これを決定するに当たって、どのような過程を経て、最終的にこういう形になったのか、その過程を説明してくれませんか。

【小川デジタル戦略課長】まず、デジタル戦略補佐監につきましては、いろんなITの大手の企業の役員の方等々を今、想定しておりまして、ただ、今から予算をお認めいただいた後でお願いをするということにしております。もう一つのデジタルコーディネーターにつきましては、全国から幅広く募集をしていきたいと考えておりまして、民間の人材募集の枠組みなども活用しながら、まず候補者を募って、その中で、県の方で選定を進めていきたいと考えているところでございます。

【吉村委員】今ので、少しはそういう考え方かというのはわかるけれども、ここの施策の充実やサービスの向上、庁内業務の効率化、これぐらいやろう。それを全国から幅広く集めてこないとできないのか。長崎県内で、昨日も、県警だったけれども、例えば県立大学の情報科とかそういうところでもやっている、高専もある。そういう中で、そういう人たちを育てる意味も含めてやったらどうかと思ったりもするけれども、どうなのか。即戦力でやってもらわんと困るということなのか、そこら辺まで含められるのか、そこらについて考え方をお知らせください。

【小川デジタル戦略課長】今のお話でいきますとデジタルコーディネーターが中心になるかと思うんですけれども、各分野ごと、農林、水産ですとかそれぞれの分野の中、今、委員からも

お話ありました即戦力といいますか、特に事業ベースのある程度絞られた中での事業者としての第一線で活躍されている方々のノウハウですとか、ご提案等々をいただきたいと考えているところです。

ただ、その方々に入っていただく中で事業を進めていく中で、今お話がありました大学ですとか、県内の事業者も絡めながらというところで、県内の人材育成にもつなげていきたいと考えております。

【吉村委員】詳しいことはわからないけれども、そこら辺も含めて考えていった方がいいと思うので、今後、そこら辺も含みながら展開をしていっていただきたいと思います。

それから、車座集会も年間8回やると。いろんなテーマを決めてやります。8回やるとすると、四半期に2回ずつということは、結構な数になるんだけど、ここで意見を吸い上げて、それを具体化していくとなると、結構大変かなと。言いたい人は言いたい放題に言うわけだから、それをどこまで取り入れていくのかなと。これまでも首長さんたちを集めたスクラムミーティングがあっていたけれども、ああいうものとの整合は、どのように取っていかうとされているのか。スクラムミーティングも続けていくわけですね。

【浦政策企画課長】お答えします。

まず、出された意見への反映の在り方につきましては、今ご指摘があったように、全てが全ての意見に対して政策に反映させることができるかどうかというのは、やはり出された意見について、それぞれ見ていく必要があるかと思っています。その中で、短期に実現されるものであったり、あるいは少し中長期の視点で実現に向けて検討していくもの、そういった視点も

併せ持ちながら、各部局とのやり取りの中で検討していくような方向性かなと現時点では考えております。

また、2番目のご質問のあった、いわゆるスクラムミーティングということで、これまで県内市町の首長の皆様と意見交換を行っていただいているものにつきましては、これは地域振興部の所管になりますけれども、今後も開催されることになるんだろうとっております。

その中で、私ども、車座集会というのは、市町の首長の皆様に直接の対象とはしておりません。あくまで県民の皆様ということではありますけれども、テーマによりまして、その県民の1人に首長の方が例えばお1人お2人入るということは、十分あり得るものだと考えておりますし、またテーマ別だけではなくて、地域に出向いて行って、地域で様々な事業に取り組んでおられる事業者の皆さんと意見交換をするような機会も今後設けていきたいと考えております。そうした時には、地元の市町の首長の皆様にも参加していただくような機会もあるかと考えております。

現時点では、スクラムミーティングとのすみ分けというのは、そのように考えているところでございます。

【吉村委員】すみ分けのような、ないようなという感じで、地域振興部とまたがっていくと。車座集会というのも、同じような効果を狙っていく。ただ、対象が違う。スクラムミーティングは首長さんたちだった、そして車座集会は一般県民のいろんな携わっている方々に集まってもらって話をと。でも、そこに行ったり来たりもあるわけよね。だから、そこら辺、今後、施策的に考えると、首長さんたちがその自治体での問題とかを提起してこられる、県民は県民で、

その部分で問題提起をしてこられる。そこら辺の整理をどっちがやるのかとなるんだけど、企画部、地域振興部、そこら辺は連携してやってもらわなければ困るなと思うんですけども、どうですか。

【浦企画部長】いずれも県の施策の決定の参考にする、あるいは進めていく上でのいろんな協議の場ということになるんですけども、イメージ的には、こんな長崎どがんです会の方は、一般の県民の方、あるいはいろんな分野の方々の意見を率直に知事が直接お聞きする場という形をつくっていきたいと思っています。先ほどお話しがありましたように、それは全てがダイレクトに施策に結びつく我々も考えていませんで、そこからさらに、出てきた意見を踏まえて、またよりテーマを絞って、今度は各部局がそのより絞ったテーマに関して、いろんな方の意見を聞きながら施策の構築に反映していくという形になると思います。

スクラムミーティングの各首長さん方と知事との協議の場面につきましては、どちらかというと、市町と一緒にやっていきたい施策に関して、県の方からいろいろご提案をさせていただく、あるいは市町との調整を必要とするような場面、そういうものがある際に、スクラムミーティングの場なんかも活用しながら、首長さんたちのご同意もいただきながら一歩先に進めていく、そういう場になっていくのかなと思っておりまして、いずれにしましても、企画部それから地域振興部はじめ、他部局との連携は必ず必要になってまいりますので、そこはしっかり連携しながらやっていきたいと思っています。

【吉村委員】 よろしくをお願いします。

【北村分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【田中委員】 今回の予算は、第69号予算で10

億3,600万円ほどつくってもらって、第85号予算で49億8,300万円。これは第69号、第85号と予算をつけてもらっているのはいいけれども、その中で、報告第4号というのは、私はプラスかと思ったら、これは減額の補正なんだね。大きいんだよ、57億円なんていうのは大変な金額だ。何で減額になったのか。国がせっかく予算をつけてくれているのに、長崎県は対応できなかったのか。決算的な要素もあるけれども、去年1年間のコロナ対策で、報告第4号で大体整理がつくんだらうから、どのくらい長崎県に入ってきて、大きな金を使ったのかというのは、ぜひ報告してほしいと思う。これは先ほどもちょっと話があったけれども、入りだけで、出はよその委員会でやっているわけで、ただ入りだけ、通過するだけでね。しかし、入りがあるんだったら、どういうものに使われたかというのをやっぱり我々も知っておかなきゃいかん。ひとまずは、大まかな説明だけお願いします。報告第4号の57億円の減額。

【浦政策企画課長】 田中委員のご質問にお答えします。ちょっと長くなるかもしれませんが、ご容赦ください。

56億円の減額というのは、補正前の金額で355億円あったものが299億円になったものでございます。交付金の充当先として、大きく3種類でございます。まず、時短要請に応じた飲食店等への協力金の支払いに要する感染拡大防止協力金事業というのが約42億円の減となっております。次に、無料検査を行う事業者への補助金等に要するPCR等検査無料化事業というのが約11億円の減となっております。この2つで約52億円超の減となっております。全体減額の9割以上を占めている状況でございます。

この2つの事項に係る減額の理由についてご

説明します。最初の感染拡大防止協力金事業の約42億円の減でございます。これは交付金の協力要請推進枠というものを活用するもので、本年令和4年2月中旬時点までの支払済額に基づき配分されることとなっております。その額に合わせて国庫歳入額を減額したものとなっております。令和3年度中に実施しました2月中旬以降の支払い分については、一旦一般財源で措置することとしておりまして、こちらの方については令和4年度に国から追加交付される予定となっております。そうした状況ですので、これは産業労働部所管でありますけれども、この事業に関する歳出予算自体は2.3億円の減と聞いております。

次に、11億円の減となっておりますPCR等検査無料化事業の方は、交付金の検査促進枠というものを活用するものです。検査数の実績に基づき配分されることとなっております。当初の見込みよりも検査件数が少なかったことによるものでございます。

今申し上げた2つの事業、交付金枠につきましては、実績に基づきまして配分される性格の交付金の枠でございます。今回の減額によりまして、田中委員からご指摘のあったような配分された国の交付金を返還するようなたぐいのものではないということに考えております。そういった状況ではございますけれども、今後さらなる充当手法の工夫に努めて、国の交付金を最大限有効活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

【田中委員】私が言いたいのは、国からせっかくもらうお金は、最後に出たけれども、有効に活用したいという話はあったけれども、途中で聞いていた感じでは、一般財源化したような話もね。一般財源化というのは、大体県の負担も

出てくるんだ。極力、国からもらう金を、皆さん方は勉強して、研究して、有効に使ってほしいなど。

それもあるし、国の対応で変わったような発言もあった。そこら辺は、国の対応なら仕方ないけれども、何回も言うけれども、有効に、それから県の一般財源を使わなくて、国が出すなら国からもらってやっていく。

それから、申請が少なかったから、こういうことになったのかなという感じもするけれども、広報関係がどうなっているのか。長崎県は他県に比べてもね。私は皆さんに話しているのは、長崎県は優秀で、他県に比べて以上のことをやっているよと話しているけれども、いいのかな。私がそういう話を県民の皆さん方にちょくちょくやっているだけけれどもね。長崎県は他県に比べてよくやっているんだという話をしているけれども、自信持っていていいのかな。答弁をお願いしたい。

【浦政策企画課長】お答えします。

今、委員からお話が、実績が減ったというPCR等検査につきましては、最終的に見込額を下回った実績になりましたけれども、もちろん希望する県民の皆様の検査については、全て対応できたと考えております。

また、今申し上げた2つの大きい柱、協力金の事業とPCR等検査の無料化事業、これ以外に、通常分ということで、それぞれの県が独自に使える分の予算もございます。こちらの方につきましても、なるべく余りが出ないようにということで、充当先をあらかじめ確保して、仮に余剰が出たら、ほかの事業に回すような工夫もしながら、今、財政課とも調整しながら進めておりますので、先ほども申し上げましたけれども、国の交付金というのは最大限有効活用で

きるように今後も努めていきたいと考えております。

【田中委員】もう一言お聞きしたいし、実態を知りたいんだけど、国の予算が県に来る、それから市に来る。特に長崎市と佐世保市は特例市という感じで言うと、実態が少し違うのかなのか、一緒なのかどうか。

それから、この競争がわかりづらい。県の方とダブってやっているのか、県は特徴があるこれを行っているのか、市は別にこういう方向でやっているのかとか、そこら辺の区分けが県民にとってはわかりづらい。だから、よくやっていると言うけれども、内容がわからなくて、よくやっているとは私は言っているような気もするんですけども、そこら辺まで含めて説明してください。

【浦政策企画課長】まず、ご質問がありました県と市町の交付金の配分の在り方でございますけれども、今、田中委員からもご指摘がありましたように、この臨時交付金というのは、国の方から、県分については県に直接、市町分については、これは中核市以外も含めて、それぞれの市町に直接配分がなされるというものでございます。

そうした中で、それぞれの県事業あるいは市町事業の関係性といえますか、連携につきましては、今ご指摘があったように、可能な限り連動するべきものについては連携すべきというような思い、考えを持っておりまして、例えば、今回の追加補正予算の経済対策等に係る予算につきましても、事前に私どもの方から市町に照会しまして、どんな事業にこの臨時交付金を充てようとしているのかというような調査も行うなどして、それを関係部局あるいは財政課とも共有させていただく中で、なるべく可能な限り

連携、連動するような形で進めたいと考えておりまして、今後も、そういう考えで進めて取り組んでまいりたいと考えております。

【田中委員】市と連携を取って、二重にならないようにしなきゃいかんからね。制度金融なんか、これは商工のものになるけれども、同じような制度を県と市で競争してやっている。だから、県は大きくこういうことですよと、それでも足りないところは市町で賄ってくださいというような感じで、大きな骨組みをつくって、県、市との連携がちょっとかなと。説明がちょっと不足していて、これは県の制度ですよ、これは市がやっているんですよというところが我々もわかりづらいし、説明を求められても、ちょっと答弁に困るようなね。言っておくけど、最後は、県はよくやっているんだという評価をして県民の皆さんと話ししているので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

【北村分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、第85号議案のうち関係部分、及び報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、企画部長より所管事項の説明を求めます。

【浦企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係の企画部の議案説明資料をお開き願います。

（車座集会による県民との対話について）

本県の現状・課題を把握し、今後の県政運営や諸課題の解決へつなげるため、知事と県民が直接対話する場である県民車座集会を定期的で開催することとしております。

第1回目として、去る4月26日、将来を担う若者の皆様との意見交換を実施し、長崎をよくしていきたいという思いをお聞きするとともに、効果的な情報発信の方法などについて意見を交わしたところであります。

参加者からは、情報発信について、ターゲットを絞り目的を明確化することの重要性や海外向けの情報発信の強化など、様々な意見をいただきました。

また、去る5月28日には、名称を「こんな長崎どがんです会」として、「地域で安心して子どもを産み育てるためには何が大切か」などについて、子育て中の方や、子どもや子育てに関わる方から、子育ての現場の声をお聞きしたところであります。

引き続き、様々なテーマや手法を取り入れながら、この会を積極的に実施してまいります。

（長崎県SDGs登録制度について）

県内企業等において、SDGsの主体的な活動を促進し、持続可能な成長と企業価値の向上を図ることを目的として、昨年11月に「長崎県SDGs登録制度」を創設したところでありますが、去る3月31日に1回目の募集分として、244件の登録を行いました。

登録企業等は、県内の高校生に作成していただいた、長崎県オリジナルのSDGsロゴマークの使用が可能となるほか、県において、ホームページで活動内容を公表し、PRすることとしております。

現在、2回目の募集分にかかる申請内容の確認を行っているところであり、今後も登録企業等を拡大しながら、より多くの県内企業等の活動促進につなげてまいりたいと考えております。

引き続き、本制度等も有効活用しながら、県民の皆様や県内企業等へのSDGsの普及促進に努めてまいります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

IR区域の整備については、去る4月19日及び20日の臨時県議会において議決いただいた区域整備計画を、同27日に国土交通大臣へ認定申請し、国から正式に受理されました。

また、去る5月31日に開催された九州地方知事会議及び6月1日に開催された九州地域戦略会議においては、区域整備計画を説明したうえで、九州IR推進協議会、九州地方依存症対策ネットワーク協議会などの活動状況についても報告を行いました。

さらに、九州地域戦略会議では引き続き区域認定の獲得に向けて「オール九州」で推進する

ことが確認されました。

今後、区域整備計画について、国が設置した審査委員会による審査が予定されており、設置運営事業予定者と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

県といたしましては、今後とも、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深めながら、九州・長崎IRの実現に向けて力を注いでまいります。

（デジタル化やDXの推進について）

国において、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の課題解決、魅力向上を実現し、地方から全国へと、ボトムアップの成長を目指すデジタル田園都市国家構想を力強く推進していくことを目的とし、先般、デジタル田園都市国家構想基本方針が示されたところです。

本県におきましては、昨年度策定しました「ながさきSociety5.0推進プラン」に基づき各分野におけるデジタル化やDXに係る取組を推進してまいりました。

そこで、こうした施策展開をさらに加速し、本県におけるデジタル化やDX推進を図るため、民間のIT関連企業や団体などの第一線で活躍している民間人材を「デジタル戦略補佐監」として登用し、最新のデジタル関連情報を共有するとともに、一歩先を行くデジタル関連施策の構築を図ってまいりたいと考えております。

さらに、庁内各部局が取り組む、個別具体の事業において、デジタル化についての先進的かつ専門的知見に基づく具体的な提案や技術導入へ向けた支援等を行う民間人材である「デジタルコーディネーター」を配置し、各分野におけるデジタル関連施策の事業精度向上を図ってまいります。

今後は、こうした民間人材の活用により、本県におけるデジタル化やDXを一層強力で推進してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【黒島政策調整課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明いたします。

お手元の資料1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、令和4年3月から令和4年5月までの実績は、記載のとおり2件となっております。

次に、2ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和4年3月から令和4年5月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、佐世保市からの要望の1件となっております。

それに対する県の取扱いにつきましては、2ページから4ページに記載されているとおりでございます。

次に、5ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。令和4年3月から令和4年5月までの実績は、九州・長崎IR区域整備推進有識者会議の1件で、その議事概要につきましては、6ページにお示ししております。

資料の説明は以上でございます。

【北村委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象となります陳情番号は、19番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

1時間になろうかとしておりますので、ここで委員会を休憩いたします。11時10分再開です。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【黒島政策調整課長】 すみません、先ほど説明の後に、こちらのご報告をすべきところを飛ばしておりました。改めまして、令和5年度政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご報告いたします。

去る6月上旬に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望について、企画部関係の要望結果をご説明いたします。

企画部関係におきましては、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について、地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実について、Society5.0 実現に向けたデジタル関連施策の充実・強化についての3項目の重点項目について要望を行いました。

要望実績といたしまして、政党の要望先は、自由民主党、公明党の2政党、省庁の要望先は、

内閣官房、内閣府など3府省であり、各政党の幹部の方々、各省庁の大臣をはじめ、計34名に対し、要望書の配付を実施いたしました。

また、これに加え、7月下旬に上京しての要望活動も予定をしております。

現時点においては、まだ新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ではございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けて、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【北村委員長】 次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【田中委員】 この提出資料でお聞きしますけれども、IR。佐世保市との間に密接にいろいろな相談があって、うまくいっていると私は理解している。しかし、こういう陳情というか、要望が佐世保市から長崎県に上がってくるというのは、逆に言うと、おかしな話なんだ。一体となった取組で全部進められているわけでしょう。公共インフラ整備の推進とか、懸念事項対策の推進、MICE開催の誘致推進、合意形成に向けた取組の推進、地域経済の活性化の推進。あなたたちが完全に佐世保市といろいろな話をして、両方で一体となってやっているという理解を受けているけれども、佐世保市からこういう要望が県に上がってくるという。これは一般的に認識を確認するためとかなんとかで上げているならまだしもね。この内容については、もう中身は出来上がってしまっているということですか。

【小宮IR推進課長】 田中委員からご質問がありました佐世保市からの要望につきましては、

資料の22ページの最終の下段に記載しておりますとおり、IRの事業者の選定、それから区域整備計画の作成等については、田中委員ご発言のとおり、県と佐世保市が一体となって取組を進めてまいりました。この5項目については、関係者も含め、県と市で引き続き一体となって取り組むべきものということで整理をいたしておりますので、今後も引き続き、県市一体となって取り組んでいくということで確認をいたしているところでございます。

【田中委員】取り組むべき確認はしていると言うけれども、どうなのかな。国の認定が、もう10月にもという話も聞くんだけど、来年の3月いっぱいにしたって、そんなにはないわけだから、もう少し具体的な回答も出てきていると思うけれども、「取り組んでまいりたい」、「継続していきたい」、「強化してまいりたい」、「取り組んでいくこととしている」、「働きかけを行ってまいりたい」とか、これで全て県と市はうまくいくわけだね。私は、もう少し具体的なものが中身として詰まっているものと思っているけれどもね。こう言うとなんだけれども、いつも言葉だけなんだよね。県が今、IR対策をやっているのは言葉だけ。中身が全然私には感じられない。だから、それが一つ。

長崎県と佐世保市の連携が一つだけれども、もう一つは、長崎県庁内がうまくいっているのか。この担当部局が、企画部IR推進課から地域振興部、文化観光国際部、県民生活環境部とか福祉保健部、最後に土木部道路建設課、港湾課とか書いているけれども、県の中でうまくいっているのかな。

特に私がびっくりするのは、土木部との間で、あなたたちがちゃんとした回答をもらっているのかどうか。任せっきりののかと思う。例えば

周辺の道路の関係の問題にしたって。そこら辺含めて回答を。

【吉田企画部政策監】まず、県、市の連携につきましましては、こういった要望に対するお答えのみならず、しっかりと調整するための会議を開いたり、また市長と知事の面談を実施して方向性を確認したりというのを頻繁に行いながら、連携を密に進めているところでございます。また、県庁内の各部との連携につきましましては、各部長等をメンバーとした副知事トップの長崎県IR区域整備推進会議を設置いたしまして、その中で、各部局との連携が必要な案件について逐次確認をしながら、また、同会議の下に幹事会という各部の主管課長をメンバーとする会議を設置しており、そこでも同様に細かい点の確認を行いながら、進めているところでございます。

【田中委員】いつも答弁は形ばかり、中身がない。

それでは具体的に聞くけれども、市長と知事は頻繁に会っているような話だけれども、そうすると新しい知事になって、何回ぐらいIRで会議を持っているのですか。

【吉田企画部政策監】2度ほど会議をいたしております。

【田中委員】2度、知事と市長と会えば、あうんの呼吸でいけるんだな。あなたたちは、長崎県にとってのIRの重要性というか、私はいつも言うんだけど、皆さんとは違うかもわからないけれども、私は、百年に一度以上の長崎県にとっては最大のチャンスと知っている話しているんだけど、そんな2回ぐらい会って、うまくいくのかなというのが一つ。

それから、土木部との関係で、私も土木部とはいろいろ話するけれども、最初から一貫して

いるのは、ハウステンボス線を、これはI R対策というより、むしろハウステンボス対策で、土地の売買の時に、あの直角に曲がっているハウステンボスの道路を有効活用するためには、三角形の底辺を持っていった方がいいんじゃないかということでの合意で進んでいると私は思っている。土地の売買の時の話で。

それから、針尾橋の今ある橋と橋の間を、言葉は悪いけれども、蓋をかぶせて1車線増やしますと。この車道幅が本当に確保できるのかどうか。あそこは結構多いのはバスだからね。

そういうところは一貫してもうここ2年ぐらい変わらない。最初、土木がつくった方針、ハウステンボス線を4車線にしますと。それもハウステンボス線の総延長の半分だからね。あくまでも入り口からパールラインの手前までという感じでね。それから、南風崎停車場指方線の針尾橋をやると、その2点だけだ。ほかのところは測量調査なんかやっているのか全然見えない。だから、本会議でも言ったけれども、本当に大丈夫かなと疑問を持っている。対応できるのかなと。

それから、最後に3月11日の有識者会議の資料が載っている。業者選定は、この後に決まったのかな。3月11日というのは、業者選定の前後はどうなのかな。聞かせてもらおうかな。

【小宮I R推進課長】今回、委員会に提出をいたしております九州・長崎I R区域整備推進有識者会議の会議結果報告につきましては、本年3月11日に開催したものでありまして、区域整備計画の作成に関する有識者会議でございます。ですので、I R事業者選定は、その前に終了しておりますので、その関係性はございません。

【田中委員】この有識者会議が3月11日にあったと。これは公開状況は、傍聴可と、結果公

表も可と書いているけれども、あまり資料としてもらったことない。我々は担当委員会でもあるけれども、もう少し丁寧な説明があるのかなと思って期待しているけれども。むしろ、I R有識者会議等のいろいろな会議の方が議会との会議より多いような感じがする。議会で全協でやったのは1回っさり。それも内容があまりはつきりしないようなことで、全て秘密みたいな感じでね。

だから、この結果公表ということについての資料を私はぜひ求めたいと思う。委員による意見交換が行われたなら、どういう意見交換が行われたのか。

というのは、ちょっと政治的には言いにくいんだけど、今のオーストリア案に決まったのは、県が決めたんでしょと言うと、いや、有識者会議で決まったんですよ。県が決めたんじゃないなくて、有識者会議が決めたものを県が認めてやっているだけなんですよというような言い方をする人がいる。業者は有識者会議で決まったんだ、県が決めたんじゃないんだと。うまく逃げるなと私は思っているんだけどね。そこら辺の関係はどうなっていますか。

【小宮I R推進課長】田中委員、誤解があるようですので修正をさせていただきますけれども、この九州・長崎I R区域整備推進有識者会議と申しますのは、観光、M I C E、治安等の専門分野の委員からなる有識者会議で、区域整備計画の作成等に専門的立場からご意見をいただくために設置したものです。I R事業者の選定につきましては、別途、審査委員会を設置しておりますので、今回の有識者会議は、あくまでも区域整備計画を作成するに当たってご意見を頂戴したということでございます。

【田中委員】要は、審査委員会で決まったとし

ても、やっぱり県が決めたわけでしょう。審査委員会で決まった案なんですよ、長崎県の案はと。だから、県は何か蚊帳の外みたいな言い方をしている人がある。しかし、県なんですよ、あれは。長崎県が全責任を持つわけでしょう。審査会で決まったから、点数制で、点数が高かったから、あそこに決まったんですよという話。

一つ私が不満を持っているのは、公開、公開と言うけれども、公開じゃないんだ。秘密、秘密みたいなことでずっとIRは進んできたような感じが今もって、国に対してのIR長崎県の雰囲気が出てこない。期待感が出てこない。残念だね。

県が全て責任持つわけでしょう。審査委員会の資料は県が出しているわけだから、その資料を見て、委員が判断したということだから。私はそう理解しているんだけどね。

【吉田企画部政策監】田中委員のご質問に対しましては、まず、IR事業者の決定権者は長崎県でございます。ただ、その決定の過程において、公平公正を期すため、厳正な審査を行うために、審査委員会を設置いたしました。そして、公表という視点から申し上げますと、募集要項の中で採点基準等も全て公表した上で、IR事業者の選定については、どこに着眼点を置いているというものも全て公表した上で、その審査委員会にお諮りをして、最終的に県が決定したという流れでございます。

【田中委員】最後にしたいと思っていたんだけど、そういう答弁が出たから、もう一言言っておきたいんだけど、長崎県案があの3者で決まったのは、1,000点満点で、最高、オーストリアが700点いかないんでしょう。普通、常識で考えると、100点満点で80点、1,000点満点でいえば800点ぐらいのものは熟度として

ないと。700点以下ばかりで、そこで一番よかったから決まったんだという感じだと、情けないね。だから、あえて言うならば、300点不足したものがあつたら、県が補充してでも、げた履かせてでも立派なIR案を国に出すべきだったし、出してくれたのかどうか。ただカジノオーストリア・インターナショナル・ジャパン案がそのまま行っているのか、長崎県が相当プラスして行っているのか、ここだけ最後にしようと思う。

【吉田企画部政策監】事業者選定を行いましたのは今年の8月、そして同月に基本協定を結ばせていただきました。その後に、カジノオーストリア・インターナショナル・ジャパンと長崎県の間で綿密な調整を行いつつ、最終的に磨きをかけて国に提出させていただいたのが、この区域整備計画の案でございます。その間、もちろん県議会の方にも、ご報告を申し上げ、貴重なご意見をたくさん賜った上で、その意見につきましても活かしつつ、最終案として4月20日に議決を賜りましたものを提出させていただいたことでございます。

【田中委員】国に上げるときに、国も基準というのはある。長崎県が1,000点満点で700点もいかない業者を上げたとすれば、国だって、ああ、そのくらいの業者かと言われかねないなと危惧しています。

【北村委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】IR区域整備計画について、お尋ねいたします。もう申請をされていますので、中身について云々はないのですが、当初、カジノオーストラリア・インターナショナル・ジャパンがプレゼンをされる中に、地元調達100%という方針が示されました。まず、この地元調達100%ということなんですが、今般提出をした区域整備計画の要求基準あるいは評価基準で求められているものか、確認をいたします。

【小宮IR推進課長】IR事業者が表現されています地元調達100%というのは、要求基準あるいは評価基準で求められている項目ではなく、IR事業者が地元に対する熱意を表すために、このような表現をなされたものという理解をいたしております。

【川崎委員】そうしたら、区域整備計画の中で求められたものではないが、IR事業者として姿勢を示したということではありますが、大変重要なことと私は思っています、地元にあるもの、地元の資源は十二分に活用するということは、地元にも愛される長崎IRとしても大変大事なポイントだと思っています。ぜひイニシャルからランニングまで、県としても、この姿勢を一步も譲らず、厳しくチェックをしていただきたいと思っております。地元企業は期待も大きくありますので、その決意を伺いたいと思っております。

【小宮IR推進課長】川崎委員ご指摘の地元調達100%という項目は、直接的には評価の項目には直結いたしませんけれども、区域整備計画の中には、県内への経済波及効果、それから地元の合意形成、こういった項目もございますので、IR事業者が地元にも愛されるためにも地元で調達できるものは地元で調達したいという思いは、しっかりと県内の経済界の皆様にもお伝えして、IRにおけるビジネスチャンスを獲得

していただけるように、県も市と一緒に今後取り組んでまいりたいと思っております。

また、区域認定が得られた後は、IR事業者から次年度の事業計画を提出していただくとともに、その当該年度の実績等も報告をいただくようにしておりますので、そういった中で、IR事業者にも、こういった目標について確認をしていきたいと考えております。

【川崎委員】徹底してお願いしたいと思います。

そういった中で、輸送の部分についても、当然、地元の企業の皆様にお手伝いといいますが、協力、これは必要不可欠だと思っておりますが、まずインバウンドそして県外からの誘客については、長崎空港が起点となって、重要な交通拠点と考えます。ここから長崎IRの現地まで輸送計画があると思っておりますが、全般について確認をさせてください。

【小宮IR推進課長】今現在、IRの純来訪者数として673万人を予定いたしております。このうち、長崎空港を利用される方が、純増分として約150万人弱になるかと思っております。このうち、その約7割が海上輸送でIRにお越しいただき、残る3割については、バスあるいはタクシーといった陸上の交通手段を用いてIRにお越しになると想定をいたしております。

【川崎委員】そうしますと、相当数の方が大村湾を渡って現地に行かれるという想定かと思っております。大村湾にも既存の事業者がいらっしゃいますが、既存の事業者の方とは、どのような協働姿勢を取っていかれるのか、お尋ねをいたします。

【小宮IR推進課長】今現在、長崎空港からハウステンボスまでの海上輸送を担う既存の航路事業者がいらっしゃいます。IR事業者を昨年8月に選定して以降、この間、区域整備計画を

作成するまでに、航路事業者または漁協等、また国の機関と様々な意見交換、調整をさせていただいております。今回、高速船と遊覧船の船舶を用意して海上輸送を計画しておりますけれども、この点につきましても、既存の航路事業者と意見交換をさせていただいていると報告を受けております。

【川崎委員】ぜひ、そこはしっかりと協議を進めていただいて、協力体制の下に輸送計画を進めていただきたいと思います。

空港に到着をして、さあ、今からI Rに行くぞと、このような思いで多くの方がお越しただけわけでありますが、空港に降り立ってから、現地に到着する、その空間、つまり、待ちスペース、あるいは船の快適性、こういったことについても、おもてなしとしては大変重要なものだと思います。

そういった中で、空港にある旅客ターミナルも整備をするということは整備計画の中にも示されておりましたので拝見をいたしました、いま一度、旅客ターミナル、そして船そのもの、先ほど遊覧そして高速という考え方がありましたが、おもてなしの一環として、旅客ターミナル、船、こういったことについて、今どのような計画なのか、お尋ねをいたします。

【小宮I R推進課長】海上輸送の船舶につきましては、現在、長崎空港とハウステンボス間を約50分で運航いたしておりますけれども、こちらを30分で運航できるような高速船を用意することとしております。この高速船については、60名定員の船舶と130人乗りの船舶の2種類で運航するという計画でございます。

また、遊覧船については、約70分をかけて大村湾を周遊してI Rと行き来をするということで、こちら200人から250人乗り、定員を

予定いたしております。

また、ターミナルにつきましては、I R事業者で整備をする計画となっておりますけれども、川崎委員ご指摘のとおり、I Rを目的に長崎空港に到着される方々に対し、まさに長崎空港は空の玄関口となりますので、旅客ターミナルでI Rを擬似的に体験できるようなブースを設けるなど、最先端技術でI Rの施設等を体感できるようなものを用意していただくような計画になっているとお聞きをしております。

また、高速船ではちょっと難しいかもしれませんが、遊覧船は70分の航行時間がありますので、客室内においてモニターでI R施設の紹介をするとか、少しわくわく、ドキドキするような演出も必要になってくるかと思っておりますので、今後、I R事業者とも調整を図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】前、例えを申し上げたかも知れませんが、東京のディズニーランドに行く時に、J Rの近くの駅で降り立った後に、トラムがあって、その瞬間にディズニーランドにいざなう雰囲気といいますか、おもてなしがあって、そこから世界が変わってくるということが非常に印象に残っております。そういったところから、ぜひ空港に降り立って、その瞬間に楽しみが始まるということは十分心を砕いて計画を進めていただきたいと思います。I Rは以上です。

次に、M a a Sについて、お尋ねいたします。前回もお尋ねをいたしました、構築の進捗状況について、お尋ねいたします。

【浦政策企画課長】M a a Sについてのお尋ねでございますけれども、これまで、令和2年度に長崎県M a a S導入推進協議会を立ち上げまして、7回実施してまいりました。また、本委

員会においても、令和4年度の当初予算において、M a a S導入のための補助金の予算についても計上させていただいているところでございます。

そうした中、本年4月27日に、民間主導で長崎県M a a S実行委員会というものが設立されております。委員長として、県内では長崎バス様、併せて同じ委員長としてJ R九州様が含まれておまして、事務局はJ R九州が担っているという状況でございます。

この実行委員会が主体となりまして、今年夏、8月頃には実際に本格的に動き出すということで、例えば、県内の各交通事業者の一日乗車券のようなデジタルチケットをM a a Sを活用して販売するような予定を今、組んでいるところでございます。

【川崎委員】これはたしかI Rが計画された時に、M a a Sの検討がスタートしたと思います。I Rはもう少し時間がかかるかとは思いますが、I Rがスタートした時にM a a S機能が十二分に発揮できるように、その手前で構築をできるように進めていただきたいと思います。

これも前回の委員会でお話をしましたが、やはり鉄道のように定時性が大変高く保たれる乗り物については十二分に機能するんだろうと思っておりますが、道路を走るバスあるいは路面電車、船も環境によってどうなのかわかりませんが、いわゆる定時性については、ちょっと落ちてしまうところについては、今現在、どこをどう航行しているのか、運行しているのかということについて、情報を収集することは非常に大事なんだろうと思っております。そこに行ったけれども、バスが来ないと。行ってしまったのかな、いや違う、ひょっとしたら30分も遅れているのかなと、そういったところが

観光のお客様は非常に不安になってこようかと思っております。そういった中、ぜひバスロケーションシステムについては同時に導入すべきであると、こうお話をさせていただきました。

地域振興部ですけれども、交通政策課が今回の補正予算で、新型コロナウイルス感染症に係る交通事業者に対する支援対策という事業のうち、公共交通機関環境整備等支援事業9,000万円を計上されております。恐らく、こういったところは一つバスロケの導入のチャンスなんだろうと思いますが、このあたりは連携はされていますでしょうか、お尋ねいたします。

【浦政策企画課長】ただいま委員からご紹介がありました公共交通機関環境整備等支援事業につきまして、補助の対象の一部にデジタル化等の利用促進策ということが入っておりまして、ただいまご質問のありましたバスロケについても補助の対象になり得るということで、交通政策課とはやり取りさせてもらっております。

ただ一方、現在、交通政策課の方で、各事業者に今回の補助金についての見通しを聞いているということでございますが、事業者の聞き取りの内容としては、今回、補助対象期間というのが非常に限られるということですので、長中期の事業計画を要するようなバスロケについては、事業者としては、事業構築はなかなか今回の補助金の中では難しいのではないかというようなご意見をいただいているということでお聞きしております。

ただ、今お話があったように、利用者の利便性向上につながるものでもございます。一方で、バス事業者の積極的な取組が不可欠であると考えておりますので、今後とも交通政策課とも連携しながら、利便性の高いM a a Sの導入に努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】恐らく、そうなんだろうと私も思っていました。聞くと、今年度に仕上げないといけない。大がかりな設備投資なんですよ。チャンスとは思いつつも、一方では、なかなかこの期間じゃ難しいなと。だから、これは交通政策課に言う話なんでしょうけれども、この辺は事業の構築に当たっては、よくよく連携をして、せっかく地方創生臨時交付金で構築をしていったものの、現実的にどうなのかということを見ると、ちょっとチャンスを逸したな、あるいは構築の仕方を、もう少し中長期的にと今おっしゃられましたけれども、現実的に考えていっていただきたいと思っています。

これは何としても導入をしてもらうことが必要だと思いますが、事業者の人にしてみると、恐らくバスロケを入れること、投資イコール売上直結するようなものではないと私は思っていて、時刻表で検索するのに非常に便利であろうかもしれませんが、目的地に行くのは1回であって、便利になったからといって運賃を倍、3倍払う人はいないわけで、そう考えていくと、このシステムの投資には二の足を踏みがちなんだろうと思うんです。そこをどう促していくかということ、全体でIRに向けて、いろいろな環境を整えていくということは、やはりもう知恵出しなんだろうと思っています。協力をいただきながらということになると思いますが、ぜひそこは何としても具現化をしてほしいと思うんです。それに向けてのお考え、ぜひお聞かせいただきたいと思っています。

【浦政策企画課長】私どもはM a a Sの導入を推進する担当所属でございます。ただ一方で、M a a Sの推進に当たっては、これは持続可能な地域公共交通のネットワークをつくるという

ことが目的でありますので、利用者の利便性向上にはしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

また一方で、M a a Sについても、これは実行委員会の中でも、導入が目的ではないという議論がよくあっています。導入が目的ではなくて、それを各事業者の皆さん、各利用者がしっかり活用していくことで、持続可能な交通網ができるというお話もあっていますので、そういう視点を持って、引き続き、必要な働きかけ等については、関係部局と連携しながら行ってまいりたいと考えております。

【北村委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月23日（木曜日）は、午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時48分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月23日

自 午前10時00分
至 午後 3時32分
於 委員会室1

市町村課長 大塚 英樹 君
土地対策室長 兼武 寛 君
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君
県庁舎跡地活用室長 鯨臥 富生 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 北村 貴寿 君
副委員長(副会長) 赤木 幸仁 君
委 員 田中 愛国 君
" 中島 廣義 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 中島 浩介 君
" ごうまなみ 君
" 吉村 洋 君
" 宅島 寿一 君
" 中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 早稲田智仁 君
地域振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担当) 渡辺 大祐 君
地域振興部次長 坂野花菜子 君
地域振興部次長
兼交通政策課長 小川 雅純 君
地域振興部参事監
(県庁舎跡地活用担当) 坂田 昌平 君
地域づくり推進課長 宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 山下 公誉 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【北村委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより地域振興部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けるといたします。

【早稲田地域振興部長】 おはようございます。

本日、出席しております幹部職員のうち、4月1日付けで発令がありました職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【北村委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【北村分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【早稲田地域振興部長】 地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」及び「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分、報告第19号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和4年度当初予算は、知事選挙の関係により、いわゆる骨格予算であったため、今回の補正において「新しい長崎県づくり」の推進に向け、必要な経費を計上しております。

歳入予算は、合計で2億1,091万4,000円の増、歳出予算は、合計で5億1,205万5,000円の増となっております。

2ページをご覧ください。

歳入予算の主な内容は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金及び地籍調査費負担金であり、このうち特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、他部局で歳出予算を計上した事業に対応するものであります。

歳出予算の主な内容については、本県出身者をターゲットとした効果的な情報発信を行い、より一層のUIターンを促進するための経費や、都市部住民と地域をつなぐ仕組みづくり等を通して、より多くの人材・企業を県内に呼び込み、関係人口を創出・拡大するための経費、新たな雇用を創出し地域貢献に資する事業拡大を支援する経費等を計上いたしております。

また、航空対策費として、離島住民の生活に必要な離島航空路線の安定的確保を図るための

支援に要する経費を計上いたしております。

続いて、3ページをご覧ください。

県庁舎跡地における賑わい・交流の場の創出に向け、活用策の検討や先行的な賑わいづくり等を推進するための経費及び債務負担行為として、県庁舎跡地の運営支援・調査検証業務に係る令和5年度に要する経費を計上いたしております。

続いて、「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」をご覧ください。

第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で13億9,363万円の増となっております。

2ページをご覧ください。

その内容としましては、新型コロナウイルス感染症による影響や燃料費高騰により厳しい経営状況にある公共交通事業者への支援、並びに公共交通機関のデジタル化や感染防止などの環境整備への支援に要する経費、新型コロナウイルス感染症等により利用者が落ち込んでいる国内定期路線等の早期回復に向けた各航空会社の利用促進策等を支援するための経費を計上いたしております。

恐れ入りますが、「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」にお戻りいただき、3ページをご覧ください。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和3年度予算の補正を、令和4年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

4ページになりますが、歳入予算は合計で5億426万7,000円の減、歳出予算は合計で10億6,427万5,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金4億2,291万9,000円の減であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、跡地活用検討経費342万円の減であります。

企画費の主なものは、生活航路改善対策事業費2億8,544万1,000円の減、国境離島創業・事業拡大等支援事業費1億2,131万8,000円の減であります。

5ページをご覧ください。

市町村振興費の主なものは、長崎縣市町財政資金貸付費2,100万円の減であります。

選挙費の主なものは、知事選挙市町村交付金9,012万5,000円の減であります。

次に、報告第19号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、県議会議員補欠選挙（壱岐市選挙区）を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費について地方自治法第179条の規定に基づき、令和4年5月27日付けで専決処分させていただいたものであります。

補正予算は、歳出予算で、合計1,957万1,000円の増であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】 これから、6月補正予算の概要を説明いたしたいと思っておりますけれども、表紙に「総務分科会補足説明資料（令和4年度6月補正予算概要）」、その下にまた「（令和4年度6月補正（追加）予算概要）」とある資料をお手元にご準備ください。これに基づきまして説明させていただきます。

1ページは、地域振興部の6月補正関係の予算の総括表となっております。

2ページから5ページまでが地域づくり推進課の事業になりまして、今から4つの地域づくり推進課の事業について説明させていただきます。

2ページの上の方に事項名、ながさきUターン魅力発信事業、予算額1,918万8,000円でございます。事業概要、潜在的な移住予備軍である本県出身者、あるいは子育て世代をターゲットとして効果的な情報発信を行うことで、Uターンのより一層の促進を図ることとしております。

事業内容のところは3つありますけれども、1番目、Uターン促進キャンペーン。これにつきましては県・市町による移住相談会、あるいは就職フェア等を秋頃に集中して開催して、イベント情報、Uターン促進助成制度を発信するホームページの方も作るようにしてございまして、そういったプロモーションを市町と連携して実

施してリターンにつなげていきたいと考えているものでございます。

2番、子育て世代向けの情報発信の強化。県内市町の子育てに関する支援制度、あるいは子育て環境など、情報を充実させて、これも発信していきたいと思っております。

3番目、WEB広告、SNS。そういったキャンペーンや子育て支援の情報を充実させた上で、より多くの人に情報を届けるということで、WEB広告等を実施することとしております。

3ページをお開きください。

事項名といたしましては、地域と関わる関係人口創出事業費2,312万1,000円でございます。事業目的、都市部企業等のリモートワーク、ワーケーションの県内受入を促進するとともに、都市部住民と地域をつなぐ仕組みづくり等を通して、より多くの人材・企業を県内に呼び込み、関係人口の創出・拡大を図っていききたいと考えております。

具体的には、1番、都市部へ向けたプロモーション、マッチングイベント・ツアーといったことを開催したいと思っております。

2番といたしましては、オンラインコミュニティの構築ということで、将来的な移住につなげるために、長崎に興味・関心のある県外の人と、県内の既に活躍されているプレーヤーとのオンラインのコミュニティを構築して、ワーケーションモニターイベント、あるいはオンライン交流会を実施していきたいと考えております。

4ページでございます。

事項名といたしましては、移住・創業・地域貢献支援事業費、予算額1億111万1,000円のうち、今回の6月補正分といたしましては、地域貢献事業1億円、この内容としましては、半島・過疎地域で地域産業の振興に資する事業などで、

新たに雇用を創出する事業者への事業支援というところになっております。

5ページをご覧ください。

事項名といたしまして、地域コミュニティ活向上促進事業費1,660万6,000円でございますが、地域コミュニティの維持・活性化のため、まちづくりを担う市町の取組を支援するとともに、地域づくりの人材ネットワークづくりや情報発信等により、活性化に向けた新たな活動を促進していきたいと考えております。

具体的には、1番の集落対策研修会、あるいは2番の集落維持対策補助金、それから3番、昨年度、いい取組を作ったものを冊子にしておりますのでそのPR、そして、4番としまして地域づくりプラットフォーム構築事業ということで、主に半島地域において地域づくりの人材の掘り起こし、人と人とのマッチングで地域活性化を促すプラットフォームを構築していきたいと思っております。そういったネットワーク化を促進して、新たな活動を創出していきたいという事業でございます。

私からの説明は、以上でございます。

【北村分科会長】次に、次長兼交通政策課長より補足説明を求めます。

【小川次長兼交通政策課長】続きまして、総務分科会補足説明資料6ページから8ページに、同様に概要を計上させていただいておりますが、9ページにポンチ絵で整理をさせていただいておりますので、そちらの方で今回の経済対策補正分を説明させていただきます。

県内の公共交通機関は、地域住民の生活の移動手段として重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の影響下で、利用者が低迷する中においても運行を継続しておりますが、引き続き輸送人員が回復しておらず、加えて原

油高騰の影響により経費が増加しているため、交通事業者の経営状況はさらに厳しい状況となっております。

今後も引き続き、住民や来県する観光客の移動手段としての役割を果たしてもらうとともに、事業を継続してもらうため、今回、3つの事業を補正予算案として計上しております。

事業の概要でございますが、上部左側に記載しております公共交通事業継続緊急支援事業になります。こちらは、地域公共交通事業者における感染防止対策を講じながら事業を継続する取組を支援するもので、対象事業者は県内に本社または支社を置く定期路線バス事業者、貸切バス事業者、旅客定期航路事業者、地域鉄軌道事業者、離島航空路事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業事者で、各交通事業者の車両当たりの単価は記載のとおりでございます。予算額は12億1,613万円でございます。

次に、上部右側に記載している公共交通機関環境整備等支援事業でございますが、県内の公共交通機関において、ポストコロナを見据えた利用促進策や新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策のための環境整備に係る経費への支援を実施するもので、予算額は9,000万円でございます。

最後に、下部に記載しております県内空港活性化推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により運休・減便している県内空港発着の国内定期航空路線を早期に回復させるため、各航空会社などが行う広報やプロモーションなどの利用促進事業などを支援するもので、予算額は8,750万円でございます。

なお、本3事業につきましては、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の臨時交付金を活用することとしております。

続きまして、総務分科会補足説明資料10ページで概要を計上させていただいておりますが、これも11ページの方にポンチ絵の資料を付けておりますので、そちらの方でご説明をさせていただきます。

離島航空路線の維持・確保についてでございます。

オリエンタルエアブリッジ社の保有するQ200型機（39席）が、導入から20年が経過し、構造的寿命を迎えることから、現行機材の後継機としてATR42 - 600型機（48席）2機を令和4年度から順次購入することとし、離島航空路線を維持していくこととしております。

資料の中段、ATR導入計画でございますが、後継機のATR42型機について、1号機を令和4年度に、また、2号機を令和5年度に購入した上で、パイロット等の訓練を行いながら、令和5年度後半から1号機を就航、令和7年度からはATR2機体制での運航を目指しております。

資料の右側、支援スキームでございますが、機材更新経費については、ATR型機2機の導入に係る経費の見込みでございます。機体2機と予備エンジンなど、当初備えるべき予備部品などとして、これらハード部分に係る費用は約56億円を予定しております。

その下のソフト費用でございますが、パイロットや整備士等の訓練経費やシステム改修費用などとして約12億円を見込んでおり、ソフト・ハードの費用を合わせますと、機材更新に係る費用は全体で約68億円を予定しております。

このように、機材更新には多額の費用を要する見込みであり、オリエンタルエアブリッジ社だけで負担することは困難でありますことから、離島航空路線の維持・確保を図るため、昨年度、長崎県離島航空路線再生協議会のご意見を踏ま

えて、県と地元市で支援を行うこととしております。負担割合につきましては、記載しておりますように、先ほどご説明いたしましたハード費用について、国と県で45%ずつ、また、ソフト経費について、3分の2を地元3市で支援することとしております。

資料の下段、予算額でございますが、現行機及び後継機の導入につきまして、減価償却期間に合わせた支援を行うこととしており、令和4年度はATR機の約5,700万円と現行機Q200の約1億2,700万円、合わせて1億8,400万円を計上しております。

離島航空路線の維持・確保についての説明は以上でございます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

【北村分科会長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして補足説明をさせていただきます。

今回、県庁舎跡地活用検討経費といたしまして、8,586万1,000円の補正予算を計上いたしておりますが、まず、その前提となります県庁舎跡地整備基本構想案についてご説明をさせていただきます。

右上に資料1、上部に「予算決算委員会総務分科会補足説明資料 県庁舎跡地活用室」とあり、表題が「県庁舎跡地整備基本構想案について」という資料をご覧ください。

昨年9月に取りまとめました基本構想の素案に対する県議会におけるご議論をはじめ、パブリックコメントのご意見等を踏まえながら、内容の精査を行いまして、今般、基本構想案を取りまとめました。

この基本構想案には、素案における賑わいの

創出につながる「広場」、歴史や本県の魅力を伝える「情報発信機能」のほか、県警本部跡地における産学官等の連携を含む「交流支援機能」などを効果的に配置し、段階的な整備を推進していくとの基本的な考え方のもとに、県議会や関係者の皆様からのご意見を踏まえまして、利活用の具体的なイメージや今後の整備・運営における留意点を盛り込んでおります。

この基本構想の内容につきまして、こちらの資料2「県庁舎跡地整備基本構想（案）の概要」と書かれております横の資料の方でご説明をさせていただきます。

今回、県議会の皆様や関係の皆様からいただいたご意見等を踏まえまして、3つの機能の利活用のイメージや、今後の整備・運営における留意点などを素案に追加いたしておりますが、基本的な考え方というのは素案の時と変わりはありません。今回、追加した内容を赤字にしておりますので、そこを中心にご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、冒頭の四角の中に、この基本構想が 利活用における基本的な考え方と、 そのために必要な機能をまとめたものであること、そして、具体的な建物の規模や配置、デザインなどについては、今後の暫定供用による利用状況等を踏まえて整理していくということを明記いたしております。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目の検討経過、3ページの基本理念と利活用の基本的考え方、そして4ページ目の整備する機能につきましては、追加内容はございません。

5ページに入ります。この5ページでは、「広場」の利活用イメージを追加しております。

安全面にも配慮した子ども達が自由に遊べる空間、演奏会など音楽に親しめる空間などにつ

いて追加をしております。

次に、6ページをご覧ください。

こちらの方には、情報発信機能をまとめております。上段の先端技術等を活用した利活用のイメージとして、2つの世界遺産の効果的なガイダンスなどを、下段のまちなかへの回遊や県内周遊につなげるための情報発信のイメージとして、県内の食の魅力や特産品の紹介などを追加しております。

次に、7ページをお願いします。

若者や女性、NPO等の多様な交流を促進するための「交流支援機能」についての記載となりますが、多様な人材が集い、新たなつながりを作る場や、先進事例のノウハウ等を紹介し、活動の輪を広げる場などのイメージを追加しております。

続きまして8ページをご覧ください。

交流支援機能のうち、産学官等の連携によるオープンイノベーションの推進についての記載になりますが、こちらには大学や企業等による共同研究を推進する場や大都市圏のイノベーション拠点とつながる場などを追加しております。

次の9ページから10ページにつきましては、バスベイや石垣、旧第三別館についての記載ですが、10ページの一番下、旧第三別館の利活用に関する提案例として、被爆遺構ということもあり、平和への思いを深める場、世界遺産等の情報発信や海外を含めた多様な人材の交流を支援する場を追加いたしております。

11ページと12ページのパース図につきましては、変更はございません。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは、機能配置の検討の視点に関する記載でございます。下の方になりますが、利用者の利便性を踏まえた、バスベイ・待合所等の在

り方、周辺エリアの開発との連動、民間活力導入の動向を追加いたしております。

続きまして、14ページをご覧ください。

留意点についての記載であります。まずは上段の上質な空間整備といたしまして、機能全体について、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を持つこと、中段の効果的な情報発信について、関係人口の拡大や将来の移住定住につながるようなコンテンツ等の工夫・運用、下段の周辺エリアの開発との連動について、周辺エリアのまちづくりの動きにも留意した利活用の推進を図ることを追加いたしました。

次の15ページの整備・運営手法につきましては、追加内容はございません。

最後に16ページでございます。

今後の進め方についての記載でございます。こちら、一番上の大きな赤字のとおり、今後、暫定供用を開始しまして、その利用状況等の検証を踏まえて設計・整備を進めてまいりたいと考えております。

中段の図の一番上の全体ロードマップというところをご覧ください。今後につきましては、基本構想に基づき、まずは整地など広場をオープンスペースで活用できる整備を進め、速やかに賑わいの場を創出しながら、利用状況等を検証し、令和6年度以降、各施設などの整備・設計を検討していくことといたしております。

基本構想案のご説明は以上とさせていただきます、引き続きまして、6月補正予算に関してご説明をさせていただきます。

資料戻りまして大変恐縮でございますけれども、総務分科会補足説明資料の13ページをお願いいたします。

予算は、ハードとソフトの2つに分かれておりまして、1の暫定供用に係る整備費用といた

しまして6,188万1,000円を計上させていただいております。跡地全体を4つの工区に区分いたしまして、段階的に舗装やフェンスの設置等を進め、可能な部分から暫定供用を行いまして、早くから賑わいを創出してまいりたいと考えております。

なお、印にございますとおり、瓦礫の撤去や残存物の解体等の経費は、令和4年度の当初予算で措置済みでありまして、中段の表にまとめさせていただいております。

14ページをご覧ください。

こちらは、全体を4つの工区に区分しております。左下のピンク色で囲っております第二別館跡につきましては、既に供用を開始しております。

まずは、敷地右側の上の方、第2工区の本庁舎正面玄関跡付近を整地いたしまして、一定の舗装を行うとともに、下の方、緑色で囲っております第一別館跡付近の下側半分ぐらいのスペースにつきましても、砂利敷きではございますが、秋頃を目途にオープンスペースとして暫定供用を実施できますよう整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、中央部の広い第3工区と右下の青い第4工区につきましては、年度内の整備を予定しております。緑色の第1工区につきましても、砂利敷きから舗装を施したいと思っておりますので、冬場以降、再び工事に入る予定となっております。

それでは、大変恐縮ですが、13ページにお戻りいただきまして、次に2番の暫定供用における運営、調査・検証業務委託についてご説明をさせていただきます。

予算の計上額は、令和4年度が2,398万円、暫定供用が本格化する令和5年度につきましては

2,948万円の債務負担額を計上させていただいております。

業務内容につきましては、1つ目として暫定供用を円滑に推進するための運営支援、2つ目として暫定供用期間中の賑わいづくりに向けた自主イベント等の実施と跡地を活用して賑わいを創出してくださる活動主体の皆様への支援、3つ目として暫定供用期間中の利用状況等の検証とその後の設計・整備に向けた提案などとなっております。

本業務の推進におきましては、まちづくりや広場などへのノウハウを有し、地域の持続的な活動を大切にする委託先を選定いたしまして、賑わいの創出と本格整備に向けた材料集めというものをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上、ご説明させていただきました業務、合わせて8,586万1,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

【北村分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」で、本分科会に提出しております政策的新規事業の計上状況についてご説明します。資料は、縦の2枚もので、表紙が1枚、中身が横で1枚付いている分でございます。

1ページをお開きください。

地域振興部の事業につきましては、地域と関わる関係人口創出事業と地域コミュニティ活力向上促進事業費の2事業を記載しております。

各事業の計上額につきましては、予算編成過程

におきまして、事業内容等を精査した上で、予算案として計上した額を記載しております。

以上でございます。

【北村分科会長】 以上で説明が終わりました。

これより、予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】 おはようございます。

予算議案、公共交通事業者への支援についてお尋ねいたします。

公共交通事業継続緊急支援事業費12億1,613万円ですが、まず、支援の構築に当たって、コロナ禍による減収に対する支援並びに燃料高騰に対する支援、このような説明がございましたが、この内容はこういった割合で構成されているのかお尋ねいたします。

【小川次長兼交通政策課長】 今回の公共交通事業継続緊急支援事業の内容というご質問でございますが、今回の予算額12億1,613万円のうち、コロナ禍における減収に伴う各交通事業者への事業継続に当たっての固定経費等への支援額、これが約5億2,040万円ということで約42.8%を占めております。

燃料費高騰による各交通事業者の負担額の増加に対する支援というのが約6億9,573万円で、全体の57.2%という状況になってございまして、交通モードごとの内訳といたしましては、乗合バスにつきまして3億5,880万円、貸切バスにつきまして1億1,613万円、鉄軌道につきまして4,320万円、航路につきまして3億7,440万円、航空路につきましては1億7,860万円、タクシー事業者につきましては1億3,500万円、運転代行事業者におきましては1,000万円という額を計上いたしております、このうち、例えば乗合バスでございますが、先ほど予算額として3億

5,880万円というお話をさせていただきましたが、バス事業者における3億5,880万円の内訳といたしましては、固定経費等への支援が約1億4,950万円、燃料費高騰への支援が約2億930万円ということで、大体大まかに約4割が固定経費への支援、6割が燃料高騰対策への支援というような形で構成をさせていただいているところでございます。

【川崎委員】 かなり燃油の方に割合を割いていただいているということでございます。まだまだ下がる見込みが見えないというか、そういった状況においては、今回もご支援いただきましたけれども、引き続き、状況を見ながら、ぜひ継続した支援をご検討ください。

先ほど、総額についてはお知らせいただきましたが、この乗り物の業種別といたしますか、単価についてはどう設定をされたのかお尋ねいたします。

【小川次長兼交通政策課長】 それぞれの公共交通事業者ごとに、まず固定経費と感染防止対策ということで年間所要額を出しまして、そのオミクロン株の影響期間ということで、3か月分として4分の1という形で出しております。

例えば乗合バスでいきますと、年間の固定経費等の支援ということで40万円、その4分の1ということで10万円を設定いたしまして、あと燃料費の高騰でございますが、この分につきましては過去3か年の平均の燃油の単価、それと直近の令和4年2月から4月の3か月の平均単価の差に年間使用量を掛けまして、それをバスの台数で割り戻したという格好で、これが年間28万円ほど1台当たりかかるため、年間所要額の2分の1を今回支援させていただくということで14万円を加算させていただきまして、1台当たり今回24万円という形の支援にさせていただいて

いると。他の交通モードも同様の形で算出をさせていただいているところがございます。

【川崎委員】詳しくありがとうございました。ぜひわかりやすいように、一覧を後ほどでもいただければと思いますので、よろしく願います。

次に、公共交通機関環境整備等支援事業費9,000万円についてお尋ねいたします。デジタル化などの利用促進に5分の4という高い補助率を設定していただいておりますが、まず、この公共交通に対するデジタル化、県が目指そうとする姿、また事業者が取り組んでもらおうとしているものは、県としてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

【小川次長兼交通政策課長】公共交通機関環境等整備支援事業費についてでございますが、今回の支援につきましては、今後のポストコロナを見据えたデジタル化等の利用促進を重点的に推進していくということで予算を計上させていただいております。今、委員ご指摘の10分の8の補助といたしますのは、国の補助を受けて、そこに県で上乗せをする場合が10分の8と。県単独のデジタル化等の支援については10分の7という形での補助率を設定させていただいているところがございます。

ちなみに、国への上乗せ分につきましては、現時点で国の方から内示を受けているもので、例えばICカードの定期券自動更新機や無料Wi-Fiの設置、多言語対応機能などの導入について取組をしていくものに、国庫補助に県費の上乗せをして支援をしていこうというものでございます。

また、県単独の分の支援につきましては、例えばスマートバス停とか、デジタルサイネージ、多言語対応などの導入について支援をする想定

をしているところでございます。

【川崎委員】デジタル化をして利便性を高めていくということについては、全く異存はございません。事業者さんもこのコロナ禍において、投資もなかなか大変な状況かとは思いますが、ぜひそこは意見交換を重ねて、こういった国が支援をしていただけるタイミングに、しっかりとデジタル化を合わせて推進していただければと存じますが、まず、この事業期間が今年度だと思います。恐らくそうでしょう。この設備や機器導入に当たっては、今、半導体不足ということで、いろんなものに半導体が入っていますから、どんな分野も物が入ってこなくて大変苦労されています。そう考えてみますと、今おっしゃったことについても恐らく影響があるんだろうと思います。短期間に整備できないということになってくると、せっかくの予算計上ですけども、事業に取り組めないということも懸念をされると思いますが、こういったところに対して県はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

【小川次長兼交通政策課長】事業期間につきましては、委員ご指摘のとおり、今年度中を想定しております。本事業は、単年度で完了する事業について支援を行いたいと思っておりますが、事業者の事業期間が確保できるよう、県議会の議決後、速やかに手続きを開始できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

その上で、事業を実施していく中で、半導体不足の影響など不測の事態というのが出てきた場合につきましては、その内容もお聞きしながら、財源として活用しております臨時交付金の繰越等含めてできないのか、国の方とも十分協議を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】恐らくそうなんだろうと思います。

もう市中を回って聞きますけれども、大抵のところはまともに物が入ってこないと言われていいますので、ぜひそこは柔軟に考えていただいて、国とも連携を取っていただければと思います。

次に、知事専決事項報告で、資料の21ページにあります土地対策費10億4,634万1,000円の件でお尋ねいたしますが、まず、ここに地籍調査というところがございます。まず地籍調査について幾ら計上されていたのかお尋ねいたします。

【兼武土地対策室長】21ページの土地対策費のうちの地籍調査に係る額につきましては、10億625万2,000円となっております。

【川崎委員】約10億円ですね。この約10億なる額は、どのような予算確保状況になっているのか、ここ数年で結構ですけれども、その推移についてお尋ねいたします。

【兼武土地対策室長】地籍調査費の予算の確保状況につきましては、まず国庫補助の配当、割当ての見込み、各市町からの要望額に対して国庫補助がどれだけ割当てがあるかという見込みを立てまして予算を計上させていただいております。国庫補助ベースでいきますと、平成30年度から令和4年度までの5年間で大体5億2,000万円から7億5,000万円の間で国庫補助額が推移しております。

県費の負担を加えました県費の予算計上額ベースでいきますと、7億8,000万円から11億2,000万円というような間の額で推移をしております。これは各年度におきまして、各市の事業量に差がありますことと、年度によりまして国の補助金の割当率が若干変動しますものから、こうした変動を含んでいる額となっております。

【川崎委員】少し差はあるものの、一定確保し

ながら調査を推進していていると思いますが、都市部においては、なかなかその進捗率が低いということはずっとこの議会でも指摘をされているところでございます。

そういった中で1点お尋ねは、土地家屋調査士などが測量して、所有者の立会いのもとに筆界を確定する作業と承知をしております。この時、立会いが実現をしなかった場合に、登記簿と地図、これはどのように表示をされるのか、お尋ねいたします。

【兼武土地対策室長】地籍調査におきましては、所有者の立会いのもと筆界を確定して、その筆界に基づいて測量を行い、正確な地図と所有者や地番、地目などを記載した地籍簿というものを作りまして、最終的にこれを法務局に送付することになります。

それで、法務局の登記官がそれらの資料に基づきまして登記簿を書き換えていくのですけれども、立会いが行われなかった場合は、登記簿につきましては表題部という登記簿の部分がありますけれども、そこに「国調筆界未定」ということで表示がなされます。法務局に備えつけの地図の方には、例えば地番の1番から5番までが筆界未定となりますと、地図の中に1番+2番+3番+4番+5番、そうしたプラスの地番表示がなされて、その1番から5番までの地図はそれぞれの土地の区画ごとの線が入らない、一塊の大きな土地の塊として表示されるようになっております。

【川崎委員】大切な財産が、全部、立会いができなかったことによって一まとめになって登記をされると。自分の財産はどうなっているのかというところが極めて問題だと思っています。この調査も一生懸命やっておられると思いますが、安易に見切りをつけて終わらせてい

るようなことがないのか、そこはしっかりとチェックをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【兼武土地対策室長】地籍調査につきましては、所有者の不立会いなどで筆界未定が生じないようにということで、各市、地元の説明会とか、現地の立会いにおいて、その地籍調査の重要性を十分説明してご協力をいただくように努めております。

実際に所有者の所在不明などにより立会いができずに筆界未定となることもございますけれども、まず所有者の把握というのを十分にやるということが大切だということで、登記簿とか住民票、それから戸籍などにより市町村は把握に努めております。

そして、国土調査法が令和2年に改正になりまして、所有者を把握するために固定資産課税台帳なども地籍調査に使うことが認められるようになりました。

また、遠方にお住いの方、遠くから立会いに出てくることはなかなかかなわないものですから、そうした方々については、法改正により、図面とかを送って、そこで確認していただくようなこともできるようになっておりますので、各市そういった制度も活用しながら、不立会いによる筆界未定が出てこないように努力していただいているところです。

【川崎委員】できる限りのことはやって、今までできなかった法改正をやりながら、税の方との連携もという説明でありましたが、一生懸命やっていただいている、ぎりぎりのところまで取り組んでいただいているとは思っている、やはり自分の財産がしっかり確定ができないということについては大変重要なことだと、問題だということのように思います。その点、自分の意思に

反して境界が確定されない、こういった事案が長崎市にはかなり多いと伺っております。土地の売買や賃貸、さらに投資、こういったことが全く進めることができないという状態に陥っているわけでありますが、法に基づいて作業なされているということは承知しているものの、県は国に対してどのような対策を講じているのか確認をし、その対策についてお尋ねをしたいと思っております。

【兼武土地対策室長】国を含めた対策でございますけれども、先ほど申しました固定資産課税台帳による所有者の対策であるとか、郵送による筆界確認、それに加えて、令和2年の法律の改正では、筆界案の公告という制度が導入されております。これは、ある土地の所有者が所在不明の場合、共有名義であれば全員の、相続とかで相続人が何人もおられるようなところ、この全員の所有者がおられないような場合、その土地につきましては、法務局と協議の上、既に作られている客観的な資料、地籍測量図とか、そういった資料をもって筆界案というのを作りまして、これを20日間公告すると。そして、そこで意見が出てこなかったということであれば、その筆界案をもって調査を進めていくことができるということで、所有者が所在不明の場合でも実際に調査を進めていけるような法改正がなされております。

また、この場合、相続人が何人もおられて、実際に一人でも所在がはっきりしている方がおられたら、その人の確認だけで筆界案を作って公告できるということで、所有者の所在不明に対する対応も法律の方は整備されてきておりますので、各市ともこうした新しい手法も活用しながら調査を進めていけるように、我々も研修等で市町を支援しているところであり、引き続き

き行っていきたいと思っております。

【川崎委員】今おっしゃった対策、国も重要なこととして様々な法改正も行いながら進めているということは承知をしておりますが、今、研修ということもおっしゃいましたけれども、もっともっと積極的に取り組んでいただいて、こういった手法で筆界が未定なところについては可能になってくるということから、踏み込んだ形で財産の保全というか、そういうところをしっかりとお力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】今の地籍調査だけども、大体長崎市と佐世保市が遅れているのだものね。ほかのところはそう問題ないんだけど。

今、筆界案の提案とか、そういうことも出たんだけど、それは所在不明の場合はそういうことができるんだろうけど、佐世保市なんかでも市街化区域は、市の中心部はできないのよ、どんなやっても。そういう状況をどのように打開していくかというのが、あんまり具体的な策がないなと思って悩むんだけど、長崎市と佐世保市の中心部の確定率は、ここ数年どれくらい進んでいるんですかね。わかるかな。

【北村分科会長】暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時 4分 再開

【北村分科会長】分科会を再開いたします。

【兼武土地対策室長】お尋ねいただきました長崎市、佐世保市の旧市ごとの進捗率でございますけれども、最新の数字を今持ち合わせておりませんので、午後から、わかり次第お知らせをしたいと思います。よろしくお願ひします。

【吉村委員】なかなかそこら辺、聞いたもののね、私もすぐすぐ数字が出るものとは思っていないので、調べてみてください。

ただ、この2つの大きな都市の中心部というのは、進捗率は非常に低いというのだけが大体肌で感じ取れるところ。佐世保市もずっとやっているけど、中心部は進まないのよ、全然。でも、これが、いわゆる県は主体となってやるところじゃないのよ。市町が主体となってやる。そして計画を立てる。10年計画と言ったんだけど、そこら辺の中身について、市町が立てた10年間の計画、それを県が了承して事業を進めるということに組み立て上はなっているみたいなんだけど、そこら辺はいかがですか。

【兼武土地対策室長】各市が10年計画を立てて取り組むこととなっておりますけれども、中身については、基本的には各市が優先するところを順次やっていただくという形になっております。

【吉村委員】そうなのよね。そうなので、県が許可をするというか、認可をするというか、それでその10年計画というのを途中でローリングして見直しをするということができないのかという話をしたんだけど、「県がですね」と言ったりするわけよ。そこら辺、例えば市町が3年とかで見直しをかけて、新たにそこら辺を地籍調査をかけていくという変更計画を出した場合は、県はそれについてどのような対応をされるのかなと思うんですが、いかがですか。

【兼武土地対策室長】市の計画につきましては、基本的に市の方で優先的にやるべきところを順番をつけてやっていただいております。その計画に基づいて、国庫補助事業に乗せていくということであれば、やはり国の配分方針というものがございまして、その配分方針に沿ったも

のであるかというのを我々は確認をさせていただいております。

先の3月の委員会で吉村委員からこの件についてのお話もいただいておりますので、委員会後に佐世保市の方に出向きまして、市の方に計画見直しの必要があるということであれば、いつでも相談していただいて結構ですということをお話をさせていただいております。市の方から具体的な話が上がってきましたら、対応してまいりたいと考えております。

【吉村委員】この補正予算の6ページを見ると、議案関係説明資料でも地籍調査費負担金3,827万1,000円の増と。これは国の国庫支出金の増なのよね、収入だからね。そして、県の一般財源で1,900万円出さんといけないわけよ。合わせて5,740万円だね。だから、やっぱり県もある程度そこら辺に、市町が主体だからと言って、そこに任せっぱなしじゃなくて、県独自も県内全体のそういう地籍の調査を進めるということについて、やっぱり考え方を少し持っとならいいんじゃないかなと思うわけよ。

それで、この前、3月も言ったんだけど、中心部にずっと拘って、全然進まないのに、毎年毎年、総額で言ったら7億円ぐらいだからね、こういう費用をかけてやるよりも、山林とか、そういうところを開発できないの。開発と言ったら、なんか宅造みたいになるけど、例えば木を切るとか、そういう手を入れることができない。だから、そういうところはもっと境界確定がやりやすいと思うので、そういうところで確定率を上げていくというか、それと仕事ができると、そういう効果を狙ってやってもらいたいと思うので、そこら辺は柔軟な県の判断をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、あと1点。補足説明資料の4ページの地域振興対策費で地域貢献支援事業というのが1億円ついているんだけど、これが400万円の50件という最大補助額というところが載っているんだけど、この算定の根拠というか、そこら辺をまずお知らせいただきたいと思います。

【宮本地域づくり推進課長】予算補足説明資料の4ページ、その中ほどに最大補助額400万円掛ける50件とございます。

まず、1事業費当たり、事業費として見た場合に600万円を上限としておりまして、その内訳が下の右側に事業者3分の1というのがございます。600万円を事業費の上限とした時に、その3分の1の200万円は事業者が出してくださいと、まずなります。ここの最大補助額400万円というのが、事業者以外、いわゆる公が負担するということで、このうち400万円を県と市が2分の1ずつ出すようなスキームになっておりまして、今回の積算でいきますと、400万円が県と市が折半するんですけども、足した分、それから事業者が200万円で合計600万円の事業費ということになりまして、この積算は400万円掛ける50件は2億円になります。その2億円が、県と市で1億円ずつということでございますので、1億円を県の予算として計上しているものでございます。

【吉村委員】そういう数字的なところは計算すればわかるんだけど、考え方よね。この半島・過疎地域において、地域産業の振興に資する、地域課題の解決に資する、地域貢献に資すると、こういうことが書いてあるので、私も半島地域の住民なんで、何か地域のそういう産業の活性化に役立つものなのかなと。その割には50件という件数を決めてあるんだな。今、数字で言えば1億円というのが根拠になって、2億円の事業

費で3分の1ずつとなるんだろうけど、そうじゃなくて、こうこうという積み上げがあるんじゃないかなと思うんだけど、いかがですか。

【宮本地域づくり推進課長】 予算は1億円でございますが、現状、市町からの予定の件数としては23件でございます、半分弱といったところでございます。ただ、今回、この資料にもございますように、今までは30人未満の会社を対象にしていたんですけれども、今回、補助対象をNPO法人、あるいは農事組合等にも拡大をしております、そういったところに周知しながら、もうちょっと増える見込みも含めて50件というところで考えております。

【吉村委員】 だんだん中身が少し見えるようになってきたんだけど、23件申請があるところ、私も勉強不足で反省せんといけないなと思うけど、これを見るまでよくわからなくて、そういう広報とか、関係者にお知らせをする期間というのはどれくらいあったんですかね、これは。

【宮本地域づくり推進課長】 こちらは、この予算を通してからの事業になりますから、期間の方を今直ちに答えられなくて申し訳ないんですけれども、この予算が通った後に周知を図っていくということになります。

【吉村委員】 この地域創生推進交付金、これで予算が取れたのでこうこうという組み立てはわかるんだけど、そういうのでいつもほら、国の予算が決まってからばたばたと組み立てをやると、周知が徹底しないままにいく。それがわかった人だけとか、後でわかった人たちが、私たちは聞いていなかったとかあったりしがちなところがあるので、それは国の予算が決まらんとどうにもできないとは言うものの、もう少し期間をとってやるとか、これもまだ今から対象

を広げてやろうかという話にもなるのだけど、そこら辺も工夫をして、なるべく多くの人たちに、これは50件で組んであるけど、これが60件になったら60件にも対応ができるのかとか、そうなったら国からもう少し予算を引っ張ってきて2次募集をかけるのかとか、そこら辺も考えてほしいんだけど、いかがですかね。

【宮本地域づくり推進課長】 現状においては、過去の実績を見ますと、例えばこの事業でいきますと、令和3年度が50件を予定していましたが、結果として23件であったとか、一定まだ十分な予算額はあると思っております。

【吉村委員】 そこら辺、23件だったと言うけど、周知期間というのをさっきから言うけど、そこら辺でなかなか準備ができないとか、そういうのが結構今までの制度の中でもあるものだから、だから2次募集、3次募集となったりもするんだけど、そこら辺はせっかくの予算だから残さんように活用しないとけないし、それが地域のためになるんだから、そこら辺は念頭において事業を進めていただきたいと思えます。

【北村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中島(浩)委員】 県庁舎跡地の暫定供用に係る委託業務についてですけれども、もうちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思うんです。

これは、暫定供用時の運営支援とあるんですけども、今回、業務を委託されるところが直接この暫定期間のイベント等の運営をされるということなんでしょうか。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】 ただいまのご質問についてなんですけれども、今回、この運営事業の委託というものは、あくまでも県が中心となって暫定供用の取組を進めまして、そこに対するご支援をいただきたいと。その際に、今お話がありましたイベントの実施等につきまして

は、もちろん委託先からの提案等をいただいて、県の方で最終的には判断をして、委託先にそのことを実施していただくという形になりますので、実施自体は委託先の方が実施をいたしますけれども、私どもの方でしっかりと指導していきたいと思っております。

【中島(浩)委員】 この委託先が、例えば年間通してのイベントの企画とか、こういうことをやりましょうかという提案をされて、それを受けて、県が決定してやるということによろしいんですか。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】 私ども県の方でも、今、実際に地域で活動いただいているいろんな地域の皆さんと、それぞれ意見交換をしながら、運営の方向とか、イベントの内容等を決定していきたいと思っております、その委託先の提案等も、その地域の皆様方と協議をしながら、最終的には県の方でゴーを出して、みんなで協力して進めていきたいと、そのように考えております。

【中島(浩)委員】 最終的に完成するまでの間ということですから、完成後にはその方たちも、ぜひ同じような流れでしていかなくちゃいけないと思うんですけれども、今度建物が建ったり、そういったスペースの関係が、この暫定期間とはちょっと変わってくるわけですね。その辺も考えておかないとボリューム面について、例えば前回も言わせていただいたんですけども、イベントする時、今回は暫定期間では駐車場も確保しますよと。今度、一定の駐車場もあるんですけれども、その状況は変わってくると思いますので、その辺はしっかりと加味していただいて、完成後を見据えた形の現状での暫定期間のイベントの運営ということも含めて、ぜひその辺は考えていただければと思っておりますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【北村分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】 私も、先ほどの地域振興対策費、地域貢献支援事業について伺いたひと思ひます。

すみません、先ほどとちょっと重複するような内容になるかもしれませんが、こちらに書いている地域課題の解決に資する事業、地域貢献に資する事業とありますが、なかなか、この響きだけだとハードルが高い感じもしますし、誰の主観によってそれを決定しているのか、担当課で決定をしているのか、まず、そのあたりを教えてください。

【北村分科会長】 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

【北村分科会長】 再開いたします。

【宮本地域づくり推進課長】 こちらは、それぞれの市町の審査会の方で決定しているということになります。

【山田委員】 市町の審査会ということですが、じゃ、市町に対して審査基準ですね、点数制といったもの、チェックシートじゃないですけど、そういったものを一律で示しているかどうか教えてください。

【北村分科会長】 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

【北村分科会長】 再開いたします。

【宮本地域づくり推進課長】 県の方で要綱を、加点要件とか、そういったものをお示した上で市町の方で審査をしているということでございます。

【山田委員】であれば、もちろん県の事業でありますので、不平等がないということはそこで確認をさせていただきました。

では、市町が、佐世保市とか島原市とか、それぞれの地域で地域課題の解決に資する事業だとか、貢献する事業だという判断をいただいたものが県にきて、それはもう100%了承をしているという、今まで過去にもあったかと思うんですけれども、そういった形という理解でよろしいですか、もう市町からきたものは全部対象にしますよという理解で。

【宮本地域づくり推進課長】市町が選定したものは対象としております。

【山田委員】わかりました。

参考までに、こういった事業が長崎県の方に上がってきているか。地域課題の解決に資するとか、地域貢献に資する事業というのが非常にわかりづらいと思うんですけど、その要綱には具体的にどんなことが地域課題の解決に資するよとか、地域貢献に資するよということが書いてあるんですか。

【宮本地域づくり推進課長】今直ちに、要綱が手元にありませんので申し訳ございませんけれども、これまでの例でいきますと、例えば波佐見の方で陶磁器でワイングラスをつくるような事業を拡大するので雇用を拡大する。これは雇用を拡大するというのが要件でございますのでそういった事業。あるいは島原半島の方だったんですけれども、もともとはこの仕事をやっていたんですけども、ドローンを使って農薬を散布するような事業拡大をして雇用を増やすので、この事業の対象になるとか、そういったものが例としてございます。

【山田委員】では、三川内焼きでワイングラスをつくるから新たな雇用が発生するとか、そう

いうことも可能ということなんですね、今の話を聞くと。

では、参考のために令和3年度の実績等をいただければと思います。とにかく新規の雇用が発生するのであれば、比較的上がりやすいという内容なのかなと理解をしました。

もう一点、部長説明の2ページに、本県出身者をターゲットとした効果的な情報発信を行い、より一層のUターンを促進するための経費が計上されておりますが、これの内容について伺います。

【宮本地域づくり推進課長】6月補正予算資料の2ページでございます。

近年、UターンとIターンの割合で、少し内訳としては、Uターンが増えているなというところがございまして、Uターン促進キャンペーンをしようと思っております。

それについては、今、どうやって情報発信するかとなった時に、やっぱりSNSとかLINEとかで広告を出すような感じで多くの人にそれを知ってもらうということが重要になってまいりまして、それがこの2ページの3番のところあたりにもなってくるんですけれども、幅広い情報を発信して進めていきたいと思っております。

その際、インターネットといいですか、いわゆるデジタルSNS、LINEツールだけでしたら、なかなかまだ情報が届かないところもありますので、これは市町と連携することがすごく大事だと思っております。市町とも一定話はしているんですけれども、市町のツールも使いながら広く発信していきたいと思っております。

【山田委員】市町とも連携してSNSとか、様々なツールでということではありますが、ターゲットを「本県出身者」と書いてあるんですよね。SNSだと不特定多数になるんですけど、ハッシ

ユタグをつけていくとか、いろいろやり方はあるのかもしれないんですけど、これは具体的には本県出身者をターゲットとした効果的な情報発信、不特定多数のSNS以外に何かあるんですか。

【宮本地域づくり推進課長】現状では、本県出身者だけに届くというやり方自体は、マクロからアクセスするにおいてはありませんが、市町をつてを使うとか、そういったところで、より本県出身者に届きやすいようなことをやっていきたいと考えております。

【山田委員】実は県立高校とか、県内の高校を卒業した高校生に対して、産業労働部とかで保護者向けに県内就職のお願いみたいな、当時、中村知事の時は知事名でお手紙が届くようになっておりました。実は、その名簿というものがあるので、例えば大学を卒業してすぐの人、だからターゲットをどこで狙う設定だと思うんですけど、年齢設定はあるかもしれませんが、確実に本県出身者に届くものというのはあるので、大学を卒業してしばらくして30歳代とか40歳とか、多分ずっと名簿は残っていると思うんですよ。本県の高校卒業者の名簿は残っているの、そのあたりの活用とか、具体的に本県出身者、これは多分大きく書きすぎていたということがわかりましたけど。それと、ふるさと納税をいただいている方とか、様々、本県ゆかりの方の情報を集めていただいた上で、ぜひ、よりUIターンの方が増える取組というのをお願いして質問を終わりたいと思います。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】69号議案の歳出で5億1,200万円ほど、プラスするのは私は好きなので増はいいんだけど、減がちょくちょく出てくるので、少しくレームをつけたりするんだけど。

この中で先ほどもちょっと話になっていた地籍調査、これは3,800万円ほど増えているんだけど、事業費換算にするとどのくらいになるの。県の負担は3,800万円にしる、最終的な事業費に換算すると何億円ぐらいの予算になるのかな。

【兼武土地対策室長】事業費換算につきましては、今年度の事業費でいきますと13億223万円という総事業費に市町の負担額も含めたところでなっております。

【田中委員】そうすると、事業費としては県下で約13億円の地籍調査費が使われると。その中で県は、国からもらって市の方に持っていくような形になるわけだけれどもね。

進捗率とか何とか、過去何回も聞いていたから、あんまり資料がないというのもおかしな話なんだけどね。市町村別にもちゃんとした資料が過去に出てきていたからね。プラスにした後の問題になると、ちょっと今すぐというわけにはいかんかもわからんけれどもね。

それから、ここに特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、他部局で歳出予算を計上して活用した事業と、地域づくり推進課において歳入予算を計上すると。他部局で使うのを地域で予算を計上するのはいいけれども、その中身については、他部局で使うにしても、粗々は皆さんも知っておかなければ。

増減の関係で言わせてもらおうと、報告第4号の令和3年度の一般会計にも出てくるんだけど、流れは一緒だろうからね、他部局で使うのも。そうすると、ここでは減が相当出てくるわけね。もちろん、決算的な要素もあるんだ、報告第4号というのはね。減はわかるけれども、あまり大きな減が出てくるともったいないなという感じがするんだけど、そこら辺の把握

は、皆さんやっているのかな。ただ、予算を計上して回すだけなんですよということでは、ちょっとという気がするんだけど、答弁がもしあれば。

例えば、報告の方にいくけれども、特定有人で4億2,200万円の減とか、生活航路も2億円とか、国境離島も1億円、やっぱり億の金を使わなかったのに国に戻しますというのは、私は予算を計上した以上、極力、国からもらう予算は特に使ってほしいなと。無理してでも使ってほしいなと、国からもらう予算はね。そういう感じがするんだけど、見解を聞かせてもらおう。

【山下地域づくり推進課企画監】特定有人国境離島地域社会維持推進交付金につきましては、3月補正後の予算額が21億9,626万9,000円でありまして、最終の実績見込額が14億1,974万9,000円、それから令和4年度への繰越額、こちらは観光の事業でございますが、こちらが3億5,360万1,000円となることから、その差額であります4億2,291万8,000円の減額をお願いしております。

減額理由でございますが、交付金を充当する歳出予算の減額に伴うものでございまして、まず、地域づくり推進課の国境離島創業・事業拡大等支援事業費への充当分として9,676万8,000円の減額、それからしまの雇用・人材確保促進事業費への充当分として49万2,000円の減額、また交通政策課の国境離島航路・航空路運賃軽減事業費への充当分としまして1億1,376万円の減額、観光振興課のしま旅滞在促進事業費への充当分といたしまして2億1,089万9,000円の減額となっております。

また、それぞれの減額理由でございますが、国境離島創業・事業拡大等支援事業費につつま

しては、4月に事業主体であります市町から提出された雇用機会拡充事業の実績報告書等に基づきまして減額補正を行うものでございまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、事業計画に遅れが生じたり、また事業自体が中止になったりしたことに伴うものでございます。

また、航路・航空路の運賃低廉化事業につきましては、交通政策課の関連歳出予算の減額に伴うものでございまして、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染拡大の影響による航路・航空路の利用者の減少に伴うものでございます。

それから、滞在型観光促進事業費につきましては、観光振興課の関連歳出予算の減額に伴うものでございまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響による観光客の減少に伴うものでございます。

この国境離島交付金は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を目的とした交付金でございます。本県国境離島地域の地域社会の維持、とりわけ人口の社会減の改善に大変大きな効果があることが実証されております。こうしたことから、この交付金を最大限に活用することが我々自治体の役割であると認識をしておりますので、執行残の圧縮に向け、市町や振興局とも知恵を出し合いながら、効果的な事業執行ができるよう努力をしまいたいと考えております。

【田中委員】企画監が、勉強していたのか、準備していたような回答が返ってきたので、回答としては100点満点なんだろうけれども。

ただ、私が言いたいのは、せっかく予算を組んで、あなたたちも苦労して国から金をもらってくるわけ。それが市町の計画がずさんだったと、極端に言うよね。交付先の市町の事業計画

がずさんだったから、今度は返却しますよという関係みたいに今ちょっと聞こえてきたんだけど。市町が、予算まで取ってやったのに準備不足だったとか、そこら辺の信頼関係を今から少し構築しなきゃいかんね、市町とね。市町の熟度はどうなんだと、計画そのものがね。あなたたちも予算を国からもらうのは大変なんだよ。よけいもらってきて、よけい返すなんて、こんなばかな話はないのでね、そこら辺はお願いをしておきたいなと。減が大きいからと思って聞いたけれども、いろいろと内容はあるみたいで理解はしたいと思う。しかし、何回も言うように、せっかくもらった金は、特に国からの金は極力使ってしまうようにお願いをしておきたいと思います。

そこで一つだけ、これは県単の金だから少ないのがいいんだけど、知事選挙で約9,000万円も残したの。知事選挙で減があるね、9,012万円。こんなに少なくて済むようなものがなんで予算化されていたのかな。

【大塚市町村課長】知事選挙の関係で市町村交付金の約9,000万円の減でございますけれども、これは実績に伴うものでございまして、大きなものといたしましては、候補者が、実際立候補した方が少なかったことによるものなどによるものでございます。

【田中委員】想定されて、何人出ればどのくらいの金が要するという方程式で要求していたけれども、少なかったからこれだけ残したんだと。これはもう県単だったもんね、別に国に返す金じゃない、県単だからこれは少なくていいんだ。また別に使えるから、長崎県でね。いいんだけど、9,000万円というのはちょっと大きいなと思ったものだから聞いてみたけれども、そういうことなら理解したいと思います。

予算については終わります。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、第85号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分及び報告第19号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

午前 1 1時40分 休憩

午後 1時30分 再開

【北村分科会長】再開いたします。

先ほどの質疑の中で追加の答弁があるということで、土地対策室長の発言を許します。

【兼武土地対策室長】先ほど、ご質問いただきましてお答えできなかった数字の件ですが、旧長崎市の地籍調査の進捗率と旧佐世保市の合併前の進捗率でございます。旧長崎市の方は6.3%という数字になっております。それから、旧佐

世保市は4.2%という数値になっております。

【北村委員長】 それでは、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、地域振興部長より総括説明を求めます。

【早稲田地域振興部長】 地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第73号議案「長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、公職選挙法施行令に規定される各種選挙運動の公営の単価が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立した3件につき、損害賠償金合計21万7,650円を支払うため、去る5月26日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（Uターンの促進について）

Uターンの促進については、「ながさき移住サポートセンター」を核として、市町と連携しながらきめ細かなサポートに取り組んでおり、令和3年度の移住者数は、目標の2,000人には及ばなかったものの、過去最高となる1,740人となり、平成2年度実績の1,452人から約300人上回る結果となりました。

移住者の内訳を見ますと、Uターンの比率が

平成28年度の43%に対し、令和3年度は56%と増加傾向にあり、今後、特にUターンに着目した施策が重要となってまいります。

このため、今年度は、新たに潜在的な移住予備軍である都市部に住む本県出身者をターゲットとして、市町と連携して移住相談会や移住関連情報の発信などを集中的に行う「Uターン促進キャンペーン」を実施することとしております。

また、LINEによる移住関連情報の発信を開始したところであり、子育てに関する情報や就職・転職情報等を効果的に発信しながら、さらなるUターンの促進につなげてまいります。

（関係人口の創出・拡大について）

都市部に居住・勤務している人が継続的に多様な形で長崎に関わる関係人口の創出・拡大については、移住者の裾野の拡大や地域活性化の担い手の確保等の観点で重要となっております。

去る4月15日には、ワーケーションを活用した新しい働き方を実践している富士通株式会社と、ワーケーションパートナーシップ協定を締結したところであり、富士通社員皆様のワーケーション先として長崎を選んでいただけるよう情報提供や受入環境整備に努めることとしております。

また、都市部企業等を対象としたプロモーション活動や、長崎に興味・関心のある県外の人と、県内の地域活性化人材が交流できるオンラインコミュニティを構築するなど、将来的に移住に繋がるような関係人口の創出に取り組んでまいります。

（地域コミュニティ対策について）

地域コミュニティ対策については、地域で安心して暮らすことができる地域住民主体のまちづくりを推進するため、市町と連携しながら、

地域内の様々な主体が参画する地域運営組織の立上げ・育成による地域コミュニティ対策に取り組んでいるところであります。

また、県としては、地域での支え合いや住民主体の地域運営を促進するため、地域住民等の意識醸成を図るワークショップの開催やアドバイザー派遣など、市町の取組段階に応じた支援を行っております。今年度においては、これまでの取組に加え、地域づくり人材の掘り起こしや、人と人のマッチングにより新たな地域活動を創出するなど、民間主導による地域活性化を促すプラットフォームを構築することにより、地域づくり人材のネットワーク化を促進し、持続可能な地域づくりを推進することとしております。

今後引き続き、将来の人口減少社会を見据え、市町と一体となった地域コミュニティ対策を推進してまいります。

（県と市町の連携強化について）

人口減少対策をはじめとした諸課題の解決については、更なる市町との連携強化が欠かせないことから、去る5月12日に知事と市町長による「県と市町の連携強化に向けたキックオフ会議」を開催いたしました。

会議の位置づけとしては、人口減少対策や情報発信について、これまでの県と市町が連携した人口減少対策や、市町の取組など、本県の人口減少の現状・課題等を改めて共有するとともに、今後の検討・協議につなげていくためのキックオフ会議として開催したところであります。

会議では、ふるさと教育や若者定着等に係る自由な意見交換が行われたところであり、引き続き、市町との連携強化を図り、各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、令和3年度までの前期5か年に係る県計画に基づき、関係市町と一体となって、国境離島地域の地域社会の維持・振興に積極的に取り組んでまいりました。

法施行から5年が経過し、前期計画が令和3年度末で終了したことから、今般、国の基本方針に基づき、県議会や関係市町のご意見等も十分にお聞きしながら、令和4年度から令和8年度を期間とする後期5か年の計画を取りまとめたところであります。

後期計画においては、これまでと同様に、国の地域社会維持推進交付金を最大限に活用しながら、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進等に積極的に取り組んでいくこととしております。

特に、人口減少対策として重要な雇用機会拡充事業については、これまでの5年間で1,200人を超える新たな雇用の場が創出され、本年度においても、各市町による第1回目の事業採択において、129人の雇用が見込まれているところであります。

今後、雇用の継続的な拡大を図るため、市町による事業者の掘り起こしなどの先進的な取組を促進するとともに、島外からの人材確保策の強化を図ってまいります。

また、航路・航空路の運賃低廉化については、今年度から「住民の介護等により反復継続的に来島する者」が、新たに準住民に追加され、制度が拡充されたところであり、引き続き、国境離島地域に暮らす住民の方々の負担を軽減するとともに、生活の安定と継続的な居住を図り、人口流出の抑制に努めてまいります。

今後とも国の関連施策を最大限に活用しながら、関係市町と一体となって、国境離島地域の

さらなる活性化に向けた施策を推進してまいります。

（離島振興法の改正・延長について）

令和4年度末で期限を迎える離島振興法の改正・延長については、これまで県としても「新たな離島振興法に関する意見書」を取りまとめ、県議会をはじめ関係市町とも一体となって、国に対して要望活動などを行ってまいりました。

現在、離島振興法の改正・延長に向けて、法案の意見調整等が進められていると伺っているところであり、県としては、新たな離島振興法の早期設立を期するとともに、成立後は、市町が作成する計画をもとに、それぞれの島の将来を見据えた離島振興計画を速やかに策定し、離島地域のさらなる振興に努めてまいります。

（九州新幹線西九州ルートについて）

西九州新幹線（長崎～武雄温泉）については、去る4月27日、JR九州が、西九州新幹線の運賃等について国土交通大臣に認可申請を行いました。

また、5月10日には、試験走行が始まり、一段と気運が高まったところでもあります。この試験走行では、線路や信号等の安全走行の状況を確認しており、長崎駅から武雄温泉駅までの区間を時速30キロから260キロまで、段階的に速度を上げながら走行いたしました。

「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧ください。

6月10日には、JR九州が西九州新幹線のダイヤを公表し、博多～長崎間の最速の所要時間が、現在の特急列車より30分短縮され、1時間20分となることなどが示されました。

さらに、6月18日、新幹線開業100日前の節目に合わせて、新幹線を契機とした長崎のまちの変化や、開業に向けた民間での取組等の長崎の

魅力を発信するイベントを長崎市で開催いたしました。

開業当日は、長崎駅を中心とするイベント会場上空において、航空自衛隊のブルーインパルスが展示飛行を行うことが決定し、新幹線開業をより一層盛り上げるものと期待しております。

引き続き、開業までの残された期間、県内全域で官民一体となり準備を進めてまいります。

一方、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方については、現在、国土交通省と佐賀県との間で幅広い協議が行われているところでもあります。

そのような中、去る3月23日、大石知事が佐賀県の山口知事と面談し、九州新幹線西九州ルートの整備に関して、佐賀県を含めた西九州地域が利益を享受できるよう知恵を絞っていきたいこととお話しするとともに、今後も継続して意見交換をしていきたいことなどをお伝えしたところでもあります。

また、4月20日、大石知事は、JR九州の古宮社長と面談を行い、今後の情報共有や新幹線開業に向けた連携を確認するとともに、5月28日には、来県された自由民主党の茂木幹事長に対し、「関係者が納得する形で早期に整備を実現すること」などを要望したところでもあります。

県としては、引き続き、国土交通省と関係者との協議や与党での議論等を注視するとともに、機会を捉えて様々な議論を積み重ねるなど、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

（新幹線開業に伴う在来線対策について）

JR佐世保線の輸送改善については、これまで、県として、平成31年度から高速化工事に取り組み、主な工事は概ね終了したところでもあります。

また、6月10日に公表されました西九州新幹

線開業時のJR佐世保線の特急ダイヤについては、現行の運行本数が維持され、佐世保～博多間の最速及び平均の所要時間が短縮されるなど、利便性が高まる部分が認められる一方、工事区間である佐世保～有田間で所要時間が増加する便がみられるなど、全体として期待された効果が認められない部分があるため、JR九州に説明を求めるとともに、改善策について検討していただきたいと考えております。

続きまして、「総務委員会関係議案説明資料」にお戻りいただき、6ページの中ほどをご覧ください。

JR長崎本線（肥前山口～諫早）の上下分離については、長崎県及び佐賀県が設立した「佐賀・長崎鉄道管理センター」が9月23日の上下分離方式への移行に向け、JR九州から譲渡される鉄道施設等の手続きについて、最終的な調整を行っております。

上下分離方式への移行を円滑に行い、当区間の輸送の安全確保のため、引き続き、佐賀県及びJR九州と連携しながら準備を進めてまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、基本構想素案に対する県議会でのご議論や県民の皆様からのご意見等を踏まえながら、内容の精査を行い、県庁舎跡地整備基本構想（案）を取りまとめたところであります。

基本構想では、長崎発祥の礎となった、この地の歴史の変遷をしっかりと伝え、県民市民や観光客等による賑わいを創出するとともに、100年に一度とも言うべき変革の時期を迎えるにあたり、本県の発展につながる交流やイノベーションを推進することを目指し、隣接する県警本部跡地を含め、必要となる機能を効果的に

配置することとしております。

今後、基本構想に基づき、広場等のオープンスペースの整備を先行して進めることにより、早期に賑わいを創出するとともに、利用状況等を検証のうえ、建物の規模や配置など、その後の整備を検討してまいります。

引き続き、周辺地域はもとより本県全域に活力をもたらすような利活用を推進してまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン」に掲げる地域振興部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との連携・補完・支援」については、「長崎！県市町スクラムミーティング」を開催し、県と市町それぞれから提案されたテーマの意見交換を行い、連携が必要な取組の推進につなげてまいりました。

また、県と市町ともに行政サービスを安定的に供給し続けることを目指し、「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」を設置し、人口減少社会を見据えた課題の共有などを行いました。

さらに、県及び市町職員の双方の人材育成の観点から、幅広い分野において市町との相互人事交流を実施いたしました。

引き続き、多様化・高度化する行政需要に対応した効果的な政策の企画・推進、人材の育成等のため、市町との連携を一層強化してまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【北村委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】73号議案の内容をもう少し詳しく教えてほしいんだけどね。

【大塚市町村課長】総務委員会説明資料をご覧ください。

資料の1ページをお開きください。

この条例につきましては、長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正するというものでございます。

内容につきましては、そちらにありますように、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、それから選挙運動用ポスターの作成に係る選挙公営に関します単価を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、要旨にありますように、公職選挙法施行令に規定される公費負担の単価が改正されたことに伴いまして、この単価に合わせて所要の改正をするというものでございます。

ですから、簡単に申し上げますと、衆議院選挙、参議院選挙等の国政選挙の単価に県の選挙の単価も合わせるというものでございます。

それから、2ページ目の施行日は、公布の日から施行となっておりますが、(2)のただし書きで、ただし、この条例による改正後の規定は、令和4年7月1日、これを適用日と申しますけれども、この7月1日適用日以後、その期日を告示される選挙について適用するというものとなっておりますので、7月1日告示予定の壱岐市選挙区における長崎県議会議員の補欠選挙から適用の予定となっているものでございます。

【田中委員】実際、選挙をやった時に業者任せにしている分野があるのよね、一括して業者が引き受けてくれるようなシステムがあるもんだからね。任せて、そこが経由してお金をもらうような形になっている分野もあるわけ。だから、端的に議員一人当たりどのくらいの単価のアップになっているのか、数字がわかる。

【大塚市町村課長】これは単価の改定でございますので、お一人当たりどれくらいというのは詳細はわかりかねるところでございます。それぞれ、どれだけ自動車を使うとかビラを作成するとかで変わってくると思いますので、それぞれお一人お一人、変わってくるのではないかと思います。

【田中委員】そうすると、実際選挙をやってみて、私もあんまりここまでタッチしてないもんだからさ、事務所に任せっきりでね。予算的にはどのくらいアップするような形になるのか。

これは、県単のお金でしょう。国からもらうお金、県単のお金でしょう。どのくらいアップするのかな、総額、予算的な数字は。想定されてないの。

【北村委員長】 暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時50分 再開

【北村委員長】 再開します。

【大塚市町村課長】今、手元でございますのが県議会議員補欠選挙の壱岐市の分でございますけれども、旧単価でいきますと819万2,086円、新単価で申しますと、827万8,790円ということで、その差額が8万6,704円となっております。これは今回の壱岐市の選挙区の予算でこれくらいの額となっております。

【田中委員】 その数字を聞くと1%ぐらいのア

ップという理解でいいんですね。わかりました。

【北村委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第73号議案については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】それでは、私の方から今の2点について、説明させていただきます。

表紙に「総務委員会提出資料『政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議』に基づく提出資料」、提出資料、1、1,000万円以上の契約状況一覧表というのが付いている分をお手元にご準備ください。

資料の1ページでございます。

3月から5月までの1,000万円以上の契約状況の一覧になります。内容は記載のとおり、令和4年度長崎県しまの産品振興による地域活性化推進業務委託などの4件となっております。

2ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、3月から5月までに、県議会議長あてに同様の要望が行われたものは、全日本海員組合などからの要望となっており、これが2ページから13ページまでにお示ししているところであります。

次に、14ページから附属機関等会議結果報告でございます。3月から5月までの実績は、長崎県国土利用計画審議会など計12件ございまして、その議事概要につきまして15～16ページにお示しをしております。

次に、決議・意見書に対する処理状況につきましては、離島・半島地域振興特別委員会分など3件について、別冊で報告させていただいております。

また、出納局より報告されているかと思いますが、物品管理室で契約を行った1,000万円以上の契約について、地域振興部分を参考に配付させていただいております。

資料が変わりまして、政府施策要望の関係のご説明をさせていただきます。政府施策要望、地域振興部関係、1枚ものでございます。

去る6月上旬に実施いたしました令和5年度政府施策に関する要望について、地域振興部におきましては、九州新幹線西九州ルートを整備促進について、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について、長崎空港の国際線新ターミナルビル建設及び24時間化についてなど、7項目の重点項目、及び島原・天草・長島架橋構想の推進、離島航空路の確保・維持などの6項目の一般項目について要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が内閣、総務省、国土交通省など8府省であり、金子総務大臣ほか89名に対し、要望書の配付を実施い

たしました。

また、これに加え、7月下旬に上京しての要望活動も予定しております。現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

【北村委員長】次に、地域振興部次長より、補足説明を求めます。

【坂野地域振興部次長】九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動きをご説明いたします。

資料につきましては、表題が「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」と書かれた2枚ものの資料をご覧ください。

最近の動きをご説明いたします。

3月23日には、大石知事が、就任の挨拶のため佐賀県を訪れ、山口知事と面会をいたしました。西九州ルートについても話題となり、山口知事から、フリーゲージトレイン導入や長崎県が国にフル規格を要望したという経緯などへの佐賀県の思いについての話があり、また、「みんなが気持ちよく一緒にやろうという環境を整えられるかが大事」というようなお話がございました。

大石知事からは、佐賀県にデメリットがあることは承知しているが、西九州地域にメリットがあり、デメリットをいかに小さくして、メリットをいかに共有できるか知恵を絞っていきたいということなどをお話しいたしました。

また、大石知事から、今後も継続して率直な意見交換をしていきたいことをお伝えし、山口知事にも同意いただいたところであります。

4月4日には、佐賀県山口知事がJR九州古宮社長と面談し、新鳥栖～武雄温泉の整備方式について、過去の経緯の確認など、面会をされて

おります。

4月20日には、同様に大石知事がJR九州の古宮社長と面談し、今後の情報共有や新幹線開業に向けた連携を確認いたしました。

4月27日には、知事が与党PT西九州ルート検討委員会の森山委員長を訪問し、面談を行いました。その中で、大石知事からは、西九州ルートについて、佐賀県の課題の解決に向けた議論の前進や北陸新幹線と一体となった財源議論をお願いしたところでございます。

2ページ目をお開きください。

同じ日、4月27日ですが、JR九州が西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）の運賃等について国土交通大臣に認可を申請いたしました。主な内容としまして、例えば博多～長崎間の自由席利用時の運賃及び特急料金は、合計で現行の5,060円から460円増加し、5,520円と設定されるといった内容となっております。

この認可申請につきましては、5月27日に、国土交通省がJR九州に対して認可を行ったところでございます。

また、資料に記載はございませんが、6月17日には、新幹線等の割引きっぷについてJR九州から発表があり、同じく博多～長崎間につきましては、インターネットで予約をすることにより、当日予約についても指定席料金で4,200円となるなど、割引がなされることとなっております。

次に、5月10日には、鉄道・運輸機構が武雄温泉～長崎間の車両走行試験を開始いたしました。初めて西九州新幹線の本線に新幹線車両が走行し、新大村駅、諫早駅、長崎駅において歓迎セレモニーが実施され、沿線地域の皆様が手旗で歓迎されるなど、開業に向けた気運が高まったところであります。

5月28日には、来県された自由民主党の茂木幹事長に対し、西九州ルートについて要望するとともに、6月10日には、政府施策要望につきまして要望書の配付を行いました。

3ページをご覧ください。

6月10日には、JR九州が西九州新幹線のダイヤなどを公表いたしました。新幹線につきましては、博多～長崎間が現行と同数の44本が運行されることに加え、朝の通勤時間帯などに新大村～長崎間で3本の列車が運行されます。

また、最速達型の運行については、新幹線区間は武雄温泉、諫早、長崎に停車し、博多～長崎間を最速1時間20分で走行し、現行最速より約30分短縮されることとなります。

また、佐世保線の特急みどりにつきましては、現行と同数の32本の列車が運行され、一部がリレーかもめとして運行されますが、振り型車両が10本導入されるとともに、振り型車両の導入や佐世保線の高速度工事等により、博多～佐世保間を最速1時間34分で走行し、現行最速より約9分所要時間が短縮されることとなります。

西九州ルートにつきまして、県としましては、引き続き、関係者との協議など議論を積み重ねることにより対応していきたいと考えております。

西九州ルートにかかる最近の主な動きについての説明は、以上となります。

よろしくお願いたします。

【北村委員長】次に、新幹線対策課長より補足説明を求めます。

【峰松新幹線対策課長】私の方からは、JR長崎本線（諫早～肥前山口間）の上下分離につきましてご説明をさせていただきます。1枚紙の資料になります。

9月23日の新幹線開業に伴いまして、上下分

離方式へ移行するため、現在、「佐賀・長崎鉄道管理センター」で準備を進めております。

移行に当たりまして、JR九州から土地や鉄道施設が譲渡されることから、JR九州と譲渡契約を締結する手続きを現在進めております。

その内容といたしまして、線路や信号、ホーム等の鉄道施設は、「一般社団法人 佐賀・長崎鉄道管理センター」に譲渡されることとなっております。

また、鉄道施設等が所在する土地につきましては、両県に移譲されることとなり、長崎県分といたしまして約37万5,611平米でございます。所有権移転期日は9月23日でございます。平成28年3月の六者合意で、これらの土地・施設は無償譲渡されることとなっております。

また、この区間の運行ダイヤ案も発表されており、この案については各駅に張り出され、地域の利用者のご意見を聞くように手続きがなされているところでございます。

運行ダイヤ案では、普通列車は現行より運行本数を増便されております。しかしながら、諫早駅や肥前浜駅におきまして、原則として乗り換えとなっておりますが、通勤通学の時間帯をはじめ可能な範囲で直通運行をされるとされているところでございます。また、乗換が必要な場合でも、可能な限り同一ホームで対面乗換するよう考えが示されているところでございます。

肥前鹿島発着の特急列車は、六者合意に基づきまして、上下14本となっております。

私の方からの説明は以上となります。

よろしくお願いたします。

【北村委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、

ご確認願います。

審査対象の陳情番号は、19番、25番、26番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】陳情への対応のところですが、鉄道に関することでございますけれども、お尋ねをいたします。陳情の番号で言えばナンバー19番、佐世保市の4番、地域鉄道「松浦鉄道」の施設整備推進のための支援策の充実についての県の対応ということでお尋ねをいたします。

基本的なことを少し確認させていただきたいと思うんですが、県の対応のところは国に対する要望事項が記載をされていますが、バス事業者には運行補助制度というのがあると思います。国や地方で構築をされておりますが、そもそも同じ公共交通事業であるにもかかわらず、鉄道についてはそういった運行補助、こういった支援制度がないという基本的な理由というものについてお尋ねをいたします。

【小川次長兼交通政策課長】地域鉄道にかかる欠損補助といいますが、そういう制度がないのはなぜかということのお尋ねでございます。

乗合バスや航路につきましては、運行費に対する欠損補助というのがございます。それによって地域に必要な路線の確保・維持を支援していくという形になっておりますが、地域鉄道については欠損補助ではなくて、施設整備に対す

る補助を行うことで、安全運行の確保やサービス改善等で経費節減を図り、それがいわゆる経営の自立化につながるということで、その路線の確保・維持を支援するというのが国の考え方でございます。県も同様の立場に立った支援をさせていただいているところでございます。

【川崎委員】おっしゃるとおり安全運行を保つために施設整備は欠かせず、そこにかかるコストというのは相当な額に上ってくるものと思っています。そう考えていった時に、そういった角度での支援ということについては異論はないものの、やはりそこにかかるコストをさらに利益でカバーできないような状況まで、今現在きているというところから、恐らく県も、国に対して政府施策要望で運営費補助制度の創設ということを求めておられると思います。

こういった要望については、今いま始まった話ではないと思うんですが、国はどのような考え方でおられるのか、お尋ねいたします。

【小川次長兼交通政策課長】近年の人口減少とか、コロナ禍による利用者の減少ということで鉄道事業者の経営は年々厳しくなっていると承知しておりますので、県としては国に対してそういう運営費補助等の制度が導入できないとかなかなか維持が厳しいという意味での要望をさせていただいているというところでございますが、現時点におきまして、国の方でも少し、昨今、鉄道事業における国の関与、支援のあり方も含めた具体的方策を検討するための有識者会議というのが実施されて検討は始まっておりますが、県としては、まずはこの動向を注視していきたいということで考えております。

【川崎委員】少し動きが出てきたということについては歓迎することではあります。地方創生臨時交付金を活用しながら、予算の方でもカバ

一をしていただいているということについては感謝申し上げますが、これはコロナ、あるいは原油高というところであるんでしょうけれども、人口減少というのは加速度的に進んでいって、とりわけ長崎は厳しい状況の中において、なかなかこれは急激に右肩上がりになるというのも、やりたいんですけども、頑張っておられるのも事実であります、そういった減少傾向があるというのは正直なところ認めざるを得ないというところから、ここはやっぱりしっかりと求めていかないといけないんでしょうね。ぜひ引き続き、お取組をよろしくお願ひしたいと思います。

【北村委員長】ほかにご質問はありませんか。

【田中委員】提出資料で最後のページに第1回の長崎県地域公共交通活性化協議会というのが書いてあるので、これは設立総会と書いてあるから、できて初めての報告があるような感じがするんだけど、この流れ、どうしてこういう協議会ができたのか。いいことだと私は思っているから、ちょっと目についたんだけどね。

それから、役職の皆さん方が早稲田委員（会長）と書いてあるから、これはもう地域振興部長が会長になって進めている会合だと思っただけでも、ほかの充て職の皆さんはどういう人が入って、どういう仕事、話し合いをなされているのか、粗々ちょっとだけ聞かせてください。

【小川次長兼交通政策課長】お答えいたします。資料の16ページに長崎県地域公共交通活性化協議会設立総会ということで、その会議結果報告という格好で載せさせていただいておりますが、これにつきましては、本年度、県の公共交通計画を策定する予定でございまして、主な意図は、今の県内公共交通の現状を整理した上で、

特にバス事業者におきましては市町内の計画についてはそれぞれの自治体で作っていただくようにしているんですが、市町をまたぐような路線につきましては、県の方で計画に位置づけることによって、例えば現在受けている国庫補助等の補助をそのまま採択いただけるようになるというようなものを含めまして、今年度計画を策定したいと思っております。

そういう意味で、この4月1日に、実はこれは書面決議という形で、設立総会で規約等について、皆さんに書面での承諾をいただいたところでございます。

委員構成でございますが、地域振興部長を会長といたしまして、あとは九州運輸局の皆様方に会員になっていただいたり、もしくは市町ということで関係市町、長崎、佐世保、諫早のみならず、島原半島でいきますと島原ブロックの分科会の会長をしていただいている団体等々を、市町の部長さん方に委員になっていただいているという部分と、あと事業者等という部分につきましては、バス事業者、航路事業者等に委員になっていただいております。

また、それ以外で（副会長）菊森委員という表示がございまして、シンクながさきの菊森理事長に、副会長という形で有識者としてのいろんなご意見をいただこうということで、この協議会を設立したところでございます。

【田中委員】私は、大変時宜を得たいいいことだと思って頑張っしてほしいと思っただけでも、この委員の関係で言うと、県が、早稲田委員が会長、あと大我委員、川口委員、永尾委員とかは土木部や県警の感じになるのかね。

それから、国は、先ほど言った運輸関係だということで、市町は杉本委員と出てきているのは佐世保市かなと思って見ているんだけど。

事業者の中にも、村木委員、木原委員、嶋崎委員、四元委員、この辺は大体想定できるし、今里委員というのは松浦鉄道かな。そういう感じでいろいろ網羅されているという感じでいいんですかね。それに菊森副会長が入っているというような感じになるのかな、これは。

【小川次長兼交通政策課長】委員の状況でございますが、市町の方でいきますと、長崎市、佐世保市、諫早市、この諫早市の方で田川委員というのが諫早市の担当部長でございますが、県央地区という形で整理をさせていただいております。それ以外が、例えば尾崎委員というのは雲仙市の委員でございます。それぞれのブロック単位の担当部長に委員となっただいてるところでございます。

それ以外の部分でございますが、道路管理者としての長崎河川国道事務所、もしくは県の道路建設課、県の港湾課、県警察本部の交通規制課の皆様に委員になっていただいているところでございます。事業者は先ほど委員からもご指摘がありましたように、航路事業者、バス事業者、もしくはタクシー事業者、それぞれの協会の会長様に入っただいておりますし、また実際の事業者という形で入っただいている分もございます。それ以外にも、松浦鉄道についても入っただいて、全体的に交通事業者を網羅した形の委員構成をとらせていただいているという状況でございます。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

次に、「政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】部長説明にありました離島振興法改正・延長についてお尋ねいたします。

改正のポイント、今まさに情報収集のところなのかもわかりませんが、お尋ねいたします。離島振興法が今年度までとなっていて、延長はもちろん、さらなる離島振興策を盛り込んでいく必要があると思います。

説明にありました「新たな離島振興法に関する意見書」、こういったところで県は国にどういった内容を求めておられるか、お尋ねいたします。

【山下地域づくり推進課企画監】離島振興法の改正・延長に向けては、県議会でもご議論を賜りながら、昨年9月、「新たな離島振興法に関する意見書」を取りまとめまして、12月に国等への要望活動を行ったところであります。

意見書においては、これまでの支援策のさらなる充実強化が図られるとともに、次の時代に合った施策が講じられるよう、離島の特性を活かした「新たな日常」や地方創生の先進モデルの展開、持続可能な地域社会の維持の推進と離島の不利条件の克服、それから夢や希望があふれるしまのさらなる活性化を目指した産業振興策等の充実、以上3つの柱に沿って様々な施策提案を盛り込んでおります。

具体的に申し上げますと、デジタル化に向けた情報通信基盤の整備や関係人口の創出、スマートアイランドの推進、再生可能エネルギーの促進など、離島の特性を活かした地方創生の先進モデルについて、国による積極的な支援と事業展開を求めています。

また、生活環境やインフラの整備の促進に加えまして、医療・介護・保育サービスの確保、それから教育機会の充実、さらには、離島航路・航空路に対する支援措置の拡充など、持続可能

な地域社会維持の推進と離島の条件不利性を克服するための施策を掲げております。

今回の改正・延長におきましては、本県が提案した施策が実効ある形で数多く盛り込まれるよう、引き続き、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

【川崎委員】離島航路のことに触れていただいています。充実については、これも全く異論はありませんが、特に今問題になっているのが、高速航行船、いわゆるジェットfoilなんですけど、これがビジネスや観光には必要不可欠な移動手段ということで、一方では老朽化で更新時期が迫っているものの、高額な更新費が経営に非常に重くのしかかるといところから、なかなかこの更新が進まない。そういった中、旅客船協会からは、財政支援も検討いただきたいという要望もいただいております。

今次離島振興法の改正に当たりましては、我が公明党も、重要事項としてこのジェットfoilへの支援、これについては盛り込むよう取り組んできたところでありますが、現在どのように議論されているのか、お尋ねいたします。

【小川次長兼交通政策課長】ジェットfoilの更新にかかる現在の状況というご質問でございますが、回答させていただきます。

現在、ジェットfoilの更新につきましては、県内に2航路事業者、ジェットfoilを運航している事業者がございまして、合計4隻就航してございます。いずれも、実際に運航を始めてから30年以上の経過年数がたっておりまして、その更新についての議論が行われているという状況でございます。

1航路事業者におきましては、早ければ令和5年度ぐらいからでも更新に着手したいという意向が当初あったわけでございますが、このコロ

ナ禍の中で経営状況が非常に厳しくなったということもございまして、現時点におきましては、その更新の着手時期というのは未定という形にされているところでございますが、私どもそのような背景を受けまして、地元の市町と、もしくは航路事業者との意見交換・情報共有会を昨年度から開催させていただいております。また、実際の造船事業者の方とも意見交換をさせていただいたり、国の担当課、もしくはジェットfoilが就航している都県が集まって、現時点の課題等々についての意見交換を開催させていただいております。

そのような中で、今後、どのような支援の形があれば、更新をした上で運航が継続できるかという観点で、私どもいろんな財政シミュレーションとかを行いながら、その支援のあり方について検討しているところでございまして、その前提として、ぜひ国の更新にかかる支援がいただければ、非常にありがたいということもございまして、今回の政府施策要望におきましても、その補助制度の創設についての要望をさせていただいているところでございます。

【川崎委員】もう30年以上たって、令和5年も更新したいというご意向もあるという中に、建造も数か月でできるようなものでもないと思っておりますので、そこは議論を活性化していただいて、何とか離島振興法にきちんと盛り込んだ形で、財政支援もこれから勝ち取っていけるように、これはともに頑張っていきたいと思っております。

次に、県庁舎跡地についてお尋ねいたします。

基本構想のサマリーというか、概要版のページでいけば5ページ、広場についてです。こちらに演奏会などへの対応ということがございましたが、当然、雨風もしのがないといけませんねということから、上屋といいますか、屋根、

こういったものについて設置は検討されているのか、お尋ねいたします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】本格整備に向けまして、具体的な建物の規模とか配置などの詳細につきましては、今後、暫定供用の利用状況を踏まえて整理することといたしております。

今お話しいただきました演奏会等につきましては、広場の利活用イメージにも記載させていただいております。天気とか気温とかを考えると、本格供用におきましては一定の建物等を配置することを検討する必要があるものと考えております。

そちらの検証という意味におきまして、暫定供用時におきまして、県民・市民の皆さんと協力し合って、いろんな条件のもとで演奏会等の催しを幅広く実施しまして、ご意見をお伺いしていきたいと思っております。

【川崎委員】絶対要りますよ。たまたまですって。これは必ず必要不可欠なものとして準備いただきたいと思えます。

また、この暑さ対策ということで、ぜひご検討いただきたいのは、給水、いわゆる水分を補給していただくという環境も少しご配慮いただきたいなと思っております。自販機で買うもよし、一方では、最近ではSDGsの観点からマイボトルを積極的に活用されている方もおられると思います。そのマイボトルに給水できる、そういった専用の給水器というか、そういったところも各行政が採用されているようですので、ぜひそういったところについてはご検討いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】今お話がございましたSDGs、カーボンニュートラル等の実現につきましても、非常に重要なテーマであるものと考えております。

暫定供用期間中におきまして、民間の方によるキッチンカーなどの利用状況等も踏まえながら、今お話がありました安全性の観点から、幅広くいろんな方にご意見をお伺いしまして、必要性につきまして総合的に考えていきたいと思っております。

【川崎委員】SDGsの観点、そういったところから、ぜひ最新の動向をよく情報収集して検討いただきたいと思えます。

資料の10ページの旧第三別館についてお尋ねをいたします。

詳しい方の資料に載っていましたが、大正期から昭和期に建設されたRC造の警察庁舎、現存するものは極めてまれと、希少価値があるという説明がありました。一方、被爆遺構でもありますけれども、長崎市の城山小学校のような保存の後ろ盾となる文化財指定はなされていないという状況。

一方、隣接した県庁舎は、原爆によって焼失をしたわけですが、その横にあって、耐えてたたずんでいるということを考えると、しっかり意義づけを行っていきながら、後世にバトンをつなぐことも重要かと考えます。

整備の基本構想の中に、今後のあり方として、建物などの歴史に触れ、平和への思いを深める場にしたいということも記載がございました。この旧第三別館に対する県の見解を伺いたしたいと思います。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】旧第三別館につきましては、これまでも保存とか活用を求めるとご意見というのを多数いただいておりますけれども、鉄筋コンクリート造りと煉瓦造りの混構造で、築100年近くが経過しておりまして、安全面などに配慮した改修に留意をする必要がございます。そのため、今年度、基本構想案にも記

載しております3つの改修方法というのを基本とした概算の改修費用や課題を整理することといたしております。

今後、暫定供用時の利用状況も検証しながら、県庁舎跡地全体の機能の配置を検討する中で、その旧第三別館の耐震性、安全性、費用の問題、そして役割、利活用ニーズ、そういったものを考慮しながら総合的に議論を重ねまして、検討を引き続きしていきたいと思っております。

【川崎委員】 今回の資料で、赤字で追加している項目に、先ほど「平和への思いを深める場」と、こうあったわけではありますが、その思いをさらに強めていくという意思の表れかと思えますので、しっかりとご検討いただきたいと思えます。

9ページのバスベイのところですが、これはもう要望でありますけれども、別冊の詳しい資料には、バスの待ち環境は雨風をしのぐ、そして空調完備ということで、これについては大変ありがとうございます。観光地の一つにもなるかと思えますので、多くの皆様にも快適に移動できる、そういった待ち環境ということについてもご提供いただきたいと思えますが、ぜひ空調も、SDGsという観点から、単によくある空調ではなく、様々、いわゆる消費エネルギーを非常に抑えた形の機材もありますし、そういったこともぜひご検討いただきたいと思えます。

先ほどの給水もそうですけれども、今のいろんな技術革新の中をしっかりと見据えた形で整備にお取り組みいただきたいと思えます。これは要望にとどめます。

次に、14ページの出島との連携について触れていただいておりますが、出島との連携、基本的な方針はどうか、お尋ねいたします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】 県庁舎跡地の歴史

を考えます時に、隣接する出島との連携というものは欠かせないものであると認識をしております。

これまでも出島の方とは、出島から跡地、そして跡地から出島と、双方の人の誘導であったり、出島を見渡せる跡地の立地、そういったものを活かした情報発信等も、長崎市の方とも協議を行ってきているところがございます。引き続き、相乗効果を生むように、長崎市などともしっかり議論していきたいと思っております。

【川崎委員】 本当一体的に地域を楽しめる、歴史を楽しめるといえますか、長崎を存分に満喫していただくための仕組みづくりは一体的である必要があると思えます。

そういった中で、12ページには出島から見た県庁舎の今のイメージというところを記していただいておりますが、まさにこういったところに、出島にしながら県庁全体を臨めるといったところに、ぜひ、ここにもありますAR、そういったところも出島にしながら確認ができるといえますか、楽しめる、そういったところも、ぜひサービス提供も連携しながら構築していただきたいと思いますと思えますが、いかがでしょうか。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】 基本構想にも記載させていただいておりますとおり、AR等の先端技術、情報先端技術の活用につきましては、跡地の折り重なる歴史の変遷とか、本県の県内各地のいろんなすばらしい魅力、そういったことを体感いただける非常に有効な手法の一つであると思っております。

今、委員からお話がありましたAR等の技術につきましても、先般も安土城等でそういうARのプロジェクトが始まったとの報道もございましたけれども、こちらの方としてもしっかり、

長崎市の方とも、出島の方とも議論しながら、そういった実現に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】次に、交流支援機能というところで、7ページに整理をしていただいておりますが、県警跡地を活用するというのがメインだと思います。

一番最後のページのスケジュールを確認すると、この県警本部跡地は令和4年から5年、ここにかけては民間開発による設計・整備を想定ということであります。つまり、もう今年度から具体的な動きになると読み取れるわけですが、今現在、どのような進捗状況か、お尋ねいたします。

また、併せて、周囲の民間のご協力、そういったところもいただければということも、委員会でいろいろ意見もさせていただいているところではありますが、併せてお尋ねをいたします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】県警本部跡地につきましては、民間開発も含めました民間活力の導入という部分を基本に検討することといたしております。これまでの、事業者へのヒアリングでは、周辺部を含めて、例えば県庁舎跡地と一体活用することで、その投資の魅力が上がるというご意見であったり、あとは県庁舎跡地を先行整備して、その価値を高めて県警本部跡地の開発可能性も向上するんだというご意見をいただいているところでございます。

今後も、継続してデベロッパーの皆さん等へのヒアリング等を実施いたしまして、その事業の収益性とか、施設の利活用を高めるための方法、枠組み、そういった実現可能な開発スキームについて検討を深めてまいりたいと考えております。

最後にお話がありました隣地等の関係でござ

いますけれども、随時お話を継続させていただいております。一体的な活用ができて、先ほどお話がありました民間の方の投資としての魅力向上とか、いろんな利活用の幅を広げるという目的のためにも、引き続き、情報共有、協議を進めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】県庁がこっちに移って、たしかもう4年になるんですかね。ということは、あちらから移って、人がいなくなって4年ですよ。ずっと議会でも指摘されている、白い壁がずっとあるという状況の中において、この県警跡地は非常に自由度が高いというところがあって、今、令和4年から設計ということもあるわけですから、先行して、ここは早めに整備を進めていくという方針に立って、しかも民間活力ということでもありますから、民間の知見・経験も、投資も促していくというところから、積極的に着手をしていただきたいと思っております。

最後に、15ページの整備費が約20億円から30億円、先ほどの県警跡は除くということですが、こちらの財源確保はどのような考えなのか、お尋ねいたします。

【鯨臥県庁舎跡地活用室長】こちらの財源の問題ですけれども、もちろんこの厳しい県の財政状況のもと、国の補助金、交付金、有利な起債等を活用してやっていきたいと考えております。以上です。

【北村委員長】換気のため、しばらく休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時46分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【田中委員】新幹線問題について確かめておき

たいと思うんですが、ようやく長崎～武雄温泉間は開通するという時期なんだけれども、あと武雄温泉から先、鹿児島ルートにどうつなぐかという話が暗礁に乗り上げているのが実態なんだけれども、長崎県のスタンスとして、長崎県の方針として、今はもう佐賀県と国との動向を見守るだけだと、それにとどまっているのかな。何か長崎県として、知事同士が会っているとか、いろいろ言っているけれども、どういう方針で今後取り組もうとしているのか、ちょっと聞かせてもらおう。

【坂野地域振興部次長】新幹線の未着工区間についてのご質問でございます、今後の県の対応というところでございますけれども、現在、この未着工区間については、委員ご指摘のとおり国土交通省と佐賀県の幅広い協議が行われており、そういった議論が行われるというのが一つ。

それから、与党PTの検討委員会におきましても、昨年、佐賀県の課題についての議論が行われ、一定の検討状況がまとめられるという議論が行われております。

そして、長崎県といたしましては、これまでも知事同士、あるいは部長同士で議論をさせていただいております、長崎県としては、ぜひ、佐賀県が言っているいわゆる4つの課題、在来線、それから地方負担、ルート、地域振興、こういった課題について、どういった点が具体的に課題なのかということをごぜひお聞かせいただきたい。そして、一緒に取り組むことで解決できるものがあれば、ぜひ一緒に取り組みたいというような考えで、これまでも議論の方をさせていただいたところではございますが、なかなか詳細については聞いていないような状況でございます。

一方で、先日、就任の挨拶として、大石知事が山口知事と面会をさせていただきました。そして、大石知事からも佐賀県に課題があるというのは承知をしているので、デメリットを小さくしてメリットを共有していけるのか、知恵を絞っていきたいということで、引き続き、今後も継続して議論を行っていくということについて、同意したというところでございます。

ですので、長崎県といたしましては、まず、大石知事もしっかり話し合える関係を築いていくというようなところをしていきたいと言っておりますので、そういった長崎県と佐賀県でしっかり関係をつくっていくということに加えて、また、長崎県としては、フル規格整備に当たっては佐賀県の課題が障壁になるというようなところがございますので、そういった課題についてどういうことができるのか、県でもしっかり検討しつつ、また、佐賀県からどのように話を聞かせてもらえるのかということについても、ぜひ議論をしていく協議の場面を持っていきたいと考えているところでございます。

【田中委員】具体的にはちょっとぴんとこないんだけれども、我々は、鹿児島ルートと一緒に鹿児島から八代まで一時できた。その後は、熊本県がオーケーしてくれたのでつながった。無事つながったし、大体道筋ができていたものだからよかったなという形で決着をした。

長崎ルートの場合は、鹿島市と江北町が反対して佐賀県も動けなかった。それで、長崎本線をどうするか、肥前山口～武雄間をね。上下分離になった。しかし、これも長崎県がいろいろ話を持ちかけて、私はスタートはそうだったと思うよ、上下分離になったのは。JR九州も困っていた、私は当時質問したことがあるけれど

もね。諫早までJR九州に汗をかかせるという話を一般質問でやった。金子知事は、そんなことが簡単にできるわけがないという話だったけれども、10日ばかりで、当時の副知事が「いや、一件落着ですよ」という話で、鹿島市は諫早まで行くなら反対する理由はないと、もう自分たちが反対する余地はなくなったということで一件落着いたんだけれどもね。やっぱり何かいろいろ知恵を働かせなきゃいかんと思うね、どうしたら後がうまくいくのかね。

もう一つは、あなたたちのおかげで佐賀県議会の6月議会の一般質問等の資料をいただける。これを見ても、佐賀県議会は大変だね。もう大混乱という感じ、この新幹線に関してはね。何人もの人が一般質問をやって、その質疑を私は読ませてもらったけれども、方向性というのはまだ出てない。総じて言うと、10年間は今の乗り継ぎ方式でしょうと。それから工事が始まって、15年とすると、25年ぐらい先になるんじゃないですかと。極端に言うとそういう議論になっているところもあるね。それでは、やっぱり困るんだよ。長崎、諫早、大村の人も困るだろうけれども、我々県北としても、それじゃ何のために新幹線を協力してやったんだという話になってくる。時間短縮効果とか、いろいろな問題が当時あったけれども、何の解決にもなっていない、時間短縮効果は。

そういうことで、何しろ長崎県としても、県議会もやらなきゃいかんだろうけど、後をどうするかという議論を、在来線のルート、山側、海側的な3案を含めての議論を、やっぱりもうある程度長崎県もやるべきじゃないかと思うけれども、どうですか、その点については。

【坂野地域振興部次長】今、委員からご指摘いただきました3つのルートについてというところ

でございますけれども、こちらについては佐賀県内でもいろいろな意見があると承知をしているところでございまして、そういった県議会での佐賀県内での意見を踏まえて、佐賀県としては国土交通省との幅広い協議の中で、いわゆるアセスルートに加えて、北側のルート、それから佐賀空港を通る南側のルート、この3つについて、どういった将来像が描けるのかということを出してほしいということで、国土交通省が一旦提出はしておりますが、ちょっとイメージと違ったということで、再度検討されているところだと承知をしております。

そして、このルートにつきまして、与党検討委員会におきましては、佐賀駅を通るルートが適当だが、佐賀県の意見があれば別途検討したいとしておりますし、JR九州は佐賀駅を通るルート以外は考えられないが、佐賀県における議論を拝聴したい。また、一定の3つのルートについての比較を行った国土交通省におきましては、佐賀駅を通るアセスルートが投資効果などの観点からは適当ではないかとの考えを示されているところでございます。

一方で、佐賀県につきましては、今、どのルートがいいと、そういう議論が明らかかなところではなく、引き続き3つのルートについてフラットに議論をしていきたいということで、それぞれのルートについてどういった将来像が描けるのかということ、引き続き、国土交通省に出してほしいと求めているというような状況でございます。

佐賀県もそういった状況でございますので、長崎県といたしましては、佐賀県内の区間でもあるところでございますので、この点につきましては、今後、幅広い協議の中で議論がされていくと考えておりますので、そういった議論の

状況も注視していくという格好で考えさせていただきます。

【田中委員】常識的には、佐賀県が負担するというのが今までの考え方だね。それではどうも解決しないという感じがする、佐賀県だけでは。だから、いろいろ知恵を働かせるべきだと、何回も私も言っているけれども、最初は四者会議で決まっていた、長崎県と佐賀県と福岡県とJR九州の四者会議。

JR九州がそういうことを言うならば、並行在来線はそれじゃどうするのかという問題は、これは長崎県が詰めたって大丈夫と思うよ、別に問題ない。JR九州に対して、この並行在来線はいいんですねと、カットしなくていいんですねというような詰めは長崎県の方がしやすいんじゃない、佐賀県より。そういう感じもするね。今日、聞いたって、あなたに失礼だけでも、あなたで全て解決できる問題じゃないから、議論にとどめたいと思うけれどもね。

何しろ知恵を、もう30年ぐらいの間でようやく半分できた。あと半分は、また30年かかるかなという感じがするね。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次に、最後にするけれども、ダイヤと運賃の関係で、運賃だけ見るとあれだね、武雄温泉～長崎間というのは安くなるんだね、480円も。これはやっぱり長崎～武雄温泉間は頻繁に交流が始まらないといかない、480円も安くなる。嬉野温泉は今までなかったから比較のしようがないけれどもね。

ただ、博多～長崎間が460円アップだけれども、これについては長崎の皆さん方の反応はどうだかわかりますか、大体。

【峰松新幹線対策課長】運賃の話でございます。長崎～博多間につきましては、普通料金で、今

回、現行5,060円のところ5,520円に新幹線料金かなりまして、差額として460円増えたということで、約1割程度増えたということになっておりますので、我々が県民の方にアンケートしたというわけではございませんが、肌感覚としましては、総じて低く抑えられているのではないかと考えているところでございます。

【田中委員】やっぱり30分短縮という大きなプラスがあるから、若干1割程度高くなっても仕方ないなと私は思っているけれども、武雄温泉～長崎間が一番得した感じだね。時間も短縮して料金も安くなってという感じのね。これは少し宣伝をしなきゃいかんよ、武雄温泉と長崎がぐっと近まりましたという感じでね。

それから、上下分離のダイヤは、特急はなくなるけど、普通ダイヤは増えているという、これは地域の足としてはいいことだと思うね、普通が増えればね。そういう感じから見ると、佐世保線がね、もう少し利便性というか、ポイントがあった方がよかったんじゃないかなと。むしろ、マイナスのところを言われたりしているからね。いや、普通がこうやって増えますとかね。やっぱり将来的には、佐世保～武雄温泉間でやらなきゃいかんと思うよ。武雄温泉で将来フルに乗り換えるというのが一応の大きな流れだからね、武雄温泉～佐世保間。この問題がやっぱりプラスになるような方向を考えるべきだと。これはとりもなおさず、武雄温泉～ハウステンボス間、IR間にも将来は反映してくる路線になるのでね。佐世保線がちょっと風評があんまりよくない。風評というか、ダイヤ関係がね。「なんだ」と言う人たちがいる。そこら辺についてはどうですか。

【峰松新幹線対策課長】佐世保線のダイヤ改正についてですが、佐世保市の特別委員会の方で

も高速化事業の効果がダイヤに反映されていないのではないかというご意見も賜っております。

実際にダイヤを確認いたしますと、佐世保～博多間で、特急列車の全列車の平均を申しますと、約2分ほど短縮をされているところでございます。

また、県としては、最速の時間が、高速化を行って、佐世保～博多間で約8分間短縮するというお話させていただいたところ、博多～佐世保間の最速の所要時間は現行より9分短縮となっており、見込みどおり短縮をされているところでございます。

また、新たに導入されております振子型車両、こちらは当初の予定どおり10本導入していただくこととなりまして、博多～佐世保間の平均所要時間は通常の改正前の平均に比べますと、振子型の車両だけで申しますと7分短縮をされているというところで、それをもちましても効果があるのかなと考えているところでございます。

ただ、最初申しましたように、佐世保市の方でもそういった議論がなされているところでございまして、佐世保市の場合は現行時刻と改正後の時刻を並べて比較をしていただいております。その中で、どうしても昼間の時間帯が特に増えているものもあるということがございますので、そういったところで全体の時間短縮効果が目に見えてない部分もあるようですので、JR九州には、全体の平均所要時間というところは短縮されているんですが、そういう利便性の改善というところについては引き続き求めてまいりたいと考えているところでございます。

【田中委員】我々は、佐世保市民の不満を抑えなきゃなんらんと立場にあるのでね。だから、県単事業で14億円かけて8分の短縮だよと言っ

てきた。県単で14億円もかけて8分短縮をしているんだから、あなたたち我慢しなさいみたいな言い方をしてきたけれども、どうもそういう形になってない。8分短縮なんてぼんと出てこないね、実感として。

だから、要は、目標的に新幹線が260キロでいくなれば、半分の130キロぐらいの目標を定めて改良するような努力をしてほしいね。法定速度が今60キロぐらいでしょう。これをやっぱりもうちょっと短縮効果が出るような形にしなければいかんし、もう一つは、この前も私は一般質問でも話したけれども、新幹線を利用する県北民は、佐世保駅をスタートして新大村駅から乗るのは可能だから、ダイヤと接続をうまくやってほしいと。武雄に行って乗り換えていくというのは、ちょっと現実的でないのね。ぜひそれは要望しておきたいと思います。

終わります。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】今の新幹線の関係だけど、改めて聞きますけど、この陳情・要望の10ページに載っているこの文章というのは、あくまでも暫定措置だよ。それを確認したいと思います。

【峰松新幹線対策課長】10ページの佐世保市からの要望の件でございます。輸送改善について、ご要望を受けております。この件が暫定かどうかというご質問だと思うんですが、この分につきましては、今回、高速化事業を進めさせていただいておりまして、この完了をもちまして一定の成果という形にさせていただくことにはなっております。

ただ、基本的考え方の中で、新幹線がフル規格になった後のフル規格整備後は、佐世保線にもフル規格の新幹線整備網の直通運行が可能となるよう実現に努めるという文言がございます

ので、この分については引き続き残っていくという形になっております。

【吉村委員】時間がないんだから、そんな長く言わなくていいよ。「そうです」と言えばいい。あくまで暫定さ。佐世保市が、暫定的にこういうことだけでもやってくれ。で、14億円かったけど、JR九州と一緒にやってこうやりますと。最終的には、その基本的な考え方にいくわけだから、最終的には新幹線が佐世保までこないといけないわけよ。そこら辺を頭に入れて、こういう改善をやりますなんていうこの文章を読んでいると、これで終わりみたいな感じで見えてくる。そこをもう少し考えて表現をしてもらわないと困るよ。考えていることがそのまま文章に出てしまえばよるんじゃないの。だから、そこら辺は、田中委員は優しいから、あんまりやかましく言われなくても、佐世保市民は怒っているんだ。新幹線も効果がない。これは国策だろう、新幹線は「むつ」の見返りに。長崎県が頑張らないといけないという話じゃないわけよ。だから、もっと国会議員に頑張ってもらわないといけない。もっと尻をたたいてくださいよ。それはお願いをしておきます。

先ほどジェットフォイルの更新とか、離島航路であったけど、一般質問でもちょっと触れたけれども、だんだん時間がなくなって、もう一回確認させてもらいたいんだけど、いわゆるフェリーとか、そういう人の行き来、それから離島から本土に運ぶ産品、これについてはいろんな減額措置があって、それなりの恩恵が出よるんだけど、例えば離島で仕事をする事業者、これが本土から仕入れをするということについては、全くそういうのがない。いわゆる貨物航路に対して同じような措置をやってもらいたいと。特に、今は燃料が高騰して大変なんだと。運賃

が高くなって、それを上乗せできないというつらさが皆さんあられるんだけど、そこら辺について、もう一度県の考え方、それから国に対して強く要望してもらいたいと思うんだけど、そこら辺考え方をお願いします。

【小川次長兼交通政策課長】委員ご指摘のとおり、離島に住む方々の生活水準の確保、もしくは事業者の事業活動という意味で、人の行き来だけじゃなくて、物の往来についてもきちっと確保していくということは非常に必要なことだと思っておりますが、私どもとしても、現時点ではいろんなそういう支援制度というのはございません。そういう中で、今後の国境離島対策等々を含めて、そういう輸送コストにかかる部分について何らかの対応ができないかということについては、国の方ともいろんな協議をしながら行ってまいりたいと思っておりますし、今回の要望においても、そういう貨物航路等における制度についての要望をさせていただいているということでございますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村委員】よろしくをお願いします。ここの陳情の項でも、いわゆる人を運ぶ航路とか、そこら辺の要望は出ているんだけど、貨物航路とかいうのはなかなか出ていないものだから、そこを頭に入れて今後取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一つ資料をいただいたので質問させていただきまますけど、Uターン、Iターン、長崎県移住者の件で、目標は2,000人やったけど1,740人でしたという報告を受けているんだけど、それなりに頑張った数字じゃないかなと個人的には判断しておりますが、これは合併後の自治体なのよ。それで、旧北松浦郡で言うと、合併してない離島が小値賀、合併している

離島が宇久、ここの差がどうなっているのだろうと。人口の減少率から言うと、宇久は合併してうんと減っているわけよね。それで、元気もなくなりよるんだけど、ここで小値賀と宇久を比較して考えると、やっぱり数が全然違うと。だから、県内ももらった資料で、各21市町の資料は出ているんだけど、これに加えて合併前の地域というか町、こういうところの地域にどれくらい移住者が来ているかという資料をほしいんですが、それを見て地域の偏在性というか、佐世保市で増えましたといったら増えてるわけよ。令和3年は、対前年比26人増えましたとなっているんだけど、その佐世保市の中にも合併した町がいっぱいあるわけよ。そこら辺で増えてるのかどうかというのが、ここで見えてこないの、そういう資料作りをやってもらえないかなと。ほかの地域もそうなんだけど、いかがですかね。

【宮本地域づくり推進課長】今回、委員との事前のやり取りの中で、佐世保の方に確認したら、宇久はわかったというところまで私どもも把握できております。ただ、それが、例えば、ほとんど合併市町が多いんですけれども、それが住所まで、通常の本島の合併とかを何町にというところまで追えるかどうかというのは、ちょっと個人情報絡みのところもあるかなと思いますので、直ちに追えますということが今言えない状況でございます。

【吉村委員】いろいろ答弁の仕方はあると思うけど、個人情報なんて言わないで、それならなんでこれができているのよ、今の資料がさ。おかしいじゃない。それを地域分けして、数字を出してみてもと言っているだけだから、頑張っその資料を作りますと言えばいいんじゃないか。どうですか、もう一回。

【宮本地域づくり推進課長】ちょっと確認しながら頑張っって検討してみたいと思います。

【吉村委員】頑張っってくださいよね。

もう一つ最後に、これは毎回、1年間総務委員会にはおりませんでした、言っておかないといけないこと。

旧五島産業汽船、ここの決算書を見たいと、もうずっと以前に言って、その決算書を見ないと判断がつかないと、経営状況の。そういうことで待っているんだけど、今の現状、どうなっておりますか。もうそろそろ結果が出ているんじゃないかと思っすけど。

【小川次長兼交通政策課長】3月の総務委員会におきましても、委員からご指摘いただいておりますが、その後、破産管財人の方と面談をいたしまして確認をいたしておりますが、3月にもご答弁させていただきましたように、売買契約済みの船舶1隻の引き渡しにつきまして、いわゆる海外の事業者への売買ということで、まだ実は新型コロナウイルス感染症の影響によって、引き渡しに必要な乗組員の入国ができてないということで、最終の引き渡しが終わってないということでございますので、現時点で破産手続きがまだ終了してないとお聞きしているところでございます。

【吉村委員】その船は、船名は何ですか。「ありかわ」ですか。「ひまわり」ですか。確認です。

【小川次長兼交通政策課長】船名としては、「ありかわ」ということで聞いております。

【吉村委員】この前聞いたのでね、「ありかわ」が外国に販売するというので、コロナの影響で遅くなっている。とは言うものの、もうそろそろ状況として見込みはどうですか。もう何年かかりよるかなと思っすけど。見込みは立たない。

【小川次長兼交通政策課長】破産手続きの見込みにつきましては、私どもも破産管財人とか、県の顧問弁護士の方にもいろいろご相談をしながらという形で確認しておりますが、現時点において、いつ本当に引き渡しができるのかというもの等を含めて、そこが終わらないとなかなか難しいということで、今の時点でいつならばということを経験を切つて言うというのは非常に難しいと思っております。

【吉村委員】最後にしますけど、県もやっぱり関わっているわけね。この欠損補助、国が2分の1、県が2分の1、こうしながら事業者をやっている。あとほかのリプレイス、リフレッシュというのは、国の交付金を土木部がトンネルして事業者に出していると、このように構図はなっているわけよね。だから、やっぱりもう県はあんまり関係ないんですというような態度じゃなくて、積極的にその事実を公表できるような形を、一刻でも早くできるような問いかけを関係者にやっていただいて、早く決着をさせたいと思うんですよ。ですから、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがですか。最後に答弁。

【小川次長兼交通政策課長】前回は委員の方から、少しでも早い開示等々ができないか相談してみてくださいというご意見もいただいておりますので、私どもも早速、県の顧問弁護士の方と、今の状況をご説明した上で何らかの対応はできないかというご相談をさせていただきましたが、やはりまだ破産手続きが終わらないと、なかなか難しいという部分と、一方では、破産管財人の方から、まだ手続中は、その公開についてはやめてほしいというお話もあつていふことから、現時点においては手続きの終了を待つてという形になるうかと思っております。しかしながら、今後も情報収集とか、もしくはそう

いう関係者の皆さんとの協議、意見交換を続けていながら、私どもとしても前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村委員】話は変わりますが、公共交通の部分で、これも田中委員がさっき質問されたんですけど、公共交通計画を立てるんだということでこうされているけれども、その中身は言わないけど、国の委員で九州運輸局から来ていると言ったね。五島産業汽船の時も許認可権者が九州運輸局だったのよ。それで、一回電話をして課長が出たけど、2回目からは出なかった。そして、その後、リフレッシュ、リプレイス、この事業が目的を達成したので廃止しますと、制度廃止と国がぽんとやったよね。だから、都合が悪くなると逃げてしまうところがあるので、この公共交通計画でも、国の委員さんも入っておられるけど、都合が悪くなったら逃げられずかもしれないので、よく捕まえとかなんといけない。終わります。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】委員長を交代します。

【赤木副委員長】北村委員長、どうぞ。

【北村委員長】私の方から2点ほど質問をさせていただきます。1点は交通弱者対策について、そして新幹線開業イベントについてお尋ねをいたします。

まず、交通弱者対策であります。先般の警察本部の審査の中で、ここ数年、毎年5,000人ぐらいの方が免許証を返納されているという答弁がありました。その5,000人のほぼ8割、9割が高齢者ということでもあります。

県民の方から、交通弱者としてなかなか生活に不安があるというようなお声もいただいているところでありますし、このペースでいくと毎

年5,000人ずつ増えていくということでありますから、対策というのは今までもやっつけらっしゃることだろうと思いますけれども、今後、ますます増加する交通弱者に対して、県がどのような対策をとっていくのかということについてお尋ねをいたします。

【小川次長兼交通政策課長】高齢者の運転免許証返納等々含めて、交通弱者対策ということについてお答えいたします。

現在、県内の高齢者の運転免許返納等に対する対応につきましては、事業者の方で、例えば乗り放題のパスとか、割引サービスなどが行われております。また、県内の複数の市町では、タクシー等の利用料金3割引とか、交通助成利用券の交付とか、そういう取組が行われているところでございます。

私どもとしては、今般、県内の各市町におきましても、公共交通計画を策定していただく予定としてございますので、そういう中で、例えばバスで運行する地域、もしくは支線の部分で乗合タクシーでの運行区域等々を含めまして、そういう交通空白地帯の解消も含めて計画を立てていただく中で、高齢者もしくは交通弱者に対する対応ができていけばと思っておりますので、そういう交通計画の策定と、またその策定に向けた部分でアドバイザー等の派遣も含めて支援をやってまいりたいと考えております。

【北村委員長】わかりました。交通弱者対策の主体としては、県が主体ということではなくて、各市町が主体となってやっているというところで、県としてはそういった公共交通計画の中で地域の格差が出ないようにアドバイスというか、指導していくという理解でよろしいでしょうか。

【小川次長兼交通政策課長】各市町が公共交通計画を策定するに当たって、それぞれ会議を設

けておりますが、その会議の中には私も委員として参加しておりますので、そういう観点で、より効率的な運行だけでなく、持続可能な運行、もしくは高齢者等に配慮した運行も含めまして助言をしてまいりたいと考えております。

【北村委員長】わかりました。やはり長崎県は、離島・半島を含めて、車がないと生活できない地域がそのほとんどであろうかと思えますし、長らく車で移動するのに慣れていると、バスの乗り方とか、公共交通機関を使うことをそもそも忘れてしまったとまでは言いませんけれども、不慣れな方がどんどん増えているんじゃないかと思えます。いろいろと市町で対策をやっつけらっしゃると思うんですが、それを知らない方々もたくさんいらっしゃると思うんですね。ぜひそういった計画の策定の中で、市民・県民に対してのPRというところもしっかりやっていただきたいと思えます。これは要望です。よろしくをお願いします。

そして、残りの1点であります。先ほど説明の中でもありましたけれども、6月18日に新幹線開業100日前のイベントを長崎市で開催されたということでありました。この内容について、概要をお知らせいただきたいということと、どのような評価をしているのかということについて、お尋ねをいたします。

【峰松新幹線対策課長】100日前のイベントの件でございます。100日前のイベントにつきましては、長崎市で今回開催させていただいているのですが、内容といたしましては、もう100日に迫っているということで、市民・県民の方をはじめ、参加者の方に改めて長崎のまちがこんなに変わっているんだということと、長崎のまちで新幹線の取組が進んでいるんだということとを理解していただいて、そして、長崎のこと

を全国の方に発信していただきたいという趣旨で、今回、100日前イベントということで開催をさせていただいております。

長崎のまちの変化につきましては、長崎市の説明とジャパネットホールディングスのリージョナルクリエイション長崎の方から、折目様にスタジアムシティについてご説明をいただいております。

それと、開業に向けた取組ということで長崎駅のかもめ市場の方に「喜味富」ということで杉永蒲鉾様が出されている蒲鉾店がございますので、そういった新幹線に向けた取組も併せて杉永社長からご説明をいただいております。

あと、県内周遊という観点から、県北地域の広域観光マップを佐世保観光コンベンション協会が作成されておりますので、そういったものを皆さんに、実際のアプリを触りながら、ご紹介をするということを行いました。

また、トークショーでは、西九州新幹線長崎広報大使の長濱ねるさんのトークショーと、長濱さんを活用した広報素材、CMとかポスター、そういったものを発表させていただいております。

評価ですが、参加された方々のお声を聞くと、改めて長崎のまちの変化ということを実感できるということと、実際にイベントが終わった後、長崎駅の方で「喜味富」はかなりお客さんが並ばれていたということで、改めて長崎市内の取組というところにも実感していただいたのではないかと評価しております。

【北村委員長】わかりました。私も行きたいなと思っていただけですけども、残念ながら都合が合わずに現場には行けなかったんですが、様々な評価があったんだろうと思います。前向きな、好意的な評価がある一方、やはり次の本

番といたしますが、開業当日に向けてということを見ると、改善点であるとか、提案であるとか、反省点であるとか、そういったものもあるのではないかと思います。そういったところの声や見解というのは、今整理されているんでしょうか。

【峰松新幹線対策課長】来場者には、全員アンケートを帰りに出させていただいております。その分につきましては、今、手元に整理したものがございませんので、至急整理いたしまして、そういった反省点等につきましては、今後に活かしたいと思っております。

【北村委員長】アンケートも様々な県民の反応ということで、開示できるものは、こういった声がありましたと、プラスもマイナスも含めて、両方活かしながら本番を迎えたいということで、広く、その表現等々に開示できるものとできないものがあるかとは思いますが、ぜひオープンにさせていただければと思います。

そして、楽しみなのは、開業当日のイベントであります。ブルーインパルスが飛んでくるということで、ファンの方からは「よく呼べましたね」と、「もう引っ張りだこなんですよ」というようなお話でありましたが、こういったブルーインパルスの展示飛行の詳細というのは決まっているんでしょうか。

【峰松新幹線対策課長】開業当日のブルーインパルス飛行の件ですが、まだ飛行ルート、飛行時間等につきましては調整をさせていただいているところです。

当然新幹線をお祝いしてお呼びするということになりますので、長崎市内では駅を中心にしたような飛行にさせていただくように我々も要望したいと思っております。

【北村委員長】ぜひよろしく申し上げます。た

だ、ホームからとなると屋根がありますからね、なかなか見えないという状況もあるのかなと思いますので、そういった工夫もしていただきたいなと思います。

また、大村市においても、民間のレベルでの様々なイベントを自らやりますという方がいらっしやいまして、メディアで新幹線の車体の陸送、海送が話題になりましたけれども、9月13日から26日、大村市民ギャラリーにおいて、新幹線の陸送・海送写真展なるものを企画されている方がいらっしやいます。そういった民間の取組と連動するような開業イベントにしていきたいですし、イベントというと、長濱ねるさんとか、人気のある方を呼んでということというのはセオリーだと思うんですけども、非常に鉄道おたくといいますか、愛好者の方の意見をしっかりと取り入れながら、開業イベントを作り上げていただきますように要望して終わります。

【赤木副委員長】 委員長を交代します。

【北村委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時32分 再開

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 3時32分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月24日

自 午前10時00分
至 午後2時28分
於 委員会室1

県民センター長	和田木詳広 君
秘書課長	大瀬良潤 君
広報課長	椿谷博文 君
人事課長	今富洋祐 君
新行政推進室長	徳永真一 君
職員厚生課長	浦田浩次 君
財政課長	小林純 君
財政課企画監	石田祐子 君
管財課長	山道繁 君
管財課企画監	森祐子 君
税務課長	山口俊也 君
税務課企画監	田端健二 君
債権管理室長（参事監）	田尾康浩 君
スマート県庁推進課長	吉村邦裕 君
スマート県庁推進課企画監	井手潤也 君
総務事務センター長	小林陽子 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	北村 貴寿 君
副委員長(副会長)	赤木 幸仁 君
委員	田中 愛国 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 一三 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	多田 浩之 君
危機管理課長	松田 武文 君
危機管理課企画監	川原 久春 君
消防保安室長（参事監）	宮崎 良一 君
総務部長	大田 圭 君
総務部次長	伊達 良弘 君
総務文書課長（参事監）	鳥谷 寿彦 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【北村委員長】 委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けすることにいたします。

【大田総務部長】 4月1日付の人事異動に伴い、交代があった職員のうち、今回、初めて総務委員会に出席する幹部職員をご紹介します。

【新任幹部職員紹介】

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【北村委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【北村分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【多田危機管理監】 危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会 総務分科会 関係議案説明資料」の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

初めに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、令和4年度当初予算が骨格予算でありますことから、より一層の消防・防災体制の充実・強化を図るため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金678万2,000円の増、歳出予算も同じく678万2,000円の増を計上しております。

追加する事業につきましては、県内消防体制の広域化を図るための経費及び小中高生、大学生を対象に、消防団活動の重要性の啓発を図るためのホームページの改修に要する経費を計上しております。

次に、資料2ページ、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分について、ご説明いた

します。

先の3月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和3年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

歳入予算は合計で5,062万8,000円の減、歳出予算は合計で1億1,072万7,000円の減を計上いたしております。これらは歳入における国庫支出金及び歳出における年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費7,286万6,000円の減及び防災対策費1,020万3,000円の減であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【北村分科会長】 次に、総務部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分、報告第12号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第15号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第19号 知事

専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

初めに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和4年度当初予算は、知事選挙の関係もあり骨格予算でありましたので、今回の補正において新しい長崎県づくりの実現に向けて必要な予算を計上するものであります。

歳入予算は、地方交付税59億8,042万9,000円の増、繰入金73億3,914万6,000円の増、諸収入5,451万1,000円の増、県債223億6,270万円の増。歳出予算といたしましては、企画費1,333万9,000円の増となっております。

この歳出予算は、先進技術を活用し、職員でなくてもできる判断不要な業務の省力化が可能となるシステムを導入する経費の計上によるものでございます。

次に、報告議案について、ご説明いたします。

先の3月定例会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和3年度予算の補正を、令和4年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

報告第4号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分について、これらは年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。歳入予算は3億2,964万3,000円の減、歳出予算は48億8,506万円の増となっております。歳出予算の補正の主な内容は、県債管理基金積立金等の増、県税の過誤納還付金・加算金の減であります。

次に、報告第12号「令和3年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」については、

庁用管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額の確定に伴い、歳入予算、歳出予算ともに2,906万5,000円の減となっております。

この主な内容は、文書集中收受発送費等の減であります。

次に、報告第15号「令和3年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」については、歳入予算は財産収入45万円の増、繰入金427万2,000円の減、歳出予算は公債費382万2,000円の減となっております。

この補正予算は、元利償還金の減によるものでございます。

次に、報告第19号「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてであります。これは長崎県議会議員補欠選挙（壱岐市選挙区）を実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和4年5月27日付で専決処分させていただいたものでございます。

歳入予算は、合計で1,957万1,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】第69号議案の一般会計補正予算ですが、地方交付税が59億円の増になっているけれども、トータルすると幾らになるのか、今年度の地方交付税は、想定される地方交付税の額からするとどのくらいになっているのか、

あとまた追加の補正の要素があるのかどうか。

それから、繰入金ということでちょくちょく出てくるけれども、繰入金の原資はどうなっているのか聞かせてもらいたい。ひとまずよろしいですか。

【小林財政課長】交付税と繰入金についてご質問がございましたので、お答えいたします。

まず、交付税ですけれども、交付税の全体、令和4年度の地方交付税ですけれども、2,246億円となっております。そこにプラスして臨時財政対策債を入れますと100億円プラスされるという形になります。全体の見込みとして予想していたほどもらえているのかというお話ですけれども、基本的には8月までに交付税額が確定します。見込みという段階で今出しております。今の段階で見込んである数字が、この額であるということでございます。

様々な経済的な動き等を踏まえながら、8月までに決定されるので、そここのところがどう動くかは、まだ予想はつかないところですが、しっかりとそこは総務省からも状況等を聞き取りながら精査していきたいと思っております。

繰入金ですけれども、繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金になっております。そのもとはどうなっているのかというお話ですけれども、今、令和3年度末時点の財源調整3基金の残高が、交付税の精算を除いた額で263億円という形になっております。

【田中委員】想定される地方交付税が年間どのくらいになるというのは大体わかるわけだからね、それでうまく配分しながらやっている。ちゃんと骨格予算との関係で残していたという感じになるわけだけれどもね。

財政調整基金は、73億円を外しても263億円

残るんですか。

【小林財政課長】正確に申し上げたいと思いません。

財源調整3基金の推移ですけれども、令和3年度末残高としまして263億円、120億円の精算分を除いた額で263億円でございます。骨格予算を組む時に100億円ほど取り崩しておったというところで、ただ、肉付けが予想されておりましたので、その分留保していたと、一部、基金を取り崩してない部分があったところがございます。

令和4年度当初予算と今回の肉付け予算を合わせまして173億円取り崩しているという状況でございます。

【田中委員】よくできたもので、金がない、金がないと言っているけれども、結構出てくる時があるのでね。隠し資産じゃないけれども、財政は持っているからね、あちこちから集めると。財政調整基金は、そういうことでまだ余裕があるわけですね。

それから、報告第4号で県税が44億円増という、年間執行額が確定したことに伴う予算で、県税が44億円増という要素。これはありがたいことなんだけれども、中身、こういって44億円、プラスになったんですよというのと、県債が57億円減と、これはもうありがたいことなんだけれども、執行額が確定した段階での57億円ということは、どういう方面は使わなくて済んだのか。この2点を聞かせてください。

【山口税務課長】県税の44億7,000万円の内訳でございますけれども、法人事業税で20億953万4,000円、個人県民税で7億1,080万4,000円、地方消費税で7億3,933万4,000円と、大きなところはこういう内訳になっております。

増収の要因ですけれども、法人事業税につき

ましては、主要法人の聞き取り調査などで見込みを立てておりますけれども、3月補正時点の見込みよりも、製造業とか卸・小売業とかが特に好調でございます、その他法人についても全体的に好調というところで上振れしている状況でございます。

個人県民税につきましては、見込み段階よりも徴収率が0.1ポイント、アップしたというところが原因になっております。

地方消費税につきましては、国税から払い込みがあるわけですが、払込額が確定したというところで増というような状況です。

補正後の予算額が1,261億1,200万円ということで、過去最高という状況になっております。

【小林財政課長】県債についてのご質問でございます。

県債について、令和3年度の最終専決で57億円減という形になっておりますけれども、今回、県税の伸び等も踏まえまして、入り、出、両方で多めに調整をしているところでございます。出に関しましては、特に土木債がマイナス29億円という形になっておりますけれども、実際、出のところでは土木部の一般会計においては約13億円の減額補正という形になっておりますので、出についてはしっかりと、一部、実績減等はございますけれども、適切に進捗管理しながらできたものと伺っております。

【田中委員】県税のアップというのはいいことであるし、あなたたちはプロだから、大体想定して予算を組まれるのでね。それに44億円の増と、法人事業税で20億円、個人県民税で7億円、地方消費税で7億円と。徴収率がアップしたからという話もあったけれども、総体的にコロナということで我々は心配するわけ、経済活動がうまくいってなくて税収がダウンするんじゃない

いかという懸念を持ってたんだけど、内容的にはまあまあ、過去最高、1,261億円と頑張ったということだね。これは徴収率アップが、本当はいいことなんだけれども、県民にあんまり、収入がなくて困っている人たちという話も出てくるのでね、そういうことからすると評価したいと思います。

県債の減が、土木がそんなに使わなかったと、29億円もね。もう少し頑張って使うように土木に言わなきゃいかんな。ちゃんと予定された予算は使いきるよという話をね。

終わります。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】1~2点質問します。

まず、今の関係から私も見ていたんですが、地方交付税が約60億円入ってきて6月の補正予算を組んだ。骨格予算だったのを肉付けしたと。それはわかるんだけど、この交付税が入る割に、先ほどからあるように繰入金73億円、それから県債が223億6,000万円と。交付税の割に繰入金と借入というのが、なんか多いような気がするんだけど、これ、通常と比較して、そこら辺どうなんですかね。交付税がもうちょっと多くてもいいような気がするんだけど、政策的にこうならざるを得なかったということになるのかなと思うんだけど、そこら辺いかがですか。

【小林財政課長】肉付け補正に係る歳入部分でのご指摘かと思えます。

まず、交付税を60億円使ったというところですが、こちら、先ほども少しご答弁しましたけれども、年間を見込みながらやっております、今回、肉付け予算になることがわかっておりましたので、骨格予算編成時において60億円ほど留保していたというところがございませぬ。今回、60億円、交付税が上がっているのは、

そういう理由でございます。

交付税をしっかりともらっている割に繰入金
の額が多いんじゃないかというご指摘ですけれ
ども、こちらも骨格予算の時に少しご説明をし
ましたけれども、令和3年度、もともと県税等
相当落ちるだろうという予想で組んでおりまし
た。その分、地方交付税が増額されるという形
で、令和3年度当初予算を組む時には何とか編
成できたというところですが、実際、結果を
見てみますと、先ほども話がありましたと
おり、県税につきましては、過去最高の金額と
なっているということで、思ったよりも落ち込
まなかった部分があるということで、地方交付
税が結果としてもらい過ぎていたということで、
後年度、精算される形で減額されるというこ
ろがございます。それを見込んで120億円、3月
補正の時に積立てを行っておりました。

繰入金173億円ということで昨年度に比べて
増えておりますけれども、そこが40億円、地方
交付税が減る分の対策として積み立てていた分
をしっかりと取り崩して対策を立てながらやった
という形になっております。

ちなみに、県債につきましては、令和3年度
当初予算で1,113億円だったものが、今年度は
724億円という形になっておりますので、県債
については減っているところでございます。

【吉村委員】 大体わかりました。説明の言葉の
端々が表現がどうなんだろうと思うけど、「し
っかり取り崩して」とか、取っていたものをど
うやってこうやってと言うけど、なんかちょっ
と表現が違うような気がするんだけど、取って
いたものをここに持ってきて、それで県税が上
がった分、交付税も減るということなんだけど、
それはここにはまだ出てないんだと思うので、
この後に出るかなと思うけど、そこら辺、

それでいいんですよね。県税がここで44億円増
えてるんだけど、これはこの交付税の減額に
は関係はなかったわけよね。令和4年度で精算
されると。

【小林財政課長】 令和4年度以降の3年間で精
算をされるという形になります。令和4、5、6
年度です。

【吉村委員】 了解です。

それからもう一つ、その下の県庁内のノンコ
ア業務と。ノンコアって何だろうと思うんだけ
ど、コアじゃないということだろうなと思うん
だけど、職員でなくともできる判断不要な業務
って、どういう業務だろうって、機械がするん
だろうかと思うけど、ちょっと説明をしていた
だけですか。

【井手スマート県庁推進課企画監】 ノンコア業
務とはどういうものかとのことではございませ
けれども、例えば、データを単純に打ち込んでい
くですとか、チェック作業ですとか、そういった
単純作業でございまして、そういったものは
ICTを活用したツールにおいて自動化して行
うことができましたり、業務効率化できる部分
がございまして、そういったところでノンコ
ア業務という言葉を使っております。

【吉村委員】 考え方というか、意識の違いとい
うか、私かわからないのかわからないけど、今
の説明を聞くと、データを単純に打ち込むとい
う作業は、単純だから職員でなくともいいとな
るのか、そこら辺、単純だけど、責任はあるん
じゃないだろうかと思うけど。チェックをする、
チェックをするのは大事なんじゃないの、その
チェックがおろそかになっているいろいろな問題が起
きたりしているような気がするんだけど、そこ
ら辺、そういう説明でいいんですかね。もう一
回お願いしたいと思います。

【井手スマート県庁推進課企画監】確かに、データを入力しましたりチェックをするという作業は大事なものであると思っておりますけれども、例えば、今、RPAというものを活用しております。これはパソコン上の作業を自動化して行うことができますので、大量膨大に非常にそういった入力作業ですとかメールの発信ですとか、そういったものを大量に行うことが必要な場合に、それを人間の代わりにパソコン上の作業として機械的に行うということで、これは人為的なミスが防止できますし、本当に機械的に行うということで、職員にとってはミスも減らせますし、業務時間も削減できるということになります。そういったことで業務効率化の効果が期待できると思っております。

【吉村委員】あなたたちの方が詳しいからね、私よりも中身はわかって話をしてるんだろうと思う。

1,333万円の中身について、後で詳しくお知らせをいただければと思います。機械を導入するのか、職員でない一般の人を雇うのかとか、そこら辺がよくわからないので、それと判断不要という考え方が妥当なのか、そこら辺について後でお知らせいただければと思います。

あと一つ、消防ですけど、消防団活動充実強化事業費198万円ですが、この金額が多いわけじゃないんですけども、地域防災や消防団活動についての児童生徒、それから大学生に限定してPR活動を行うとなっているんだけど、3段目に使える教材の提供をやるということみたいなんですけど、予算の中身としては、ホームページ、長崎の消防団を大幅改修するというのが、ほぼほぼこの190万円の中身かなと思うんですけど、一番大事なものは、どうやって周知して教材として使ってもらえるかということになるんだ

ろうけど、そこら辺はどのようにして周知をしていこうとされているのか、お尋ねをしたいと思います。

【宮崎消防保安室長】今年度、ながさきの消防団のホームページを改修いたします。改修した後、いろいろな教材に関するデータ、資料、動画等が見れるような状態にしていくわけですけど、この内容を盛り込んでいくに当たりましては、各市町の消防団担当課、そして教育関係の皆さん、それから児童や生徒等のいろんな活動される皆さんの意見を聞きながら、活用しやすいような形で内容を盛り込んでいきたいと思っておりますので、その際にPRも十分できようかと思っておりますので、つくり上げていく段階からPRに努めていきたいと思っております。

【吉村委員】答弁でわかりましたが、やっぱりこれは使ってもらって、周知をしていくというのが一番大事ですから、これをつくることよりも、そこに注力をして頑張ってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】今の消防団の活動充実強化事業について、私もこの件をちょっとだけ。

今、子どもたち、小中高生、大学生、そういった若い世代に活用していただきやすい教育用資料をつくるという話でありましたが、義務教育の学校で消防団に関する学習の機会とか、そういったものは今あっているんですか。

【宮崎消防保安室長】実質的には市町の方で行っているわけでございまして、正確な数の統計はございませんけど、そうした事例はございません。

【山田委員】市町の教育委員会等で取り組んでいただいているということであるかと思えます

が、学校もカリキュラムがかなりきついつの中ではあるんですが、地域を守っていただく消防団の活動を子どもたちが知るにより自らを守るというか、防災に対する意識も高まると思いますし、どういう取組状況か、県下でちょっと凸凹があるのではないかと、取組に差があると私は思っておりますので、21市町の学校教育においても取り組んでいただけるように、担当部局としてしっかり対応いただきたいことをご要望申し上げます。

もう一点、県有施設等災害復旧費について伺います。県有施設の災害復旧に要する経費の中身についてまず教えてください。

【山道管財課長】県有施設災害復旧費についてのお尋ねでございますが、これは毎年、県有施設が災害が発生した時に対応できるように、あらかじめ予算を積んでいるものでございます。その当初予算で5,123万9,000円積んでおりました。今年度におきまして、8月の豪雨災害が発生しまして、被災しました県有施設は3施設でございますが、その補修や復旧に係る経費として170万円、執行いたしているところです。その執行残を今回減額したというものでございます。

【山田委員】大型の台風が来たりとか、そういうのが続いた時には、もっとそういう費用がかかるかと思うんですが、概ねこの5,000万円ぐらいを毎年計上しているという理解でよろしいですか。

【山道管財課長】そのとおりでございます。

【山田委員】わかりました。ありがとうございます。

【北村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】質疑がないようですので、こ

れをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分、報告第12号、報告第15号及び報告第19号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【北村委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、危機管理監より所管事項の説明を求めます。

【多田危機管理監】危機管理監関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、眉山における小規模崩落への対応について、令和4年度長崎県総合防災訓練の実施について、令和4年度長崎県防災会議の開催について、消防団員の処遇改善に係る対応状況についてでございます。

「総務委員会関係議案説明資料」の1ページをご覧ください。

まず、眉山における小規模崩落への対応についてですが、去る4月18日、島原市の眉山において崩落が発生したことから、同日、長崎県災

害警戒本部を設置し、情報収集や警戒等の対応を実施いたしました。

眉山一帯は、斜面の緑化や治山ダムによる土砂流出対策が行われてきたところですが、今回の崩落は、眉山東側斜面において、幅約20メートル、長さ約30メートルの規模で発生したもので、崩落した土砂は国有林内にとどまっており、下流域への流出はなく、被害も確認されませんでした。

崩落箇所につきましては、4月20日に森林管理署が航空実播工による表面緑化を施工しておりますが、災害時には初動対応が重要であることから、今後も様々な事態に備えて、日頃から関係機関との連携を図り、有事即応体制を維持してまいります。

次に、令和4年度長崎県総合防災訓練の実施についてですが、去る5月29日、松浦市志佐町の工業用水道事業用地において、風水害や地震、津波災害等を想定した総合防災訓練を実施いたしました。

この訓練は、防災体制のさらなる強化を図るとともに、県民の皆様の防災意識の高揚を目指して毎年実施することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で中止を余儀なくされてきました。

本年は、感染対策に留意しながら、人員約700名、航空機7機、艦船等5隻が参加し、大規模訓練として3年ぶりの開催となりました。

具体的な内容として、救出救助現場における関係機関による調整所運営訓練、ドローンによる情報収集訓練、倒壊家屋からの救出訓練など、実際の災害対応を想定した実践的な内容となるように努めたところでございます。

今回の訓練により、防災対策の実効性の確認、関係機関の連携強化や練度の向上、地域住民の

防災意識の高揚が図られたものと考えております。

今後とも、このような総合的な訓練を重ね、防災体制の強化に取り組んでまいります。

次に、資料2ページ、令和4年度長崎県防災会議の開催についてですが、去る6月6日、国、市町や消防機関の代表、指定地方公共機関、学識経験者などから成る委員の方々に、長崎県地域防災計画の修正案についてご審議いただくとともに、災害時の取組について関係機関からご報告をいただきました。

今回の県地域防災計画の主な修正点といたしましては、土砂災害防止計画の変更や原子力災害対策における代替オフサイトセンターの指定変更のほか、防災に関する協定を追記するなどの修正を行っております。

また、本年は、長崎大水害から40年、諫早大水害から65年の節目の年に当たることから、過去の災害の記憶や経験を風化させないための取組について共有し、防災体制の強化について思いを新たにしたところでございます。

県といたしましても、地域の安全・安心確保のため、各関係機関と連携を密に、地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

最後に、資料3ページ、消防団員の処遇改善に係る対応状況についてですが、消防団員減少に歯止めがかからない中、消防庁は、令和3年4月に非常勤消防団員の報酬等の基準を策定し、令和4年4月1日からの出勤報酬の創設や、年額報酬等の標準額との均衡などについて、市町に対して助言を行うとともに、地方財政措置が見直されたところでございます。

これを受け、令和4年4月時点において、基準の標準額以上の額を定めている市町は、年額報酬については21市町、出勤報酬については20市

町と処遇改善が進みました。また、団員個人への直接支給は、年額報酬については13市町、出勤報酬については15市町と見直しが図られたところです。

県といたしましては、引き続き、消防団員の処遇の改善に向けた市町の取組について支援してまいります。

以上をもちまして危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】次に、総務部長より総括説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」及び「追加1」をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第72号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、第76号議案「財産の処分について」、第86号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

初めに、条例議案について、ご説明いたします。

第72号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」。この条例は、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案について、ご説明いたします。

第76号議案「財産の処分について」。

この議案は、未利用県有財産となっている旧稲佐警察署を一般競争入札による売払いにより処分しようとするものであります。

なお、この議案につきましては、後ほど管財課長から補足のご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧ください。

第86号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を行うものであります。

もとの「総務委員会関係議案説明資料」の1ページにお戻りいただければと存じます。

次に、報告議案について、ご説明いたします。

報告第20号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」。

この条例は、令和4年度税制改正等による地方税法の改正に伴い、法人事業税の税率及び課税方式の見直し並びに不動産取得税に係る申告義務の緩和といった令和4年4月1日から施行すべきものについて、本県税条例につき所要の改正をしたものであります。

この議案につきましては、後ほど税務課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

権利の放棄についてであります。1件50万円以下である生活保護法第63条費用返還金1件

及び児童扶養手当過払返納金2件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について、綱紀の保持についてであります。

まず、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであります。令和3年3月に策定した「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」について、令和3年度の取組状況を取りまとめましたのでご報告いたします。

本プランは、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル改革と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を3本柱といたしまして、35の個別項目を掲げており、令和4年4月現在の進捗状況といたしましては、5年間の取組実績で達成状況を判断する項目も多数あることや、計画初年度の実績ということもあり、現時点で目標を達成した項目はございませんが、目標の達成に向けて様々な取組を推進しております。

主な取組の実績といたしましては、県南地区振興局の再編に関して、令和元年12月に公表した『「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性』について、各方面のご意見を伺いながら、改めて振興局の見直しについて検討を重ね、令和3年10月に振興局見直し実施計画として取りまとめ、12月には県南振興局庁舎整備基本計画を策定いたしました。

また、対外的な行政手続のうち、県独自で押印の見直しが可能な手続について、新型コロナナ

ウイルスの感染拡大防止のための緊急対応に加え、根拠規定の改正等を行い、これまでに約1,600種類のうち97%程度の手続で押印がなくても申請等を可能とするなどの見直しを実施いたしました。

さらに、庁内のデジタル改革を推進するため、令和3年度長崎県職員研修基本方針に「デジタル人材の育成」を掲げ、各部局のデジタル改革推進担当者等を対象とした研修を新たに行うなど、職員の能力開発に取り組みました。

このほか、電子決裁の徹底や、会議資料のペーパーレス化の推進、テレワーク対応パソコンへの更新などにも取り組んだところでございます。

今後も、本プランの実現に向けて積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、綱紀の保持についてであります。先般、令和元年12月から令和3年11月の間、延べ453時間、うち勤務時間内351時間にわたって、業務用端末を用いて、業務に関係のない女性のグラビア画像等が掲載されているウェブサイトを閲覧し、画像をダウンロードしていた職員に対して、令和4年4月28日付で減給10分の1・6月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保につきましては、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、まことに遺憾でありまして、県議会を初め、県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが法令の遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、

綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【北村委員長】次に、管財課長より補足説明を求めます。

【山道管財課長】第76号議案「財産（旧稲佐警察署）の処分について」、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております総務委員会説明資料の課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

旧稲佐警察署は、平成12年12月に建築された建物で、鉄筋コンクリート造りの地下1階・地上5階建て、延べ床面積は約2,870平方メートル、敷地面積は約1,400平方メートルとなっております。

また、財産の評価額は、不動産鑑定士2者による評価の結果、土地1億5,200万円、建物1億4,800万円、計3億円で、最低売却価格は、建物売却に係る消費税1,480万円を加算した3億1,480万円となっております。

2ページ目をご覧ください。

当該財産につきましては、庁内各部局及び地元長崎市において、用途を廃止した後も活用意向がなく、公益事業に供するための公募を実施いたしました。相手を決定するに至らず、一般競争入札を実施したものでございます。

入札の結果、落札した株式会社南栄開発への落札価格の4億円で売払いを予定しております。

本案件につきましては、建物の評価額が7,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

の規定に基づく議決事件に該当することから、県議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、土地につきましては、2万平方メートル未満であり議決は要しませんが、土地・建物の一つの契約でございますので、土地も含め、一つの議案としてお諮りしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】次に、税務課長より補足説明を求めます。

【山口税務課長】報告第20号「長崎県税条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

資料は、総務委員会説明資料、横長資料の3ページをご覧ください。

この条例は、令和4年度税制改正等による地方税法の改正に伴い、本県税条例について、令和4年4月1日から施行すべきものに係る所要の改正をしたものでございます。

内容といたしましては、1点目が法人事業税の税率と課税方式の見直しでございます。

まず、大法人に対する所得割の軽減税率の廃止ということでございますけど、法人事業税の所得割には800万円以下の所得に対する軽減税率が設けられております。これは、中小法人を念頭に置いたものでありますけれども、法人事業税の制度設計におきまして、3以上の都道府県に事務所・事業所を有している場合は、軽減税率の適用対象外となっております。しかしながら、2以下の都道府県にしか事務所等を有さない場合は、大法人も軽減税率の対象となってまいりますので、公平性の確保及び申告事務の簡素化の観点から、今回、大法人について軽減税率が廃止されております。

次に、電気・ガス供給量に対する課税方式の

見直しでございます。

今回、ガス製造事業者のうち特定ガス供給業につきまして、収入金額課税に加え、付加価値割と資本割を導入し、その他のガス製造事業者等は、他の一般の事業と同様の課税方式としたものであります。

ちなみに、今回の改正におきましては、本県は、影響する事業者は、今のところ、いないという状況でございます。

また、本年4月1日に事業類型が見直され、創設されました電気の特定卸供給事業を小売電気事業、発電事業と同様に、収入割に所得割や資本割等を組み合わせた課税方式としたものであります。

2点目ですけど、不動産取得税における取得申告義務の緩和でございます。住宅と住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額特例というのがございますけど、登記情報等により特例措置の要件に該当することが認められる場合は、納税者の申告がなくても減額できるとしたものでございます。

このほか、地方税法の条項ずれに対応いたしております。

【北村委員長】 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑を行います。換気のためしばらく休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時 3分 再開

【北村委員長】 委員会を再開します。

質疑はありませんか。

【吉村委員】 76号議案をちょっと、説明をよく聞いてないものだから。

6者入札ということだけど、6者はどこどこ、入札結果を一緒につけてもらえばよかった

んだけど、もらえますか、いかがですか。

【山道管財課長】 入札結果につきましては、内容を精査した上で提供したいと思います。

【吉村委員】 精査てなんね、入札結果だろ、ただの。参加者と結果を載せるだけ。何の精査をするの、そんなこと言ったら、変になるのじゃないの。もう一回答えてください。

【山道管財課長】 失礼いたしました。後ほどご提供したいと思います。

【吉村委員】 さっきから総務部長も、つかかり、つかかり言うし、今日の総務部はちょっと調子が悪いんじゃないの。

なんでそれを言うかということ、落札者が熊本県の業者ね。それと、これを一般競争入札にかけた経過、これがどこも使うとも言わないしと。県庁跡地で、これだけ何年ももめて、ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃ、かなりの費用をかけてやりよるのに、ここはそこまでの広さがないとか云々、位置の関係とか歴史とか、いろいろそれは言い分はあるんだらうけど、えらいすんなりこのように一般競争入札で県の大事な財産を売却してしまうことになったところ、このいきさつについていろんな検討は行われたのかなと思うんですが、そこら辺いかがですか。

【山道管財課長】 このたび、稲佐署が廃止になりまして、警察本部におきまして、庁内他部局での活用検討であるとか、国、地元市町の取得要望調査照会を行いました。その上で希望がなかったものですから、その上で公益事業のための取得要望の公募を行いました。これは6月上旬に行っております。その上で応募はあったんですが、県の条件を満たせなかったという結果がございまして、その後一般競争入札を10月に行ったというものでございます。

【吉村委員】 ここに今言ったことは書いてある

んだけど、県内でそのように活用するという考えが出てこなかったのかなというのがちょっと引っかかるんだけど、せっかく県内というか、長崎市内のいい土地が熊本県の事業者に渡ってしまうというのは、これはいかがなものかなと。やっぱりもう少し時間を置いてでも県内で活用できるような方策を見つけるべきではなかったかなと思いますが、いかがですか。

【山道管財課長】一般競争入札が原則ではあるんですが、その前に公益事業の方に利活用ができないかということは、委員ご指摘のとおり、十分検討すべきものだと思っております。

ですが、結果といたしましては、満たすことができなかつたということでございますので、それはもうルールに従いまして一般競争入札を実施したところでございます。

【吉村委員】さっきの説明で、公益に供するために公募をかけたというのが、6月上旬と言われたから、多分、令和3年の6月上旬に公募に付したということかなと思っております。それで一般競争入札が令和4年3月ですから、半年以上、そこに時間があつたとは思うわけです。建物もあるし、あんまり長く跡地の活用じゃないですから、そう時間を置くということではできないのだろうとは思いますが、やはりここが、熊本県の事業者に渡ってしまったというのが非常に残念だなと感じるわけですよ。公募をかけて、ただ待つだけじゃなくて、働きかけとかそういったことがもっとできなかったものか。例えば、オフィス系の事業所を呼んだりとかいろいろやっているわけね、産業労働部とか振興財団とかで。

そういう意味で、ここが使い勝手がよいのか悪いのかと言われたら、よくわからないけど、そういうことに資する事業というのがなかった

のかなと思うんですけど、もう一度、総務部長どうですか、そこら辺については。

【大田総務部長】県有地の利用でありますけれども、望みとしましては、我々としても県内の方々にということがございました。そういう意味では、広域事業のところですけども、さっきおっしゃっていただいたとおり、6月からこの3月に至るまで時間が空いておりますのは、そういったところで本当に活用ができないかということを十分に探った結果でございます。

結果といたしまして、入札に入った後は、個々の結果に口出しというのは、なかなか難しゅうございますので、できればその前に活用いただけることがなかったか、それは産業労働部も当然庁内での議論もしておりまして、そういう情報提供も行っているところです。

警察署という、ある意味、建物の特殊性、あるいは土地のところもあったのかもしれませんがけれども、結果的にそういった要望がなかったところでございます。

そういう状況を経ての後であれば、やはり県有の財産、できれば処分をしていくという方針を立てながらやってまいりましたので、その中で一般競争入札に移行したという状況でございます。

この結果自体がどうかということころは、望ましいか、望ましくないかといえは、できれば県内という思いはございますけれども、そういった手続の中で、この結果に至つたというものは受け止めているところでございます。

【吉村委員】わかりながらも、これ、県有財産は何とか委員会という検討する委員会がなかったかなと思うんですが、そういうところに諮られたのかなと思うんですが、その手続はどうですか。

【山道管財課長】各主管課をメンバーとしまして、総務部長を筆頭に本部会議がございます。その中で十分議論をした上での結果でございます。

【吉村委員】わかりました。いろんな手順を踏んだ後ということであれば納得せざるを得ないですが、最後の2行ね、「なお、土地については、2万㎡以内であり議決は要しないが、土地・建物一つの契約であるため、土地も含め議案としている」と、こんな至らないこと書かなくていいと思うけどね。2万平米以下なら私も知らないまま、右から左に動いてしまうということだろ、県の財産が。そういうことはなるべく、こういうことを考えないで、大事な土地なんだから、1万平米なら、それなら知らないところで右から左と言ってもらっても困るわけよ。

だから、そこら辺は今後もこういう財産の動きということについては、逐一議会にも連携を取ってもらうように要望しておきます。

以上です。

【北村委員長】ほかに質疑はありませんか。

【山田委員】第86号議案について伺います。

今回の改正により、育児休業の取得回数制限の緩和、会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和等、職員さんが子育てと仕事を両立していくということで、また一つ環境が整備されたと思っております。

まずは、現在、どの程度この育児休業等を利用されている方が、男性と女性といらっしゃるのかを教えてください。

【今富人事課長】まず、正規職員についてですけれども、男性が令和3年度で25名、女性が39名が取得しております。

また、非常勤の方、いわゆる会計年度任用職員についてですけれども、育休の取得でいきま

すと、令和3年度が5名の取得となっております。

また、会計年度任用職員の方で産後パパ育休を取られた方はまだ実績がないという状況でございます。

【山田委員】正規の職員の方で男性が25名、女性が39名、あとの5名は誰の分ですかね、よく聞き取れなくてごめんなさい。

【今富人事課長】5名というのは、会計年度任用職員の方が5名取られております。5名取られた方がいたという実績で、取得可能な方が全て取ったかどうかというのは、ちょっとわからないという状況です。特に男性の方というのが、取られている方もいらっしゃいませんので、ちょっとわからない状況です。

【山田委員】会計年度任用職員の方で5名取られているけど、男女の比率はよくわからないという理解でいいですか。

【今富人事課長】会計年度任用の方の性別でいきますと、女性の方が取られております。

【山田委員】今回、時期を分けて取ったりできるようになったことで、より両立支援というか、子育てをしながら仕事ができるようになると思いますが、これで増える見込みとか、そういった予想は立ってますか。計画を立てますよね、職場で。本人の出産、パートナーの方の出産の前に、職場の方、上司がいろんな計画を立てられると思いますけど、毎年、人事課としてはある程度の情報を把握されていて、例年、このぐらいの人数という感じですか、どんな状況にありますか。

【今富人事課長】現時点でこの改正によってどれくらい増えるかであるとか、どういう計画を立てているかという、そういった具体的なものはないので実情でございます。

大元の計画で申し上げますと、育休の状況は、

女性の方は正規職員では100%取っておられます。男性の方が、昨年度の状況でいきますと25%が取得したという状況でございます。特定事業主行動計画で、この男性の取得について令和7年度までで、これは国の目標と同じにするんですけれども、30%を目標としては掲げております。ただ、より多く、さらに目標値を上回るようにしたいと考えて、各所属とも連携しながらやっていきたいと考えております。

【山田委員】男性が25%、ひととき前より随分増えたなという感覚はあるんですけれども、理想としては、国が30%という目標設定のようではありますが、5割とか100%、男性の方にもしっかり参画をいただきたい、子育てに参画して仕事と一緒に取り組んでいただきたいということを強くご要望申し上げます、終わります。

【北村委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第72号議案、第86号議案のうち関係部分、第76号議案及び報告第20号については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について、説明を求めます。

【松田危機管理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理監関係の本年3月から5月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、令和4年度長崎県防災行政無線施設保守業務、令和4年度長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託、統合原子力防災ネットワーク機器保守業務委託、統合原子力防災ネットワーク機器賃貸借の4件であり、契約内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

また、入札結果一覧表を2ページ及び3ページに添付しております。

次に、資料の4ページから16ページになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、今年3月から5月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、松浦市からの要望が1件、佐世保市からの要望が5件ございまして、具体的な要望項目及び県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、「令和5年度政府施策に関する提案・要望について」と記載しております1枚ものの資料になりますけれども、去る6月上旬に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望について、危機管理監関係の要望結果につきまして、ご説明いたします。

危機管理監関係におきましては、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、原子力

災害対策についての重点項目2項目及び雲仙砂防管理センター及び九州大学地震火山観測研究センターの充実強化についての一般項目1項目について、要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が防衛省、外務省、内閣府、原子力規制庁、文部科学省の5府省庁であり、岸防衛大臣ほか計46名に対しまして要望書の配付を実施いたしました。

また、これに加え7月下旬に上京しての要望活動も予定しております。現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、国への働きかけ等に取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鳥谷総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。

令和4年3月から5月までの実績は、計6件で、各契約の内容は、資料に記載のとおりであります。

また、2ページに入札結果一覧表を添付いたしております。

3ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、令和4年3月から5月までの実績は、長崎県行政不服審査会が2件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県個人情報保護審査会が1件、長崎県情報公開審査会が1件の計5件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、4ページから8ページにお示しをしております。

続きまして、去る6月上旬に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

「令和5年度政府施策要望に関する提案・要望について」をご覧ください。

総務部関係におきましては、「地方創生、人口減少対策に必要な財源措置の充実について」、「Society5.0実現に向けたデジタル関連施策の充実・強化について」の2項目の重点項目について要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が総務省であり、金子総務大臣ほか14名に対し、要望書の配付を実施いたしました。また、これに加え7月下旬に上京しての要望活動も予定しております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、取組を行ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【北村委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、16番、17番、18番、19番、25番となります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】1,000万円以上の契約状況についてですが、1点だけ。2番の長崎県関係人口情報発信業務委託3,998万5,000円についてお尋ねいたします。

事業の目的、具体的な業務の内容、そして得たい成果についてお尋ねをいたします。

【椿谷広報課長】長崎県関係人口情報発信業務委託につきまして、いわゆる「長崎の変」プロジェクトとして取り組んでいるものでございます。

この「長崎の変」プロジェクトの目的につきましては、長崎県に興味や関心を持っていただくきっかけとなる情報を発信しまして、本県の認知度向上とイメージアップを図ることで、関係人口の創出拡大につなげるということを考えております。

委託の目的につきましては、「長崎の変」プロジェクトとして実施するプロモーション事業、それから情報発信事業の実施、そして、これらの事業の企画立案に関わっていただくクリエイティブプロデューサーとして本県出身の福山雅治さんにご就任をいただくためでございます。

また、具体的な業務内容でございますけれども、この「長崎の変」プロジェクトは、令和2年度にスタートいたしまして、これまで本県出身の著名人が猫の声で出演するPR動画の制作と公開、猫のキャラクターを活用した企画を実施してまいりまして、また、SNSを中心とした情報発信も行っております。

こういった経過を踏まえまして、令和4年度

の事業内容としましては、猫キャラデザインを活用したプロモーション活動、そして動画による情報発信、加えてSNSやデジタル広告を活用した情報発信なども行うこととしております。

このプロジェクトにおきまして、目的とする成果につきましては、当プロジェクトで発信した情報にたくさんの方に接していただきまして、長崎県との関わりを持つことを望む人々、いわゆる将来的には関係人口となるような人々、こういったことを考えていただけるような方々を増やすこととして考えております。

【川崎委員】既に展開しておられますけど、こういった効果といいますか、関係人口がどう拡大をしているのか、その成果についてお尋ねいたします。

【椿谷広報課長】成果をはかる目安の一つとしましては、ユーチューブで発信する動画の再生回数とか猫キャラデザインの利用状況、それからSNSのエンゲージメント数などがございまして、特にSNSのエンゲージメント数については大事な指標と考えております。

昨年度の実績を申しますと、ツイッターでフォロワー数が3,293、インスタグラムで4,684、SNS合計でフォロワー数が7,977と。これは令和2年度の2,811から約283.8%の増加といった形で捉えているところでございます。

【川崎委員】福山雅治さんをはじめ、本県の著名な方に大変ご尽力いただいているところでありまして。今おっしゃられたように、伸びは非常に大きいものの、そこは想定をしているところまでいっているんですか。なんかもっといきそうな感じですが、いかがでしょうか。

【椿谷広報課長】令和2年度からスタートしまして、令和3年度、令和4年度という中で、数字の想定というのはなかなか難しい面がございま

す。そのため数字だけではなくて、実際にキャラ開放で商業施設であったり団体の方がキャラクターデザインを使っていたいただいていますので、そこへのアンケートも実施いたしております。その内容としましては、概ね好評をいただくという中で、数字の比較はなかなか難しいんですけども、実施している内容については、好評いただいているものと感じ取っているところでございます。

【川崎委員】 SNSの発信動画の、数字的にどういった成果が上がっているかというのは難しいということとはよくわかっているんですが、関係人口を増やして本県にプラスになるようにということからすると、そこは徹底して追っかけていってほしいんですね。もう少しこの投資が、この事業が本県にプラスになるというところをどう定めていくかというところは、やって、これだけ見ていただいたからいいですよというところで終わらせるんじゃないくて、これだけ県費を使うわけですから、そこはもう少し検証をぜひお願いしたいなと思います。よろしく願います。

これが随契になっているのは、継続しているからという理解でよろしいんでしょうか。

【椿谷広報課長】 継続しているというところもでございますけれども、本事業につきましては、平成29年度から令和元年度まで、本県離島の魅力を情報発信しました「長崎ブルーアイランズプロジェクト」の後継事業となるものでございまして、発信する情報を長崎ブルーアイランズプロジェクトの時の離島の魅力から、今回は県全体の魅力に拡大して令和2年度から実施しているものでございます。

事業の特徴としましては、先ほど委員にも触れていただきましたけれども、本県出身の福山

さんを、事業内容の企画立案に実際に関わっていただくクリエイティブプロデューサーに位置づけるということで、先ほど申しました長崎ブルーアイランズプロジェクト、この時、電通九州から企画を提案されたものを継続しているといったこともございますので、引き続き、福山さんをクリエイティブプロデューサーとして起用するといったところで契約の相手方を電通九州とする必要があったものでございます。

【川崎委員】 いい提案をいただいているから、こういったことなんだろうと思いますが、もともとこういったアイデアもあるんですよというところも促して、競争性も持たせて、より一層、本県のPRの向上といいますが、効果的なアイデアをいただくということについても検討していいのではないかなと思いますが、見解をいただきたいと思います。

【椿谷広報課長】 福山さんにつきましては、クリエイティブプロデューサーということで企画立案の段階からご意見をいただくということもしておりますし、ご自身の情報発信についても積極的に関わっていただいているということもございますので、今後、委員のご意見も踏まえて事業効果につきましても十分検証ができるようなことも考えつつ、クリエイティブプロデューサーの福山さんと連絡を密にしながら、より一層の事業効果を図っていきたいと考えております。

【川崎委員】 わかりました。

【北村委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田委員】 政策等決定過程の透明性の資料の1ページ、危機管理監の3番の統合原子力防災ネットワーク機器保守業務委託、4番の統合原子力防災ネットワーク機器賃貸借の分の、まず、どんな機械なのか中身を教えてください。

【松田危機管理課長】統合原子力防災ネットワークにつきましては、原子力災害予防や原子力災害発生時に、国、それから佐賀県唐津市にありますオフサイトセンター、それと関係自治体の連携強化のために、電話、ファクス、テレビ会議通信及びデータの通信を可能とする全国規模のネットワークになっております。

さらに、このネットワークにつきましては、国とオフサイトセンターの広域系ネットワーク、それからオフサイトセンターと地元関係自治体をつなぐ地域版の地域系ネットワークで構成されております。

【山田委員】それで万が一災害が起きた時には、いち早く情報が共有できる仕組みになっているという理解でよろしいですね。

【松田危機管理課長】万一、災害が発生した場合につきましては、国からオフサイトセンターを通じて情報が各自治体、関係自治体に連絡が入るといった流れになっております。

【山田委員】わかりました。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】危機管理監関係の政策等決定のこの資料ですけれども、6ページから佐世保市からの重点要望に対する県の対応ということで、久しぶりに今回は県の対応を細かにいろいろと書いてくれているような感じがします。ようやく県も本気になって佐世保の基地対策に協力しようかというような姿勢が見えてきたのかなど。吉村委員もよく頑張って基地問題を取り上げてくれるので、今年1年頑張ってみたいと思います。

その中で数点お聞きしますが、佐世保港におけるすみ分けの推進について、6ページの一番最後の方で、令和3～4年度予算1億7,600万円で工事用道路の基本設計ということ参考として

書いてある。その前にも政府施策要望に県も佐世保といつも同行していると、危機管理監がね。佐世保市といつも同行して政府要望を行っていると書いてあるので、本当かなと思いつつ、よくやってくれているなと思っています。

一つは、工事用道路、針尾バイパスとの接点がどうなっているのかというのが一番関心なんだよ。針尾バイパスと直接結ばれているのかどうか。基本設計段階で、ある程度、市と県の合意がなければ設計にも入れないだろうから、針尾バイパスとの接点がちゃんとつくられているのかどうか、針尾バイパスに直接乗入れができるような形になっているのかどうか、この1点。

それから、もう一つは14ページで、新たに佐世保市からの要望が出てきたことについて、私は一般質問でもやったけれども、これも政府施策要望に県からも危機管理監が佐世保市と同行して一体となってやっているということなので、やってくれるものと思うけれども、これは本当にやれば県の施策としても久しぶりに大きな事業が実現できると思っているので、岩国市を例に挙げての米軍との交流施設、この2点を聞かせてください。

【川原危機管理課企画監】まず、1点目の針尾における工事用道路のバイパスとの結節点の件ですけれども、佐世保市の要望書に図面がついておりますけれども、九州防衛局としては、佐世保市の案を基に、今、設計を進めていると伺っております。佐世保市の要望書について図面で見ますと、バイパスとの接続はされていると考えております。

2点目の米軍との交流施設につきましては、これは今年度から初めて出された要望でございます。佐世保市においては8月に上京して要望されると伺っております。危機管理監が同行

させていただくということで調整させていただいておりますので、その際にも要望してまいりたいと考えております。

【田中委員】一つは、針尾バイパスに直接接しているかどうかということについて関心があるのは、図面だけ見るとぐっと下り坂のところになっています。下り坂のところでは出入りができるかなと。図面を見ると、針尾バイパスの地形を見るとわかるんだけど、ぐうっと入り込んで上るような形になっている。そこで接点がない、絵が描いてある。そこで本当にやれるのかなという疑問を持っているんだけど、県はそこら辺は図面を見ただけという感覚なのかな。

【川原危機管理課企画監】確かに、図面上はそうのように見えるところがございますけれども、今後、九州防衛局にも政府施策要望に行って直接伺いたいと思います。その状況についてどのようになるかということについて確認したいと思っております。

【田中委員】現場は私が一番詳しいんだけど、ちょっと手前に左折した道路が、団地計画の中に大きな道路が入っています。それを使えば楽なんだけど、それは使わないという話になっている。しかし、その道路は、いつも国土交通省なんかの話をするんだけど、針尾バイパスに信号機を設置させないという話もある、針尾バイパスには横からの、これはもう信号機はつけませんよと。そういうところでやれるのかなという具体的な疑問を持っているものだから、そこら辺は頭に入れて、これ、重要なところなんです。どこが入口になるかというのはね、工事用道路ですからね。ものすごい工事車両が入り込むわけだから、そこら辺は考えてやっていただきたいと思います。

それから、米軍関係との交流施設については、

やるということだから、それは理解しておきたいと思います。

今まで述べたのは米軍関係なんだけど、自衛隊基地との関係でいうと、佐世保市から今度、防衛計画の大綱の新たな方針の中で、護衛艦掃海艇部隊の配備を要望していると。これは県も理解して動いてもらっているのかな。感触等があれば聞かせてください。

【川原危機管理課企画監】この要望につきましても、今回初めて佐世保市から要望がなされている状況でございます。今般、防衛省にお送りしました県の政府施策要望には記載が間に合いませんでしたけれども、直接対面して要望することがございましたら、この件についても要望してまいりたいと考えております。

【田中委員】自衛隊関係の基地ということ而言うと、崎辺の活用が今大きく有効に進んでいるわけですけれども、その前畑崎辺道路の整備は順調に進んでいると聞いています。ただ、これは国が認めてやるまでに30年近くかかった。昭和60年なんだよ。海自の弾薬庫の移転、これは針尾島なんだけどね。前畑の米軍弾薬庫の奥の方、大崎というところに海上自衛隊の弾薬庫が移転した、金山から。その時の要望でやったのが、昭和60年に私もやったから記憶があるんだけど、その見返りの一つとして前畑崎辺道路が採択された。それが平成28年だからね。30年ぐらいの期間があって、ようやく進んだという歴史もある。

しかし、これは8条予算かなんかでやっている、市の負担がある。前畑は仕方ないけれども、針尾島弾薬庫の場合は3条予算で必ずやれるように。3条予算というのは国の100%の予算なのよ、国100%の関係でやるのが3条予算。ここは3条でやるべきだと私は言ったけれども、8条に

なって地元負担が3割近くあるのかな、57億の事業だけれどもね。ぜひ頭に入れて頑張ってもらいたいと要望しておきたい。

終わります。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】次に、政府施策に関する提案・要望について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問を行います。午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時28分 再開

【北村委員長】委員会を再開します。

質問はありませんか。

【川崎委員】福祉事務の人事体制についてお尋ねします。

前回の定例会で生活保護者の方に向き合うケースワーカーさん、人生経験が豊かでしっかりとアドバイス、サポートができる、そのような形で応じていただきたいと。そのためにも充実した体制で臨んでいただきたいと、その旨お願いレベルではさせていただきましたけれども、今年度の体制としましては、そこがどう変わったのか、お尋ねをいたします。

【今富人事課長】4月1日付の人事異動におきます福祉事務所の配置につきましては、一定の行政経験を積んだ職員でありますとか、若手の職員であっても社会福祉主事の任用資格を満たす職員を配置するなど意を用いたところでござ

います。

今後とも、福祉事務所をはじめ、県民の皆様にご指摘のような職場につきましては、議員ご指摘のような点も十分に配慮しながら配置を検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】そうしますと、指摘を受けて、今年度は少し見直しをして充実を図っていただいたという認識でよろしいでしょうか。本当、ぎりぎりのところで頑張っておられる方に対応していただく職員の方ということになりますので、かなり難しい案件、相談というのがいっぱい飛び込んでくると思うんですね。そんな時に、やはり人生経験豊かで的確にアドバイスができる方が望ましいんだらうと思ってます。県民の側に寄り添った形で体制を組んで推進をしていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

まず、ふるさと長崎応援寄附金でございますが、長崎応援プロジェクトといたしまして、11のプロジェクトが設定をされています。これは寄附金を、使い道を選んで寄附をしていただく、こういったプロジェクトであります。この11のプロジェクトは、こういった経緯で設定されているのか、お尋ねいたします。

【田端税務課企画監】ふるさと納税につきましては、令和2年度から県庁全体で寄附金を募集する仕組みとして、ふるさと長崎応援寄附金基金を設置して取り組んでいるところでございます。

プロジェクトの選定につきましては、各部局から対象事業を提案いただき、税収が見込めるもの、賛同・共感を得られるもの、長崎県の課題へ対応したもの、長崎県の特性を生かしたものなどの観点で設定を行っております。

【川崎委員】今のような観点でプロジェクトを設定をしました。そこで、どうぞこちらをご理解いただいてご協力いただきたいということがあります。要は、寄附ですから幾らになるかということは、当然、わからない状況の中でスタートされると思うんです。

じゃ、こういったことを具体的にやりたいんだということがあっても、なかなかそこまで達しないということも多分にあるんだろうと思いますが、そういった不確定な中でスタートしていくわけですけど、じゃ、このプロジェクト、どのような流れで、今後、いただいたご寄附を、県費も中に入れながらやっていくんでしょうけど、どうこのプロジェクトを具体的に推進をしていくのか。どこか一つ事例を挙げてでも結構ですけど、わかりやすく説明いただきたいと思います。

【田端税務課企画監】いただいた寄附金の各事業への配分ですけど、まず、一旦いただいた分を基金に積み立てた後、返礼品や事務に要した経費を差し引いた上で、各年度の当初予算要求に合わせて対象事業に充当しております。

【川崎委員】そうしますと、今の話だと、基金に積むということは、11プロジェクトがあって、一旦全部同じ箱、基金の中に入って、そして各部各課が組み立てる事業に、そこに寄附から充当すると。

ということは、寄附者にしてみれば、例えば1番目に離島・僻地等の地域医療を支える医師・看護師等の医療従事者確保プロジェクトに賛同して寄附をしたけれども、そこに当たっているかどうかというのは、もうお金に色はついてないからわからないという状況なんですか。

【小林財政課長】一旦基金に積み立てた後に、実際に寄附をもらった翌年度の事業の方に充当

していくという形をとります。当然、その寄附者の意向に沿ったところにしっかりと充当しているという状況でございます。

【川崎委員】極端な話をすると、例えば全く寄附が得られなかったというプロジェクトについては、当然のことながら、この基金から充当することはないという理解でよろしいですか。

【小林財政課長】そのとおりでございます。認識のとおりでございます。

【川崎委員】わかりました。そうしましたら、効果的なプロジェクトを設定していただいて、毎年、恐らく見直しがあるんだろうと思っています。去年は10項目、入れ替えもあって、今、11項目ということになっているんだろうと思いますが、ぜひそこは、長く期間もかかるプロジェクトもあるんでしょうし、そこはしっかりと見極めていただきながら推進をしていただきたいと思います。

寄附をいただく方の思いを無にしない形で、ぜひ推進をよろしくお願いいたします。

次に、返礼品のことでお尋ねをいたします。

返礼品の一部のことなんですが、まずお尋ねいたしますが、昨年、2021年の本県の真珠の生産量が日本一を奪還したということをお聞きまして、大変おめでたいことだなと思っています。大切な県産品なので、当然、ふるさと納税の返礼品にラインナップをしていると思っておりましたら、総務省では、真珠は高額な宝飾品で資産性が高いとし、返礼品として認められないとの見解で、一時リストから外されたという時期がありました。これは大変ゆゆしきことで、長崎伝統の水産加工品であり、地域の生産を守るとの観点から、生産者団体が地場産品として返礼品メニューに加えるよう、総務省に対して要望活動を行われました。

総務省からは、その活動に基づいて、地域の実情で判断して構わないと、こう見解を示されたことで、2019年、もう3年前なんですね。9月議会で、私も県のふるさと納税の返礼品に加えていただくよう要望して、県も応じていただいた。その旨も、また市町にも通達をいただいたところであり、本当、感謝を申し上げたいと思います。

今回、真珠は日本一を奪還したということもあって、ぜひ返礼品として多くの皆様にこの長崎の県産品、すばらしいものをどんどんご利用いただきたいなと思っているところではありますが、この復活した後、この真珠が返礼品としてどのような形で今ご利用いただいているのか、お尋ねをいたします。

【田端税務課企画監】真珠製品につきましては、令和元年度から返礼品としておりますけれども、令和元年度は9件の94万8,000円、令和2年度は20件の280万4,000円、令和3年度は43件の491万1,000円となっております。

【川崎委員】つまり、復活した直後は件数も少なかったし、額も少なかったんですが、徐々に上がっている状況ですよね。ということは、返礼品として希望する方が多いということもわかっておりますし、ぜひ、この日本一を奪還したということも少しPRして、生産者の皆様とか、加工の皆様、販売の皆様とも連携を取りながら、さらに栄えていくような形で取り組んでいただきたいと思えます。

ちょっと逆ですけど、1位は愛媛だったんですね。愛媛の方のニュースを見たら、愛媛の方が愕然としたと、1位を譲ってしまって愕然としたと。むしろそっちの方が話題で、長崎が1番だったというのは、ほとんどの方がよく知らないということで、向こうは日本一の生産で、

ばあっとPRしてやっておられるので、長崎は逆に、もっとそういったところをPRすべきじゃないのかなと思いますので、ぜひお取り組みをお願いしたいと思います。

次に、返礼品で新たな地場産品が誕生した時のことですけれども、いろんな事業者様が地場産品を何とか活用ということで開発しておられると思うんです。そういった時に必ず販路ということについてはテーマでありまして、ご努力されているのは事実であります。一方、こういった返礼品に加えることによって、まさに販路の拡大ということにつながっていくんだろうと思いますが、そこが開発事業者さん、販売事業者さんに、ふるさと納税で地場産品を返礼品として充ててますよというようなことをしっかりと道筋をつけてアピールされているのかどうか、お尋ねをいたします。

【田端税務課企画監】返礼品につきましては、寄附額の3割以下や地場産品であることなど、総務省で定められた基準がございますので、その基準を踏まえて長崎県らしい商品、長崎のPRにつながる商品を選定しておりますが、県内市町の返礼品との重複を避けるため、「長崎四季畑」や「長崎俵物」、旅行クーポンなど、県が推奨、認定、商品の開発に関わったものを中心に採用しております。

また、新たな商品の採用につきましては、特定地域に偏らない形で県下全域から調達でき、商品の規格や通信販売等のノウハウを有する長崎県物産振興協会、長崎港水産加工団地協働組合、長崎県漁業協同組合連合会、長崎県農協直販の4つのパートナー事業所、あとふるさと納税サイトの委託管理事業者と連携して対応してまいります。

【川崎委員】今、連携ということで事例を幾つ

か上げられて、連携を取られているということ
はよくわかりますけれども、つくっておられる
方はつくることに一生懸命、次にどう売ろうか
という時に、このふるさと納税にもということ
まで恐らく考えが及ばないというか、情報がな
いというか、そんなところが結構見受けられる
んです。それはもう企業努力として自分たちで
やるべきだと言われれば、それまでなんでしょ
うけれども、もう少し地場産品として誕生した
時に、こういった返礼品の中に加えられないか
というところも情報として行き渡るような、も
う少し情報の交換の活性化といえますか、そう
いったことをもうひと工夫お願いしたいと思
うんですが、いかがでしょうか。

【田端税務課企画監】先ほど申し上げましたと
おり、返礼品については、各市町の方でもふる
さと納税業務を行っておりますので、そことな
るべく重複しないような形を取るために、先ほ
ど申し上げた4つのパートナー事業所を通じて
返礼品の調達を行っているところです。

その4つのパートナー事業所でも、その会員
さんたちの情報をお持ちですので、そちらで開
発されたものがあれば県としても調達できるも
のについては前向きに検討していきたいと思っ
ております。

【川崎委員】わかりました。パートナーさんと
生産者さんといえますか、開発事業者さんがし
っかりと連携を取るということがまず第一義で
あるということですね。わかりました。そこは
そこで力を入れていただくということにしまし
ょう。

最後に、逆に返礼品としてなかなか人気のな
いのもひょっとしてあるんだろうと思います、
残念ながら。そういった時はどういった対応を
されているのか、お尋ねいたします。

【田端税務課企画監】基本的には、ふるさと納
税サイトにおいて継続して掲載しておるところ
ですが、人気がないということだけで削除する
ことはありません。また、委託先の管理事業者、
あとパートナー事業所さんの間で情報交換を行
っておりますので、必要に応じて返礼品の見直
しがなされているものと考えております。

【川崎委員】わかりました。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】消防団の協力事業者への制度につ
いて伺いたいと思います。

ホームページを見ると、以前から企業に対
するインセンティブの件は話題になっていたか
と思いましたが、その件でホームページを見ると、
事業所との連携の中で、事業所のインセンティ
ブ向上対策検討会議というところで、事業所が
消防団活動に協力しようとするインセンティブ
向上対策を学識経験者を招いて意見交換、対策
構築や取組の方向性を樹立とありますが、その
樹立というのは、消防団協力事業所表示制度や
消防団協力事業所表示マーク、こういったもの
なのか、中身を教えてください。

【宮崎消防保安室長】消防団協力事業所と申し
ますのは、消防団員が企業に従業員として1名
ないしは2名勤めているところについて、市町
が協力事業所として認定し、その協力事業所の
名前などを公表し、また、表彰などをする制度
でございます。

ただ、それだけでは企業が消防団活動に協力
しようというインセンティブがなかなか高まら
ないということで、現在、表彰とか公表以外に、
例えば、県、それから一部の市町で建設工事
における優遇措置を講じたりしているところで
ございます。

こうしたメリットを有する制度をもう少しほ

かの業者、建設業界以外にも広げられないかということで、いろいろ要望がございました。なかなか難しい課題でございますが、いろんな知恵を絞って対策を講じていこうということで、いろんな学識経験者の方を交えて、そのメリット構築の対策をつくっていこうというところでございます。

【山田委員】様々やっていたかと思えます。ただ、税制の優遇とか、求めているものが何なのか。他県で税制の優遇をしているところがあるかどうか、ちょっと勉強してありませんが、今言われたように建設業だけが入札の加点制度があるとか、そういうことだけではなかなか厳しいと思っております。民間の方で消防団協力のお店とか、そういったものも増えてきていると思えますけれども、根本的に仕事から従業員を出すことができる企業さん、社会貢献していることで表彰されても、なかなか難しい現状があると思えますので、しっかり対応いただきたいと思えます。

実際のところ、火事や災害が起きた時に、実際、消防団の分団とかに命令が入るんですけど、その際に日中の勤務でどれくらいの人稼働しているとか、そういった把握とかはしているんですか。

【宮崎消防保安室長】統計的なものは把握しておりません。

【山田委員】皆さん、崇高な使命を持ってやられているから、できるだけ行こうと思われるけど、仕事上出れない方もいらっしゃるというお話も聞くので、今の現状というものがどうなのか。例えば、15人、20人いるところが10人しか出れないとか、そういったことが起きていて火災が広がったりとか、災害が広がったりとか、そういったことがあるかもしれないので、そこ

は現実、日中どれくらいの消防団の人たちが仕事をしている中で参加できているかということもしっかり把握いただきたいということをご要望申し上げます。

次に、原子力船の災害対策について伺いたいと思っております。

まず、応急対応範囲について伺いたいと思えます。

【松田危機管理課長】原子力艦の原子力災害の範囲についてですけれども、半径500メートルということになっております。

【山田委員】コンクリート屋内退避をしないとイケないのが半径500メートルで、普通の艦船の場合は0.5キロメートルから1.2キロメートルに囲まれる範囲で屋内退避の範囲というように2段で示されていると思っております。

実際、今、佐世保には原子力艦船が入ってきております。近年は入港が少ないようですが、その中で半径500メートル圏内の中に260人、住民が暮らしております。これは全国のほかの寄港地、横須賀と沖縄のところでも、こんな500メートルみたいなところに人が住んでいるところはないと思っております。

それで、昨日、佐世保市との要望の際にも260人の属性をお尋ねしましたが、全然、男女の把握もなかったようでありまして、その中の要支援者の把握もなかったようであります。

県としては、こういった応急対応範囲の中の住人の把握とか、佐世保市とどういった連携をやっているのか、県の役割としてどのような立場なのかをまず教えていただきたいと思えます。

【松田危機管理課長】避難の緊急退避が500メートル、屋内退避が1.2キロということになっております。500メートル圏内の住民260名の内訳については、県の方でも把握をしておりません。

改めて佐世保市に確認しましたが、佐世保市で要配慮者の人数は把握しているものの、具体的な年齢層、そういったものは把握してないということでした。

【山田委員】住所がある住民の方は260人ですが、佐世保にある米軍基地には1,600人を超える従業員が働いております。それを考えたら、もっと昼間の災害対応人数というものは増えてくると思います。当然、米軍の中でいろいろ対策や訓練とかされていると思うんですけども、このあたりを佐世保市さんと県も入っていただいて、日中の避難対象者の数等もしっかり把握をいただきたいということをご要望申し上げますが、この件に関しての見解を求めます。

【松田危機管理課長】佐世保市の方で原子力艦の原子力災害を想定した訓練というのは、毎年実施されております。そうした中で地元の住民の方にも参加していただくと伺っております。そうしたところに県としても参加させていただいておりますし、佐世保市としては、米軍の方にも参加を要請しているところですけども、なかなか参加していただけないということですので、そうしたところにつきまして、国を通じて要望をしていきたいと思っております。

【山田委員】横須賀だけが母港であるという整理なのか、参加いただいているようでもあるし、今回の訓練では横須賀では原子力船で放射線の漏れがないという想定でやったようであります。佐世保は船から放射線が出ていると、放射線の線量が確認できるという設定でやっていて、この設定が悪いのかもしれないんですが、でも、実効性があるのは、当然、漏れている、モニタリングポストに影響が出たということでやるべきだと思いますが、入っていただきやすい方法、

もちろん米軍の参加は県もしっかり要望していただいているんですけども、実効性のある訓練ができるように、県としてもしっかり関係先と取組をしていただきたいとご要望を申し上げます。

併せて、玄海原子力発電所の、もし災害が起きた際の30キロ圏内に、以前の数字で大変恐縮ですけど、6万2,500人の県民が住んでいたと思いますが、今、人口も減ったと思いますが、どれくらいの数になっているかを教えてください。

【北村委員長】 暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

【北村委員長】 委員会を再開します。

【松田危機管理課長】 今、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、合計で5万4,761名です。

【山田委員】 5万4,761人の県民の方が30キロ圏内で暮らされているということでありまして。安定ヨウ素剤をお配りいただいているのは、鷹島の方々、松浦市の方々、私が勉強不足で、安定ヨウ素剤を事前配付している市町名を教えてください。

【松田危機管理課長】 安定ヨウ素剤の事前配布につきまして、原則としてPAZ圏内になっておりまして、県内でPAZに入っている地域はございません。ただし、松浦市の鷹島と黒島は、避難の時に玄海原子力発電所の方に近づくということで、PAZに準じた取扱いで、そちらの住民の方は事前配布の対象となっております。令和4年3月末現在で825名に事前配布をしている状況でございます。

【山田委員】 先ほどの原子力艦船と原子力発電所に関係する、万が一の時に係る住民の方々のさらなる安全対策というものを関係市町と連携

いただいた中でやっていただきたいと思います。
終わります。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】重ねてになるんですけど、あと1回、さっき田中委員が言われたので、やめておこうかなと思ったんですが、山田委員も言われたので、私だけ言わなかったら、佐世保市から怒られるかもしれない。

まあ、移動系の原子力船、これが佐世保港には入ってくるわけよ。今、山田委員も言われたけど、基地内にも働いているけど、ここで働いている人は全中労だもんね。自民党には票を入れてくれないのよ。それははっきり言っておかないとね。

さっきから、針尾バイパスからどうだとか言っていて課長が答弁していたけど、図面だけでしか見てない。田中委員は現場を知っておらずから、勾配が急だと、取り付けが果たしてできるのかということまでわかるわけよ。あなたは図面だけ見て、取り付けできますとか、さっきの答弁を聞いてって、やっぱりそこら辺の意識が薄いと指摘せざるを得ないのよ。

ここの道については、23年に合同委員会で合意されてから、もうずっと続いているわけね。それで、ここの資料にも書いてあるけど、平成30年から31年で1億円、配置の検討よ。それから令和2年、3年で2,500万円、同調査よ。それから令和3年、4年で基本設計1億7,600万円。まだ実施設計までいかないわけね。

だから、これを考えてるとね、もう近隣の地元の移転に協力するという声もなくなるかもしれないと、こういう危機感がある中で、もっと急いでもらわないといけないということがあるんだけど、そこら辺について県として、もっと急がせるという意識があるのか、ないのか、そ

こら辺をご答弁いただきたいと思います。

【川原危機管理課企画監】前畑弾薬庫の移転につきましては、委員ご指摘のとおり、平成23年の合同委員会合意以降、もう11年という月日が流れております。確かにその間、調査設計とか、そういったものしか行われておらず、まずもって目に見える形のものがないということは県としても認識しているところでございます。

県としても、どうにかして早くできないかということについては、当然、事業主体であります九州防衛局に要望に伺った際には、かなり強くお願いしているところでございますけれども、あくまでも事業主体が国ということで、要望しかできない状況でありますけれども、そこは防衛省の政務三役にも政府施策要望等を通じて引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

【吉村委員】それは要望しかない、命令はできないからね。それはそうだけど、やっぱりこの中の文章を全部読んでみると、全部、同行、同行と書いてあるわけね。同行じゃないのよ、率先垂範して先頭に立って行ってもらわないといけないわけね。

だって、長崎県内の基礎自治体だから、佐世保市は、その上の自治体が県だから。やっぱりそこら辺、佐世保市にしか基地がないから、どうやこうやというので、あなたたちも緩いんじゃないかなと、そのように思うわけよ。だから、基地政策課なり、基地対策課なり、局なりというのをつくってもらいたいんだという要望をずっとするわけね。

この前、知事の答弁で、私の一般質問の時も、最後にちょこっと、わかるかわからんぐらいしか答弁しなかったけど、その知事の言葉を借りると、「県民に約束したことについては、責任があり、実現すべきものと考えている」とはっ

きり知事が言ったわけよ、そういう専門の部局の設置について。

そこら辺で、もう設置に向けて準備を始めんといけないと思うんだけど、総務部長、いかがですか。

【大田総務部長】知事も一般質問において、何度かご指摘をいただく中でお答えしましたとおりでございます。組織についてもしっかり検討していくという状況だと思っております。やはり組織である以上は、どういったことを実際に行っていくのか、人員の配置がどうかということもしっかり行政として詰めていく必要がございますので、令和5年度の組織改正がまず一つのところだと思いますけれども、そこに向けて議論を進めるとともに、いつ実現できるかということをしかりと庁内で議論していきたいと思っております。

【吉村委員】いつ実現できるかと言ったらいけないだろう。一日も早く実現します、だろう。そういう言葉で言ってもらわないと、こっちは困るんだけど。

神奈川県は大きい第7艦隊の本部があるところで、原潜も航空母艦がとまっているんだけど、あそこは基地対策部だものね、神奈川県は部がある。山口県は岩国基地対策室、沖縄県も基地対策課とあるわけよね。

佐世保市も旧4軍港都市の一つなのよ。そして渉外知事会の副会長を県知事がしている。そういうことをしているからつくれと言うわけじゃないんだけど、やっぱりそういうことを考えて。

さっきの原子力艦船も、令和3年は1回も入港しておりませんということだけど、これは局部的なところを取って入っていないというだけで、いつ何どき、どんどん入って来るということもある。入ってきたら、これは航空母艦だって潜

水艦だって、移動系の原子炉になるわけよ。移動系の原子炉というものを間近にするのは、横須賀、佐世保、中城という3つの港なのよね。だから、そういうところの重要性も考えると、やっぱりそこにきちっと対策を打つという。

神奈川県はね、やっぱり同じことなのよ。何の仕事をするかといったら、基地の整理・縮小・返還の促進、周辺対策の充実・強化、基地との連携の促進、全く一緒じゃないの、さっきからずっと出ているのとさ。

だから、やっぱりそういう意味でも、そういう対応をする部局、係というか、そういう政策的な拠点を一日も早くつくっていただきたいと思いますが、総務部長、もう一回どうですか。

【大田総務部長】私自身も、この関係の組織についての議論もしっかり承知をしているつもりでございます。

その中で、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、組織を置く以上は、どういったことをやっていくのか、具体論ですね、具体のところはどういったことをやっていくのか、あるいはどういう人員配置がいいのかといったところをしっかりと詰める必要がありますので、委員のご指摘は踏まえつつも、組織としてしっかりと検討を進めていきたいと考えております。

【吉村委員】 よろしく願います。

あと、ちょっと気づいたことで、基地以外のことなんですけど。先日、十八親和銀行の頭取が交代して山川頭取に代わりました。その時に企業説明会というのがあったんだけど、誰か出席されたかわからないけど、たまたま行きまして説明を聞いていました。そうすると、十八親和銀行の2021年決算で109億円の純利益、そして、地元のために頑張っているということが「4つの」S」というそうですよ。なんか

J Aのようだけど、これ、十八親和銀行の略だろうと思ったんですけどね。地元のため、事業のため、県民の皆さんの人生のため、それから銀行の従業員をサポートする、こういうことを言われておったんですが、長大ともアントレプレナーシップを結んだりして、起業家を育成するとか、思案橋支店が要らないようになったので、「ダイアゴナル・ラン・ナガサキ」というコワーキングスペースをつくってやっておりますと。県がやりよることと重なることがあるなと思って聞いていたんだけど。

財政課長、県も財政が厳しい折に、こういう事業者と連携して、重なる部分はなるべく県が費用を負担しなくてもいいように一緒になってやったらどうかと思ったんだけど、感想を聞かせてくれませんか。

【小林財政課長】委員ご指摘の点につきましては、財政課、県庁全体としてしっかりと考えていくべき話だなと思っております。財政的に厳しい状況でございますので、様々な主体と連携をしながら事業を進めていく、県勢の発展に努めていくという姿勢が大切だと考えております。

【吉村委員】最後にしますが、109億円純利益が出ました、そして経費は54億円削減できましたというわけよ。なかなか事業形態としてはうまくいっているという説明になるんだけど、63の支店が閉鎖された、これが完了しましたというわけです。その閉店した支店の近くの人たちは不便になってくるわけね。そこを不便にならないように利便性の確保はちゃんとやるんですよという話にはなるんだけど、だからこそ、なおさらと思うんだけど、こういう地域貢献ということに前向きに取り組んでいくという話をされるので、頭取のところに行ってから話を聞いてみないですか、財政課長。こう聞いたけど、

一緒になって何かやれないだろうかとか言ってね。そういうことをされたらどうかと思いますけど、いま一度、どうですか。

【小林財政課長】十八親和銀行とは、各部局、いろんなところで話をしながら、今後の事業の展開等も含めて話をしているところではございます。財政課としても何か連携しながらやっていくということができないのかどうか、検討してみたいと思います。

【吉村委員】よろしく。

以上です。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木副委員長】お疲れさまでございます。大きく2点、質問をさせていただきます。

1点目が、一般質問でも取り上げさせていただいたんですけれども、コロナの感染段階について、まず知事にご答弁いただいて、そこを私が聞いたのは、感染段階を引き上げる時も遅かったではないかという質問をして回答をいただきました。その後、答弁に対して、私は、感染段階を下げる時も同じように当てはまると思ったので、3月に感染段階を引き下げる時と6月に感染段階を引き下げる時、今回、6月の方が遅くなっている理由は何ですかということを聞いたんですよ。その時、総務部長からご答弁をいただきました。もちろん、総合的判断ということと、地域ごと、長崎、佐世保は感染状況が余り改善がというようなお話だったんですけど、実際、理由は何だったんですか。

【伊達総務部次長】3月26日にレベル1に引き下げた際、その時にはレベル1の水準に下がって8日後と、そして、6月9日にレベル1の水準に引き下げた際には16日経過後だったということで、6月9日の方がかなり遅い判断ではなかったかというようなご趣旨のお尋ねでございます。

総務部長が一般質問の折にもご答弁申し上げましたけれども、確かに、6月9日のレベル1への引き下げの際には、16日経過後ということで、その判断を少し慎重に行ったところであります。これは特に人口が多くて考慮が必要な長崎医療圏、そして、佐世保医療圏が5月末までレベル2 - の基準を超過しておりました。それと併せまして、5月末から6月上旬にかけて県南医療圏の病床使用率が、3日間でございますが、30%を超えた時期があったというようなこと。併せて、新規感染者数が依然として200人を超えるような、週1日平均の人数が出ておりましたので、そういったことを総合的に考慮して、前回よりも少し遅い判断でございましたけれども、レベル1に6月9日に引き下げたということでございます。

【赤木副委員長】わかりました。ただ、遅かったということは当てはまるのかなと思うんです。いろんな判断があったと思うんですけど、そこに対しての説明がなかなか、私自身、知事の会見とかも見ましたが、知事の方針からすれば、経済を回す、社会経済活動を回す方に軸足を置くものと思ったのに対して、このように遅くなった理由は、もっと明確に述べないといけないのかなと。今のお話を聞けば県民の方も理解するところもあると思うんですけど、オミクロンの今の段階になれば、やはり経済を回す方に望んでいる県民の方も多い、コロナに大分疲れている方も多いと思いますので、今、レベル0の指標になっていますけれども、それに対しての見解というのは、ツイッターでも発信いただいているのは見ております。そういったように県民に寄り添った情報発信を今後も引き続き行っていただくよう、よろしく願いいたします。

もう一点、長崎県関係人口情報発信業務委託、

先ほどもお話があったんですけど、「長崎の変」ですね。もちろん、関係人口を増やすことが目的であるというのは、わかってはいるんですけど、指標としてなかなかわかりづらい部分もあるのかな、目的に対しての関係人口、いろんな方に見られたと、インプレッションも増えたとか、そういうのは確かにわかるんですけど、じゃ、どうやって関係人口を増やすのか、なかなかわかりづらい部分はあると思います、客観的に見てもですね。

くまモンのキャラクターを使った商品売上げで1兆円を超えたというのがよく報道されているんですけど、「長崎の変」の猫のキャラクターも開放して様々な商品に展開されると思うんですけど、今、売上げとか把握されていますでしょうか。

【椿谷広報課長】猫のデザインを使いまして、様々な商品、また、地域活動に利用いただいております。今、委員からご指摘がございました売上げについては、県の方では把握しておりません。

【赤木副委員長】ぜひ、これは把握すべきだと思うんですね。これも大事な指標と思ってまして、これがどんどん広まれば地域の住民の方、いろんな事業者の方も潤うというか、商品展開もさらに広がることにもつながると思います。

これは福山さんもプロデューサーとして関わっていることですから、できているかどうかはわからないんですけど、福山さんはライブで各地を回ってますので、そこで商品を手に取っていただくとか、販売するとか、いろんな展開、ただ単に長崎県内だけで商品を展開するだけじゃなくて、いろんな場所で売るということも念頭に置いてアミューズさんとかと交渉もしないといけないのかなと思っていますが、そういっ

たところはできているんでしょうか。

【椿谷広報課長】本事業のクリエイティブプロデューサーである福山雅治さんが、いろんな活動、今おっしゃったコンサートであるとか、また、ご自身が出演されているラジオの中で、このプロジェクトについて取り上げていただきまして情報発信をいただいております。

また、各地で行われる、先ほど言いましたコンサートの会場においても、このプロジェクトで制作しました動画について放映をいただいているといったことも聞いております。

【赤木副委員長】動画としては流れているというお話でした。私も見たことはあったんですけど、ぜひとも商品、せっかく開放して、いろんな事業者さんに関わっている状況でしたら、さらにメリットを高める上でも、そういう場所で直接販売できるような仕組みづくりというものをつくっていただければ、さらに多くの方にも知っていただくきっかけになるのかなと思いますので、これは提案させていただきます。

以上です。

【北村委員長】委員長を交代します。

【赤木副委員長】北村委員長、発言をどうぞ。

【北村委員長】プッシュ型の情報発信についてお尋ねをいたします。

6月21日に本県に大雨警報、土砂災害警報などが発令されました。そんなに被害はなかったんですけども、危機管理課におかれては、5時11分にツイッターで警報を発信されて、本当に朝早くからお疲れさまでした。危機管理課のツイッターアカウントは8,871の方にフォローされておりまして、警報のツイートは75リツイート、202の「いいね」がついて、なかなかいいんじゃないかなと思っていたところです。

何が言いたいかというのは、お疲れさまでし

たということなんですけれども、それをさらに広げていかなきゃいけないなと思っているんですね。ツイッターをやっていない人は見ていないわけで、一般質問で少し触れましたけれども、こういった緊急性が高い情報というのは、ラインを使ってプッシュ型の情報発信にするべきなんだろうと私は思っております。一般質問では、子どもの事故防止について啓発していくんだという内容でしたけれども、長崎県も公式ラインを稼働させているというようなことをお伺いしております。

この部屋にいらっしゃる皆さんにお尋ねしますが、長崎県の公式ラインとお友だちになっていらっしゃる方は、どれくらいいらっしゃるでしょうか。

結構でございます。

午前中確認しましたら、738の方が長崎県の公式ラインとお友だちになられてますね。大村市は、運用から少し経っているので比較はできないかと思いますが、1万5,337名の市民がプッシュ型で情報を毎日受け取っているということです。

このラインのアカウントは、情報を発信し過ぎると、ロックされるというか、面倒くさくなって、うざいなって言ってブロックされるという話があるんですが、大村市については、ほぼ毎日、2~3回来る時もあるんですよ。1万5,000名以上の市民の方が、それは見られているというような状況であると思います。長崎県は広報課が所管をしていらっしゃると思います。こういった状況なので、738人の県民しか見てないという状況ですから、これをどの程度まで、どうやって広げていくのかというような目標とか、そういったものがあればお聞かせ願いたいなと思います。

【椿谷広報課長】今、委員からご指摘がございましたように、6月24日、今日現在で738名といった友だちの登録となっております。九州の他県の公式ラインと比べましても、数字的には大変低いなといったことは十分認識しているところでございます。

原因の一つとしましては、本県の公式ラインを始めたタイミングが遅かったといったところもあって、開設から3か月に満たないということが一つ。それから、リッチメニューということで、ラインのメニューの中にコロナの総合ページを上げておりますけれども、既にコロナの公式のラインがございますので、そちらに加入されている方については、県広報課のこの公式ラインについては加入しないといった選択をされている方もいらっしゃると思っております。

具体的な目標については、県のツイッターで大体5,000人を超えるフォロワーがおりますので、少なくともそこは一つの目標として超えていきたいと、現在考えているところでございます。

【北村委員長】わかりました。大村市が1万5,000人で県が何百人というのが、やはり地元の情報の方が大切だというようなことを考えれば、県は要らないのかなというような判断をされるかもしれませんが、緊急性が高い情報というのは、プッシュ型で即座に県民の皆さんに配信できる方法というのは非常に大切なのかなと。やっぱり究極のものがエリアメールですね、一斉に皆さんのスマートフォンが鳴り始めるとい、ああいった状況を何とかつくれるようにしていただきたいな、努力をしていただきたいなと思います。

ちなみに、私が長崎県とお友だちになったのは509番目ぐらいでした。職員は4,000人いるん

ですから、4,000人すぐ登録できるでしょうと、努力してください。

以上です。終わります。

【赤木副委員長】委員長を交代します。

【北村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ほかに質問がないようですので、意見書の審査を最後に行います。

「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」の提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

(文案配付)

【北村委員長】それでは、意見書提出についての提案趣旨説明等を私の方からさせていただきます。

「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」の趣旨説明でございますが、本意見書は、県が国に対して政府施策要望を行っていることを踏まえ、県政推進のためには地方財政の充実・強化が大変重要であることから、毎年、この時期に提出をしているところであります。

令和5年度の政府施策に関する提案・要望書における地方創生、人口減少対策に必要な財源措置の充実についてや、昨年の意見書をベースにしつつ、コロナ禍や原油価格、物価高騰等の影響といった現在の動きを踏まえた構成としております。

内容を簡単に説明いたしますと、1から3番目の項目は、基本的な事項として従前どおりの意見とさせていただきます。

4番については、今後の感染状況や地方における財政需要、物価高騰等の影響を踏まえた十分な対策を求めるものであります。

5番から7番については、地方創生の推進に必要な財源措置や、地方創生関連予算の十分

な確保を求めるものであり、特に6番において、政府施策要望と同様に、地方自治体が地域社会のデジタル化にしっかりと取り組めるよう、地方財政計画における地域デジタル社会推進費の拡充を求める内容を今回盛り込んでおります。

8番については、会計年度任用職員制度に伴う財政措置を、また、9番については、地方の基金残高が増加しているとの理由だけをもって地方交付税の削減を行わないよう、それぞれ継続して要請を行うものであります。

以上、各委員の賛同を賜りますようお願いをいたします。

ただいま説明をいたしました「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】質問もないようですので、意見書の提出について、採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で委員会の審査が終了いたしましたので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時25分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時27分 再開

【北村委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、正副委員長にご一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【北村委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時28分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和4年6月24日

総務委員会委員長 北村 貴寿

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 72 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 73 号 議 案	長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 76 号 議 案	財産の処分について	原案可決
第 77 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 86 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
報 告 第 20 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承 認

計 6 件（原案可決 5 件・承認 1 件）

委 員 長 北 村 貴 寿

副 委 員 長 赤 木 幸 仁

署 名 委 員 中 島 浩 介

署 名 委 員 吉 村 洋

書 記 中 尾 勝 三

書 記 田 崎 直 美

速 記 (有)長崎速記センター